

淡

海

子

ど

も

・

若

者

プ

ラ

ン

子ども・若者が笑顔で
幸せに暮らせる滋賀



令和7年

滋賀県

目 次

I 計画の策定について	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 計画における「子ども・若者」の定義	
II 子ども・若者を取り巻く主な現状・課題	3
1 子どもの権利が守られる社会づくり	3
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	4
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	12
4 社会的養育の推進	18
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	26
6 ひとり親家庭への支援の推進	30
7 安心・安全な子育て環境の整備	34
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	64
III 基本理念	68
IV 基本施策	69
1 子どもが守られる社会づくり	69
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組	71
(1) 多様な遊びや体験の機会の確保、社会参画活動の活性化	
(2) 夢と生きる力を育む学校教育の充実	
(3) 子ども・若者の居場所づくり	
(4) 若者の希望を叶えるための取組	
(5) 子ども・若者の健全な育成環境の整備等	
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援	79
(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援	
(2) 非行少年等への対応	

4	社会的養育の推進	84
(1)	妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化	
(2)	児童虐待の早期発見・早期対応	
(3)	子どもの保護・ケア	
(4)	親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化	
(5)	子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化	
5	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	92
(1)	子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援	
(2)	貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援	
(3)	一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
(4)	世帯の生活を支えるための経済的支援	
6	ひとり親家庭への支援の推進	100
(1)	生活の安定と自立のための経済的支援	
(2)	自立のための就労支援	
(3)	安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	
(4)	きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発	
7	安心・安全な子育て環境の整備	106
(1)	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	
(2)	全ての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
(3)	子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
(4)	子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり	
(5)	仕事と子育ての両立支援	
8	子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	126
(1)	社会全体で子育てを支える環境づくりの推進	
(2)	共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
V	基本理念の実現に向けた大切な視点	130
VI	プランの推進	134
	目標設定	138
VII	資料編	146

I 計画の策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

本県では、子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年3月に「淡海子ども・若者プラン」を策定しました。その後、社会情勢や国の動き等を踏まえて、平成27年3月、令和2年3月にそれぞれ改定を行い、子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して、施策を推進してきたところです。

それ以降、国においては令和5年4月にこども家庭庁の設置やこども基本法の施行がなされたほか、同年12月には全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指して、こども大綱が策定されました。

本県においても令和6年4月に子ども若者部を創設し、「子ども・子ども・子ども」(一人ひとり主体としての子ども、社会の一員としての子ども、未来の希望としての子ども)を県政の重要な柱として、子どもの意見の反映や子どもを中心に置いた施策の構築を行うなど、子ども・若者政策の一層の推進を図っているところです。

こうした状況を踏まえ、本県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、推進していくため、当事者である子ども・若者の意見を踏まえ、今後5年間の中期的な計画の策定を行います。

(2) 計画の位置づけ

- ①滋賀県が取り組む子ども・若者政策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ②滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画や滋賀県保健医療計画、滋賀県教育振興基本計画等の各分野における計画等と整合した計画
- ③滋賀県子ども基本条例に基づく計画
- ④関係法令等に基づく以下の計画の位置付けを併せ持つ計画
 - ・子ども・子育て支援法第62条に規定される「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される「都道府県子ども・若者計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定される「自立促進計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条に規定される「都道府県行動計画」
 - ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定される「都道府県子どもの貧困対策計画」
 - ・こども基本法第10条に規定される「都道府県こども計画」
 - ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

(3) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年の計画とします。

(4) 計画における「子ども・若者」の定義

本計画においては、「子ども」はおおむね18歳未満の者を対象とし、また「若者」はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満を対象としますが、施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とします。(個別の規定がある場合は各法令等の規定によることとします。)

なお、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう配慮します。

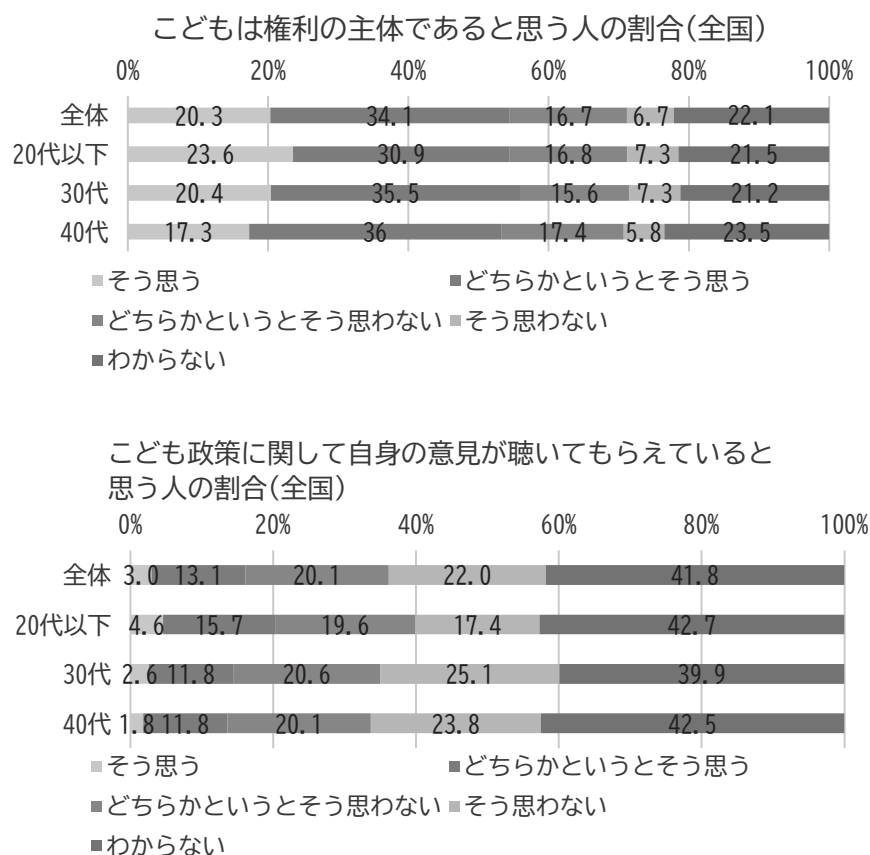
Ⅱ 子ども・若者を取り巻く主な現状・課題

1 子どもの権利が守られる社会づくり

- ・子どもに関わる施策について、子どもの意見を聴き、反映する仕組みが十分な現状であるとは言えません。子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められています。

【子どもの権利・意見聴取に関する状況】

「こどもは権利の主体であると思う」との回答（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）は、54.4%ですが、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う」との回答（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計値）は、16.1%となっています。



(資料)こども政策の推進に関する意識調査(こども家庭庁)(R5)

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

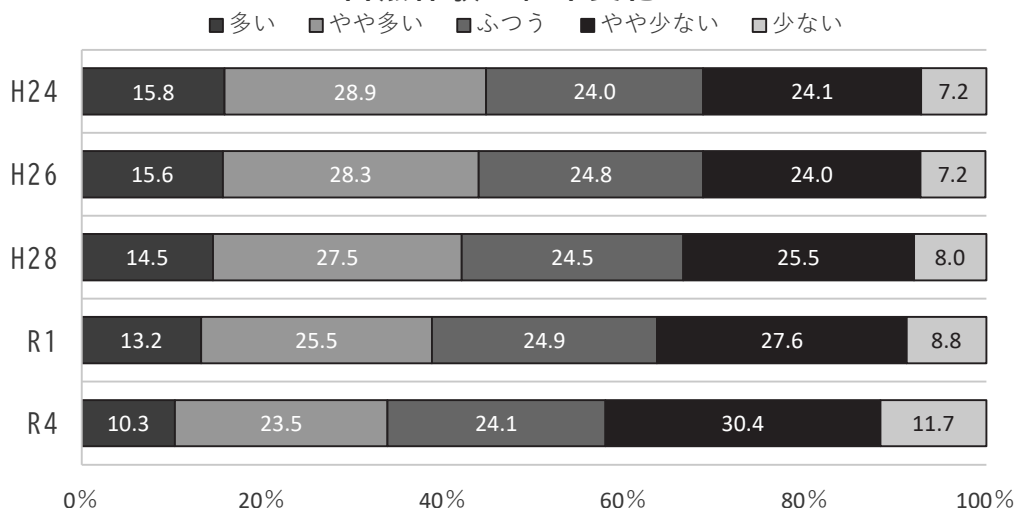
- ・子ども・若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場の減少が指摘されています。遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であり、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりが必要です。コロナ禍を経て人と人とのつながりの大切さが再確認されており、対面でのつながりにより情緒を育むことが大切です。あわせて、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成が必要です。
- ・今後、人口減少や少子高齢化、技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測されます。こうした時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。
- ・若者が幸せを感じるための要素として、自分らしい生き方ができることを重視している状況を踏まえ、就労や結婚をはじめとした若者の希望を叶えるための支援を行います。
- ・子どもの健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子どもを保護するため、スマートフォン等のフィルタリング措置の普及などにより、子どもが有害情報に接する機会を減らす必要があります。

【体験活動の状況】

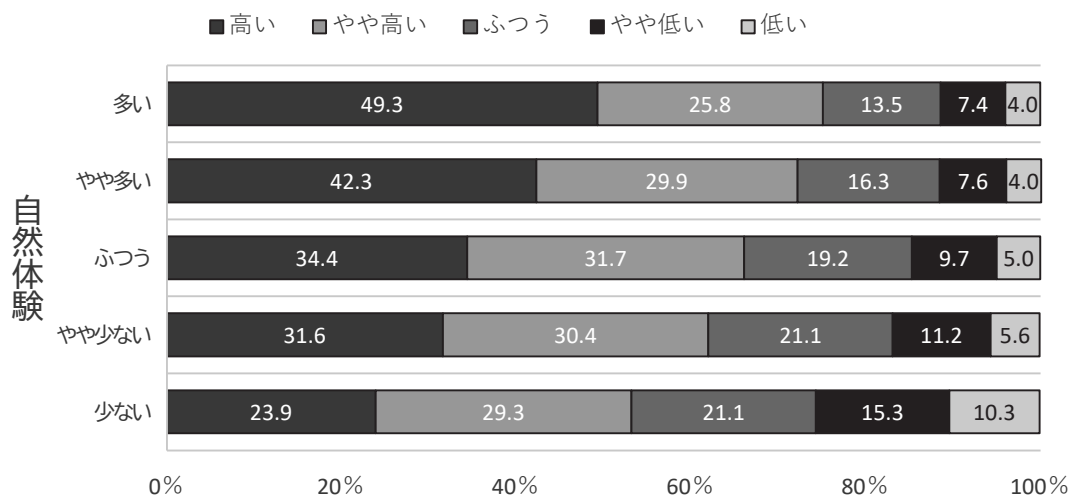
自然体験を尋ねる設問の回答状況から5段階に分類した場合、「多い」、「やや多い」に該当する子どもの割合は10年間で減少傾向にあります。

また、自己肯定感に関する設問への回答状況を5段階に分類した場合、自然体験が豊富であるほど、自己肯定感も高い傾向が見られました。

自然体験の経年変化



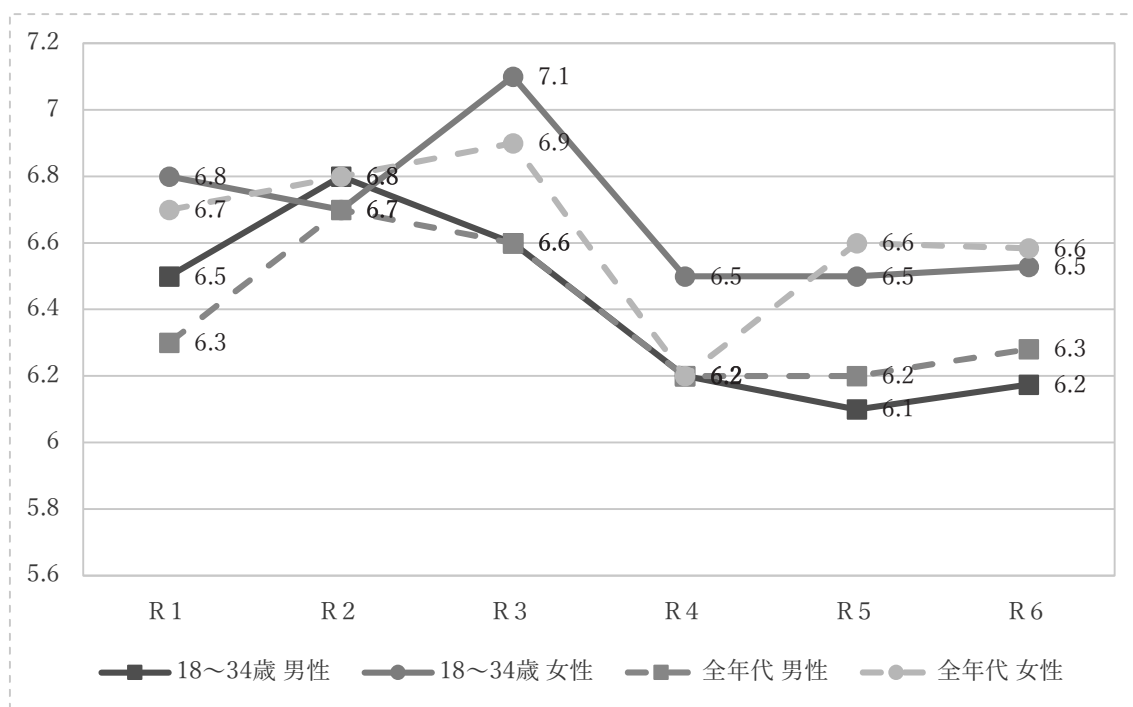
自己肯定感



(資料) 青少年の体験活動等に関する意識調査 独立行政法人青少年教育振興機構 令和4年度

【若者が感じている幸せの度合い】

若い年齢層（18～34 歳）では、10 点を満点として、令和 6 年度は男性 6.2 点、女性 6.5 点が平均となっています。幸せを感じるにあたり特に大切だと思うこととして、男性では「自分らしい生き方」、女性では「身体の健康」が最も多い回答となっています。



（資料）県政世論調査

「感じている幸せの度合いについて、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」の回答状況）

幸せを感じるにあたり、特に大切だと思う項目（18～34 歳）（一部抜粋）（R6）

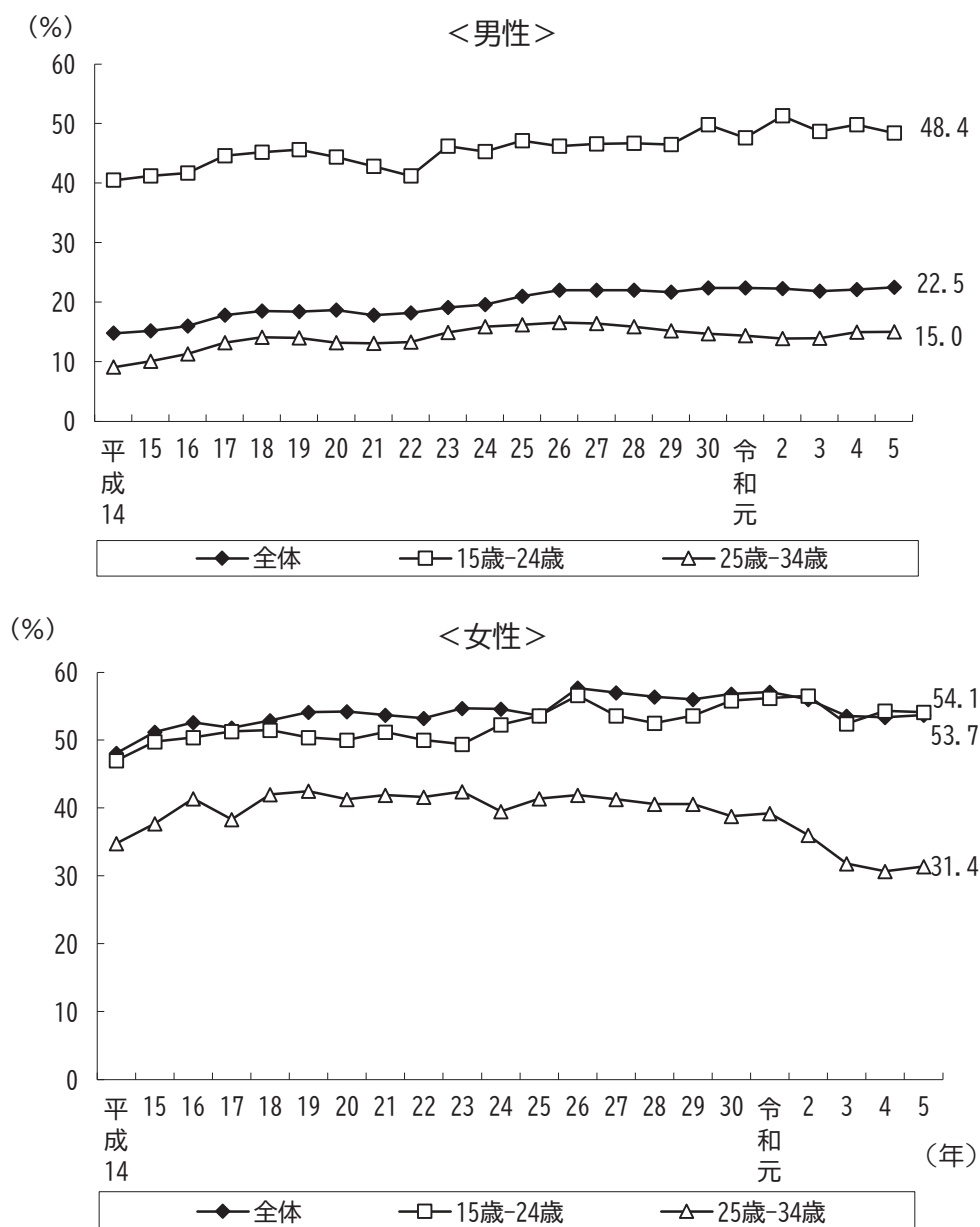
	自分らしい生き方	家計(消費・所得)	身体の健康	こころの健康	子育て(環境・教育)	仕事	豊かな自然環境	共生社会
男性	63.8%	46.2%	58.4%	57.8%	24.9%	38.0%	18.3%	20.2%
女性	65.8%	47.2%	68.8%	68.6%	27.4%	46.1%	23.7%	29.2%

【雇用環境の変化】

全国ベースで平成14年と令和5年の男性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、14.8%から22.5%、40.5%から48.4%、9.1%から15.0%と大きく増加しています。

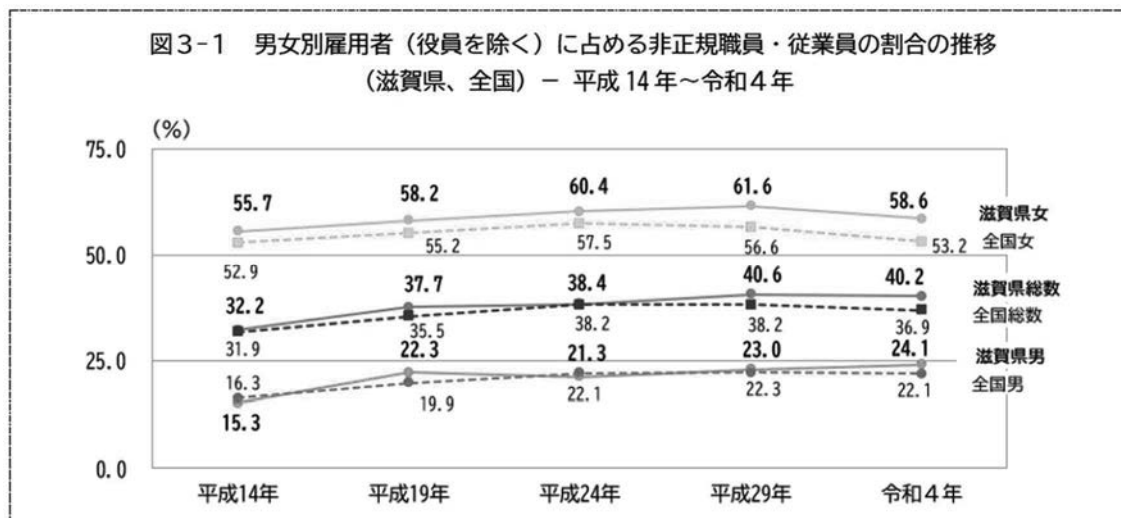
同じく、平成14年と令和5年の女性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳の年齢では、それぞれ、48.1%から53.7%、47.0%から54.1%へと増加しているものの、25歳から34歳の年齢では、34.8%から31.4%へと減少しています。

非正規雇用者の比率の推移（全国）



(資料) 総務省統計局「労働力調査」

男女別雇用者（役員を除く）に占める非正規職員・従業員の割合



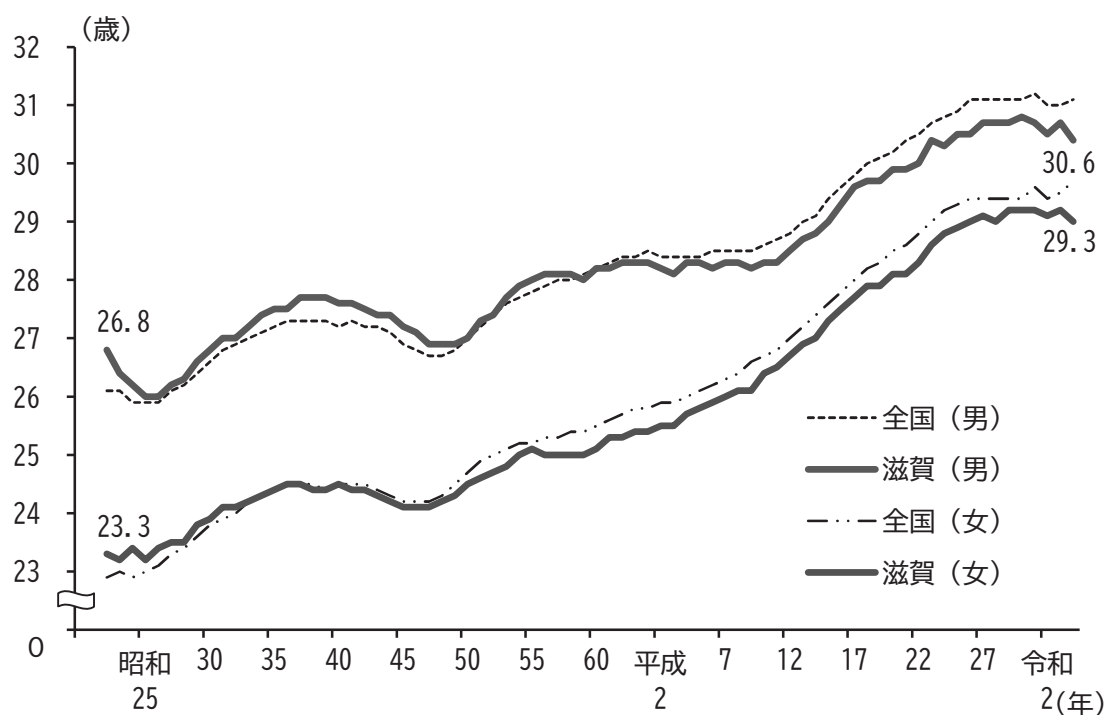
(資料) 就業構造基本調査 総務省

【晩婚化、未婚化の進展】

本県の平均初婚年齢は、上昇し、令和5年の平均初婚年齢は夫 30.6 歳、妻 29.3 歳となっています。夫妻ともに全国を下回っています。

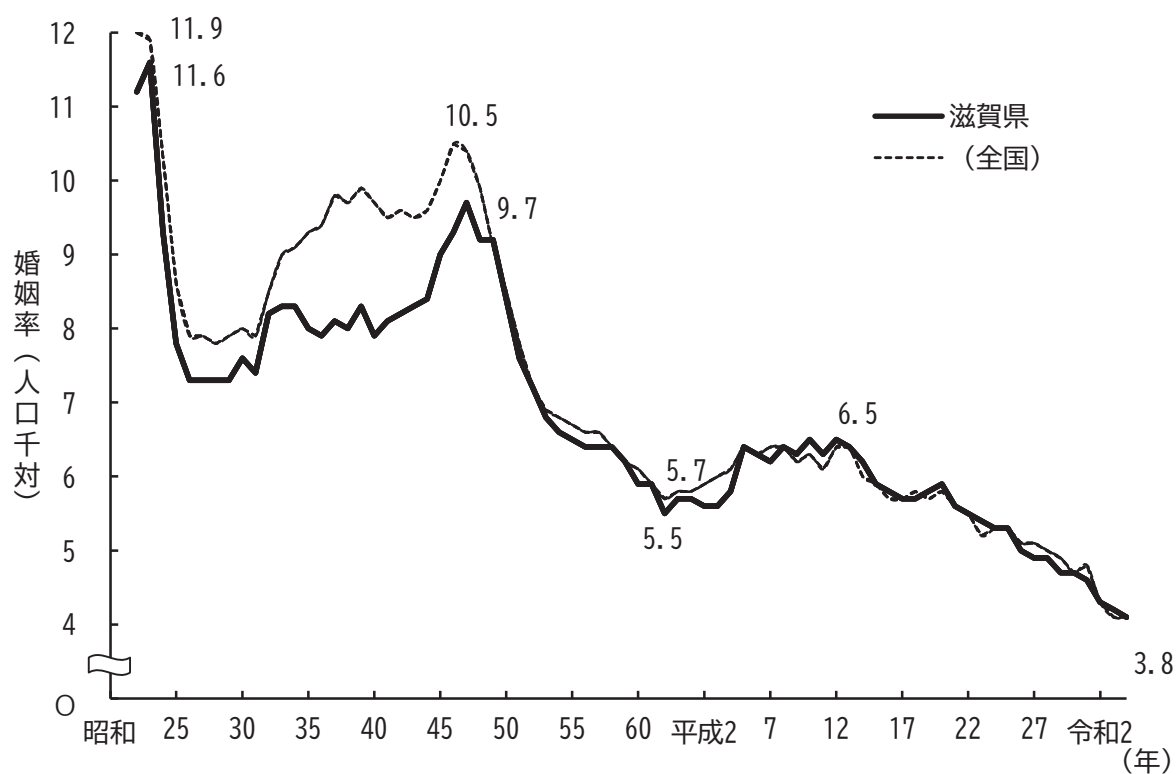
また、婚姻率（人口千対）は平成12年以降低下傾向にあり、令和5年は3.8 となっています。

平均初婚年齢の推移



(資料) 令和5年人口動態統計 厚生労働省

婚姻率（人口千対）の推移



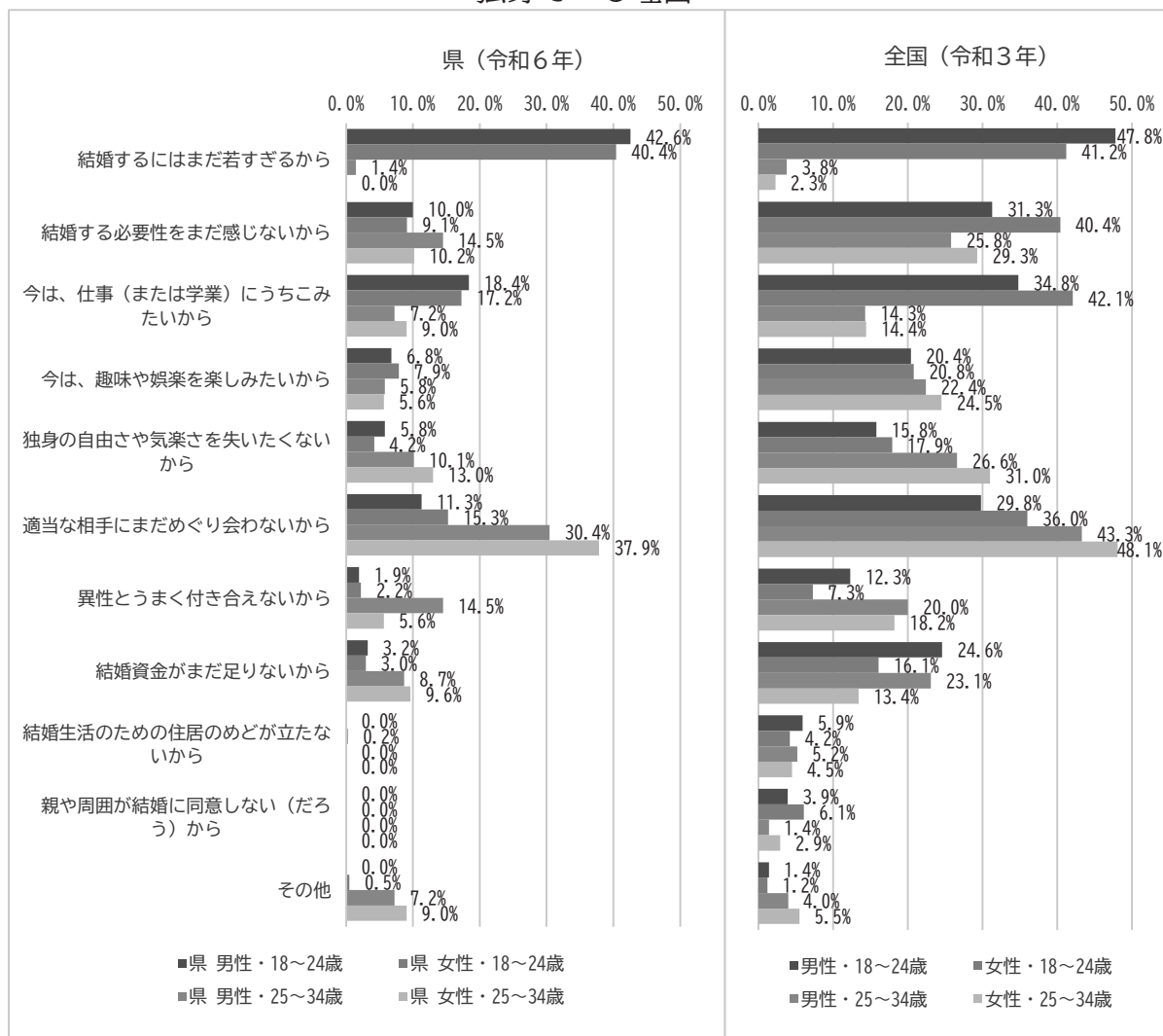
（資料）令和5年人口動態統計 厚生労働省

【結婚に関する意識の状況】

若い年齢層（18～24 歳）では「結婚するにはまだ若すぎるから」、「結婚する必要性をまだ感じないから」、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」といった、積極的な結婚の動機がないことが現在独身でいる理由の上位に挙げられています。

25～34 歳では、「適当な相手にまだめぐり会わないから」の選択率がもっとも高くなっています。

独身でいる理由



（資料）滋賀県 結婚に関する県民意識調査（令和6年）

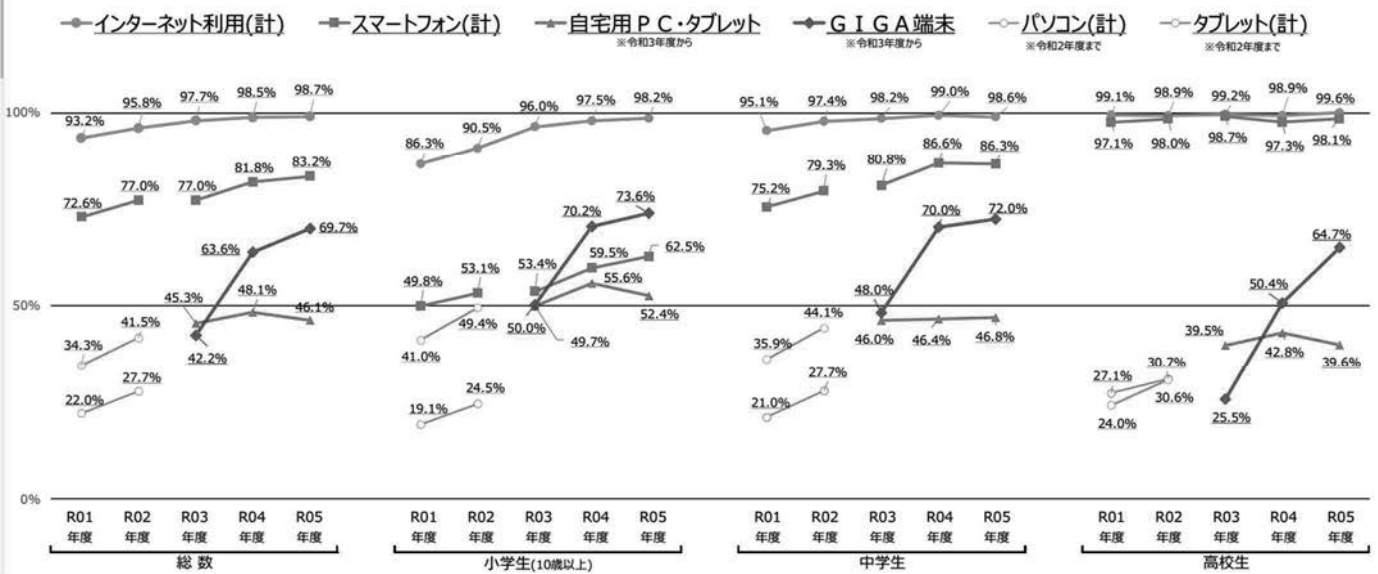
国立社会保障・人口問題研究所現代日本の結婚と出産 ー第16回出生動向基本調査（独身者調査
ならびに夫婦調査）報告書ー（令和3年）

【子ども・若者のインターネット利用状況】

令和5年度の内閣府調査による子ども・若者のインターネット利用状況を見ると子ども・若者の9割以上がインターネットを利用しています。高校生の98.1%、中学生の86.3%、小学生の62.5%がスマートフォンを利用しており、利用状況はどの学年も増加傾向にあります。

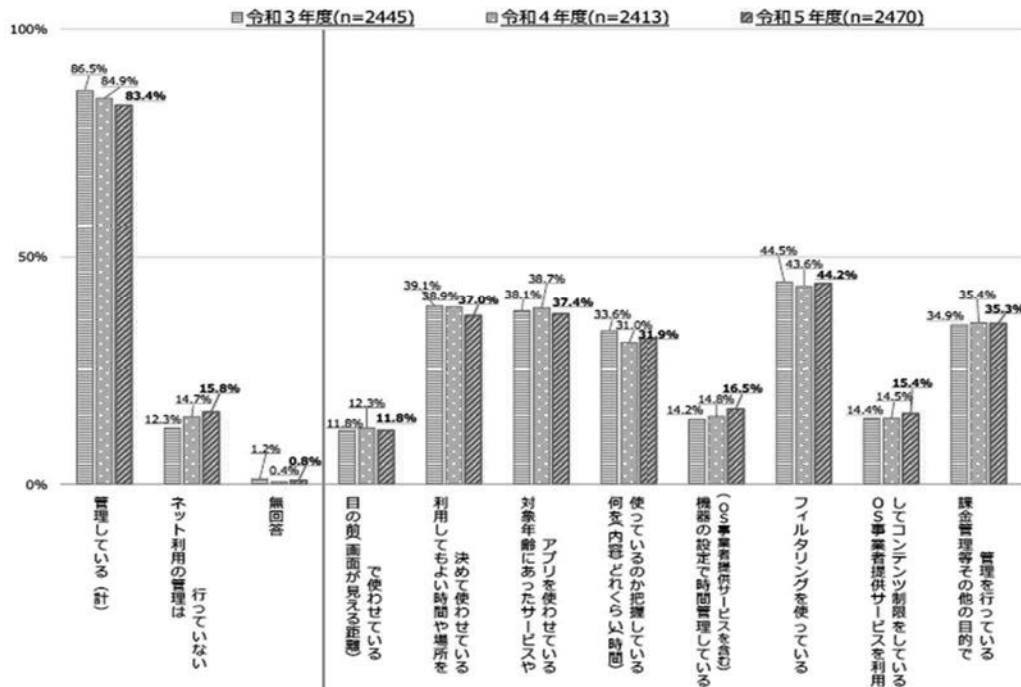
令和5年度は、保護者が子どものスマートフォン利用の管理を行っている割合は83.4%です。フィルタリングを使っている保護者の割合は44.2%にとどまっています。

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（令和元年度から令和5年度）



(資料) 令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 子ども家庭庁

青少年の保護者の取組の経年比較
(スマートフォン/令和3年度から令和5年度)



(資料) 令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 子ども家庭庁

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

- ・不登校の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の厳しさが増していることや、価値観の多様化等により、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- ・非正規雇用や若年無業者（ニート）の増加など、厳しい就労状況にある若者も少なくないことから、就労支援の充実が必要です。
- ・ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、ヤングケアラーなど、子ども・若者の抱える問題が深刻化、複雑化しており、困難な状況にある子ども・若者への支援が必要です。
- ・非行等からの立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、ニーズに合った就学・就労支援、居場所づくりなどにより、社会的・経済的自立につなげるための取組が必要です。

【ニートの数の推移】

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

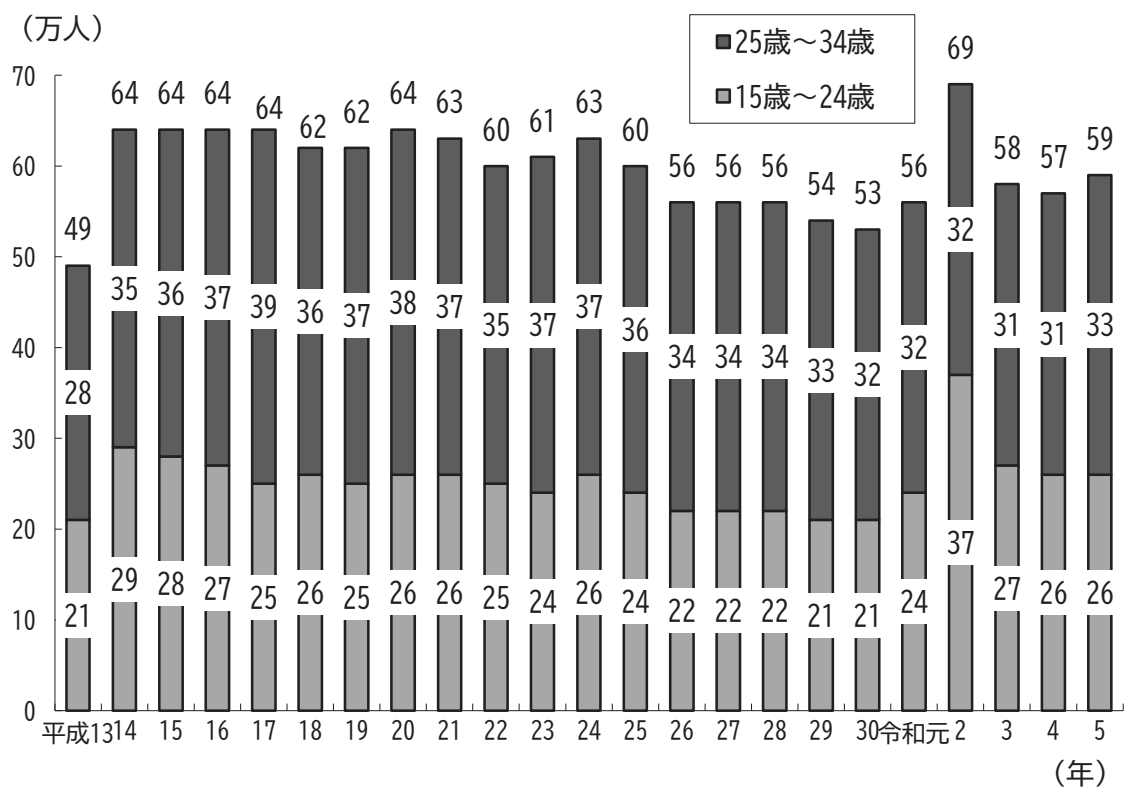
(1) 全国のニートの状況

令和5年 59万人（総務省統計局「労働力調査」より）

(2) 滋賀県のニートの状況

令和4年 約6,400人（総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」より）

ニート数の推移（全国）



(資料)労働力調査 総務省

【いじめの状況】

令和4年度にいじめを認知した学校数は366校(95.1%)、総認知件数は11,716件(前年度9,823件)で過去最多です。公立小学校は8,896件(前年度7,457件)、公立中学校は2,571件(前年度2,114件)であり過去最多となりました。県立高等学校は185件(前年度207件)と減少、特別支援学校は64件(前年度45件)であり過去最多となりました。全国的には全校種でいじめの認知件数は増加し、本県においては県立高等学校を除く全ての校種で増加しました。認知件数の増加は、各校がいじめの早期発見に努め、積極的に認知を行い対応していることが主な要因と考えられます。

小学校（公立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数
平成30年度	212	4,966	95.5	60.8	16,960	421,116	86.2	66.5
令和元年度	214	5,561	96.4	68.5	17,294	479,447	88.6	76.4
令和2年度	216	6,153	98.2	76.2	16,798	416,861	86.9	67.1
令和3年度	216	7,457	98.2	93.3	16,978	496,094	88.6	80.7
令和4年度	218	8,896	99.1	112.5	17,222	545,958	90.5	89.8

中学校（公立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	95	1,750	95.0	44.9	8,361	93,921	87.7	31.3
令和元年度	99	1,988	99.0	51.1	8,438	102,738	88.9	34.5
令和2年度	97	1,875	99.0	48.2	8,086	78,537	85.6	26.5
令和3年度	98	2,114	100.0	53.7	8,157	95,263	86.7	31.9
令和4年度	98	2,571	100.0	65.6	8,278	108,335	88.3	36.5

高等学校（県立）におけるいじめの認知状況の推移

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合（％）	生徒1,000人あたり認知件数
平成30年度	45	117	88.2	3.7	2,802	13,134	68.1	5.8
令和元年度	51	220	100.0	7.0	2,860	13,918	69.6	6.3
令和2年度	46	177	90.2	5.8	2,440	10,238	59.6	4.8
令和3年度	46	207	90.2	7.1	2,390	11,129	58.7	5.4
令和4年度	42	185	82.4	6.5	2,541	12,179	63.0	6.1

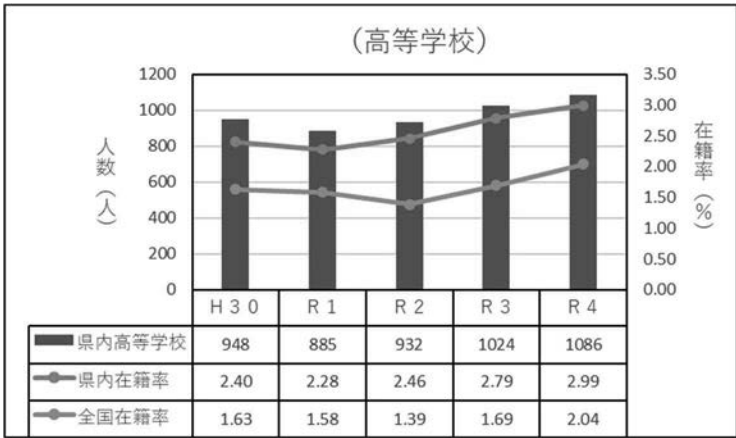
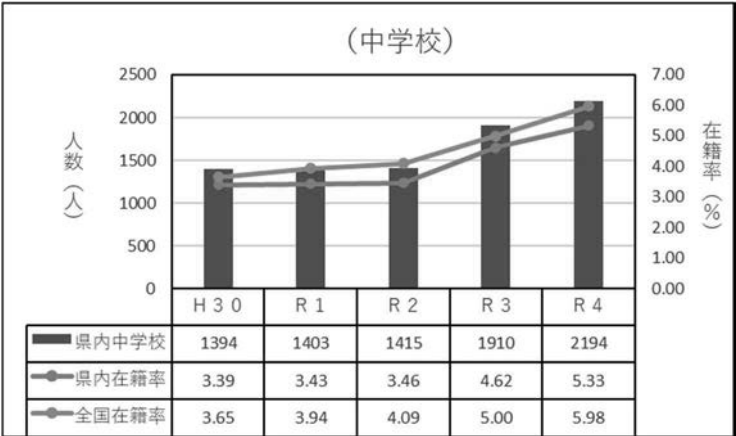
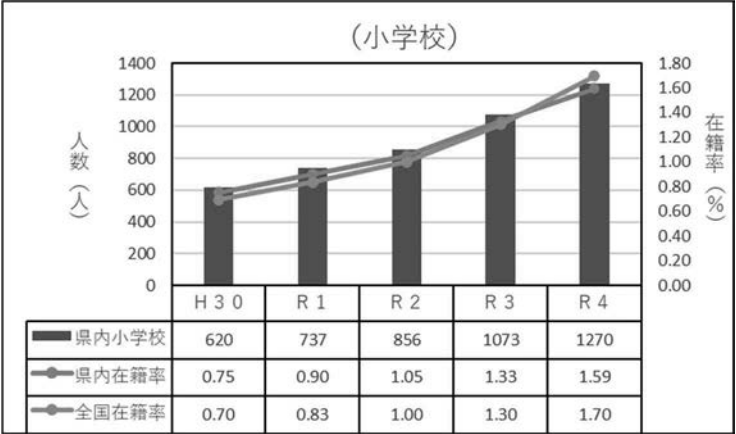
特別支援学校におけるいじめの認知状況の推移

	滋賀県		全国	
	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数
平成30年度	11	14	467	2,570
令和元年度	11	28	497	2,963
令和2年度	6	18	449	2,203
令和3年度	10	45	475	2,623
令和4年度	8	64	476	2,928

（資料）滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

【不登校の状況】

不登校の状態にある児童生徒数は近年増加傾向にあり、令和4年度においては、小学校で1,270人、中学校で2,194人、高等学校で1,086人であり、過去最多となっています。



(資料) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課調べ

【ヤングケアラーの状況】

令和3年度に実施した「子ども若者ケアラー実態調査」における学校を対象とした調査では、ヤングケアラーと思われる児童生徒（以下、「子ども若者ケアラー」）の有無については、回答した331件の学校のうち、「いる」と回答した学校が165校（49.8%）とほぼ半数となっています。また、学校区分別に見ると、中学校および高校では「いる」の割合が60%を超える結果となっています。

（資料）令和3年度滋賀県包括的・重層的支援体制整備推進事業委託

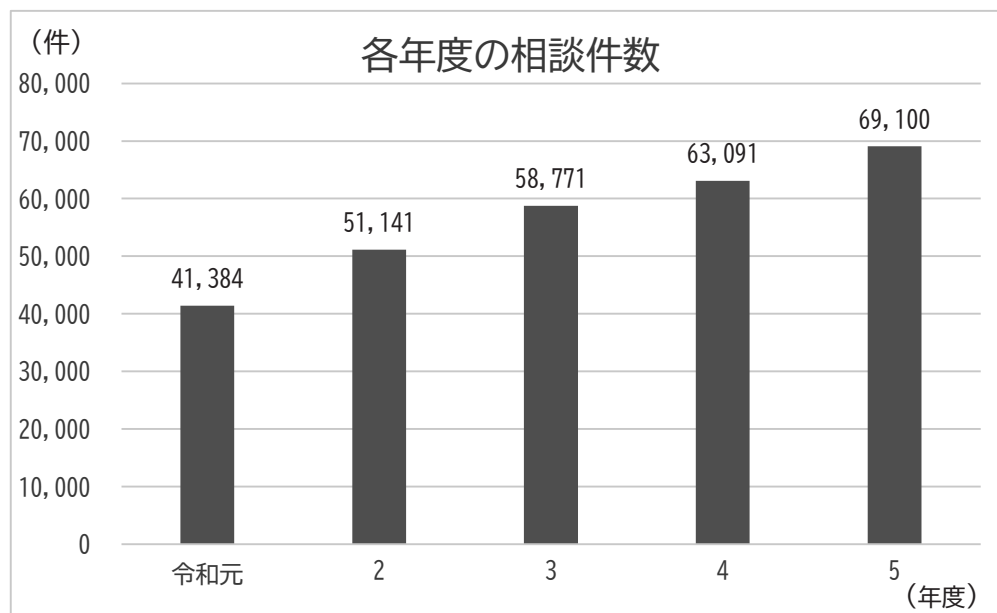
「子ども若者ケアラーの有無」

学校区分	いる	いない	わからない	無回答
全体(n=331)	165 49.8%	137 41.4%	27 8.2%	2 0.6%
小学校(n=187)	73 39.0%	102 54.5%	11 5.9%	1 0.5%
中学校(n=86)	57 66.3%	22 25.6%	6 7.0%	1 1.2%
高校全日制(n=48)	30 62.5%	11 22.9%	7 14.6%	0 0.0%
高校定時制・通信制(n=10)	5 50.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%

「子ども若者ケアラー実態調査報告書」

【子どもの性犯罪・性被害の状況】

令和4年度に全国のワンストップ支援センターへ寄せられた相談件数は、前年度比7.4%増の約6万3,000件となっています。



（資料）内閣府男女共同参画局

【少年非行の状況】

過去5年間の非行少年等の状況については増加が見られ、特に昨年は、非行少年のうち、窃盗などの刑法犯罪で検挙・補導された刑法犯少年が大幅に増加（＋47.3％）しました。

非行少年等の推移

区分		年次	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年		336	336	346	355	523
		犯罪少年	232	236	227	249	357
		触法少年	104	100	119	106	166
	特 別 法 犯 少 年		53	48	33	54	57
		犯罪少年	45	44	30	43	46
		触法少年	8	4	3	11	11
	ぐ 犯 少 年		1	4	1	1	1
	計		390	388	380	410	581
不 良 行 為 少 年			1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

(人)

(人)

不良行為で補導された少年は 2,222 人で、前年に比べ 30 人増加しました。行為別では、深夜はいかいが 891 人で最も多く、続いて喫煙の 701 人、怠学の 257 人となっています。

主な不良行為の補導状況【単位：人】

行 為	補 導 人 員				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
深夜はいかい	929	769	796	759	891
喫煙	672	678	581	721	701
怠学	74	57	152	294	257
飲酒	73	73	104	103	115
粗暴行為	56	72	103	145	110
その他	122	156	214	170	148
合 計	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222

(資料) 少年非行のあらまし 滋賀県警察本部

4 社会的養育の推進

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

- ・児童虐待による死亡事例は、0歳児が多く、かつ0か月児での死亡が多いことや予期せぬ妊娠、若年妊娠、10代の妊娠中絶や性感染症が減少していない現状があることから、子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう生命（いのち）の安全教育やプレコンセプションケアに関する健康教育を行うとともに、妊婦がひとりで悩みを抱え込むことのないよう相談窓口の更なる啓発が必要です。
- ・市町のこども家庭センター等において、家庭環境問題、精神疾患、未婚、経済的問題等を抱えるハイリスク妊産婦、家庭に対し、虐待予防の視点で妊娠期から子育て期まで保健、医療、福祉等の連携による切れ目のない伴走型の相談支援を充実することが必要です。

(2) 子ども家庭相談体制の強化

- ・児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しています。虐待の予防や早期発見・早期対応を推進するため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や専門職としての資質の向上を図り、あわせて職員を支援する仕組みづくりなど、引き続き、機能強化を図るとともに、市町における取組への支援や関係機関との連携等により、県全体の相談体制を充実させることが必要です。

(3) 家庭的な子どもの養育環境の更なる充実

- ・家庭養育優先原則を踏まえ、代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親・ファミリーホームへの委託や特別養子縁組の更なる推進が必要です。また、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できるだけ良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善を図るとともに、里親支援や在宅支援の強化など、地域社会の貴重な資源として高機能化・多機能化を推進することが必要です。

(4) 当事者である子どもの権利擁護の推進

- ・子ども家庭相談センターが一時保護や措置を行う場合等において、子どもの最善の利益を保障しつつ、子どもの意見または意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく子ども家庭相談センター等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や権利擁護を実現できる環境整備を推進する必要があります。

(5) 子どもの自立支援の強化

- ・令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、社会的養護経験者等の実態把握を行うとともに、施設退所後においても、順調に自立して社会で生活していくよう、引き続き、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要です。

(6) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

- ・虐待により、一旦児童福祉施設や里親に措置等をされても、子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要です。

【社会的養護の状況】

県内には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か所、児童自立支援施設が1か所、障害児入所施設が4か所あり、令和5年度末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて248人となっています。また、里親のもとや、ファミリーホームで生活する子どもは97人となっています。

施設および措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	委託一時保護児童数
里親	44家庭	53人	2家庭	4人	57人	53人
ファミリーホーム	12か所	40人	0か所	0人	40人	
小計		93人		4人	97人	53人
乳児院	1か所	31人	0か所	0人	31人	37人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	129人	7か所	10人	139人	44人
小計		160人		10人	170人	81人
児童心理治療施設	1か所	11人	0か所	0人	11人	4人
児童自立支援施設	1か所	15人	1か所	3人	18人	1人
障害児入所施設	4か所	45人	3か所	3人	48人	32人
その他の施設等 (指定発達支援医療機関等)		1人			1人	5人
小計		72人		6人	78人	42人
合計		325人		20人	345人	176人

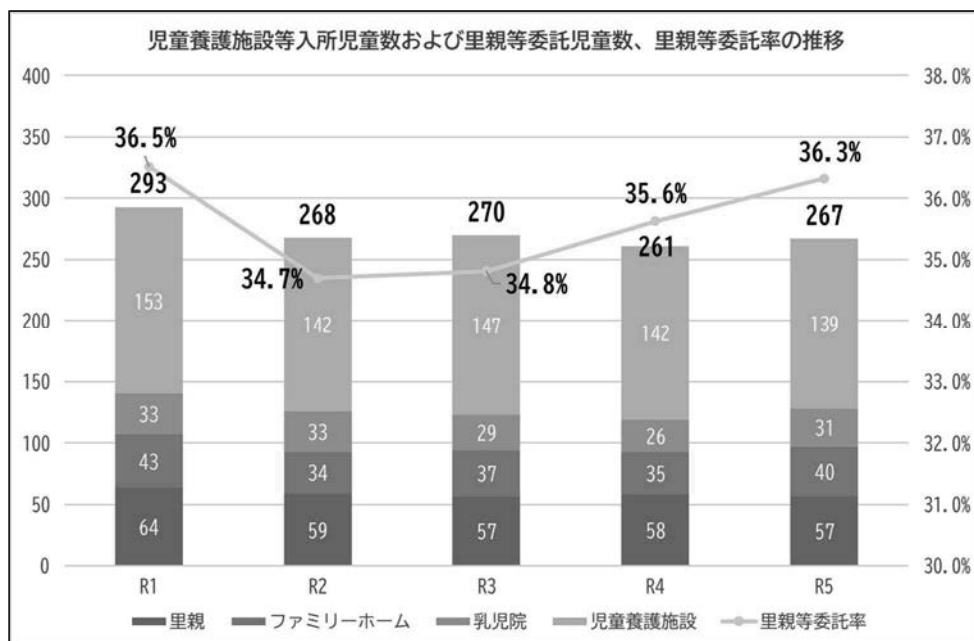
※措置児童数は、令和5年度末現在、委託一時保護児童数は、令和5年度対応数。

(出典) 滋賀県子ども家庭支援課調査

【乳児院、施設入所児童、里親等委託児童数の推移】

乳児院および児童養護施設入所児童数と里親等への委託児童数の合計は、減少傾向にあります。

こうした中、児童養護施設入所児童数はやや減少傾向にある一方、里親等への委託児童数は横ばいで推移しており、里親等への委託の割合は増加傾向にあります。



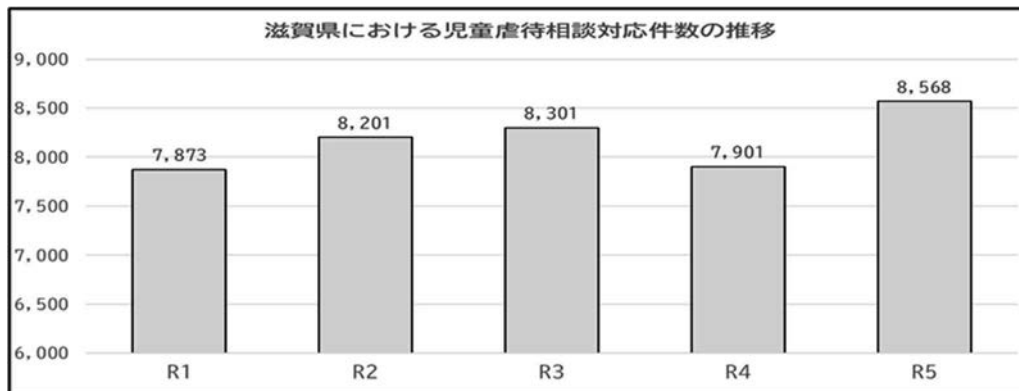
(資料)福祉行政報告例、滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

【児童虐待の状況】

令和5年度における子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数は8,568件となり、令和4年度に減少したものの、再び増加に転じています。

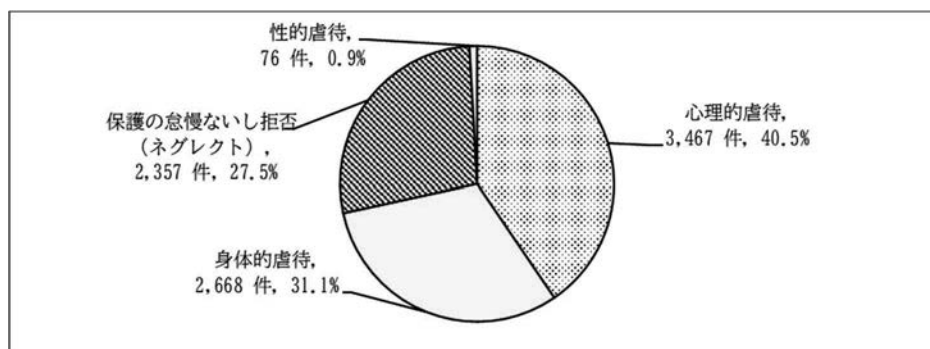
内訳としては、「心理的虐待」(3,467件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、外出自粛等によるストレスの増大に伴い、虐待リスクの高まりや深刻化、潜在化等の影響があったと考えられます。

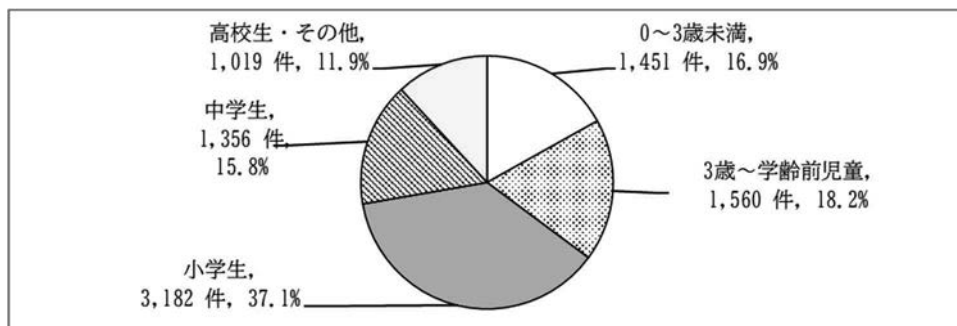


※子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。
 (センター3,093件+市町8,547件-3,072件(連携分)=8,568件)
 (資料) 滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課調べ

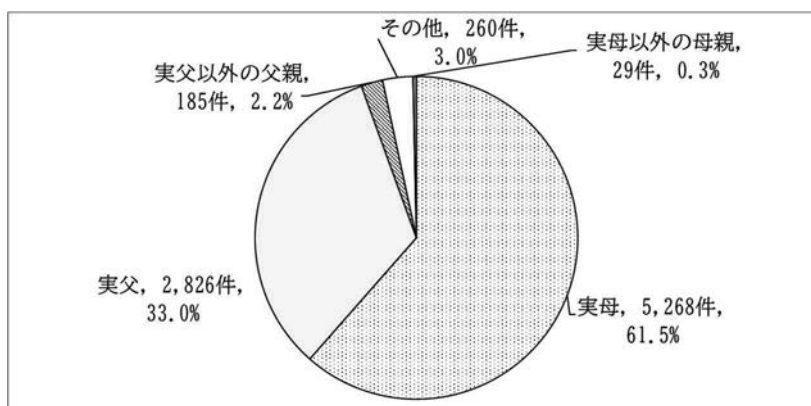
虐待種別としては、令和5年度は「心理的虐待」が3,467件(40.5%)と最も多く、「身体的虐待」が2,668件(31.1%)、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が2,357件(27.5%)、「性的虐待」が76件(0.9%)となっています。



年齢構成別では、令和5年度は「小学生」が3,182件(37.1%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」が1,560件(18.2%)、「0歳～3歳未満」が1,451件(16.9%)、「中学生」1,356件(15.8%)、「高校生・その他」1,019件(11.9%)と続いています。

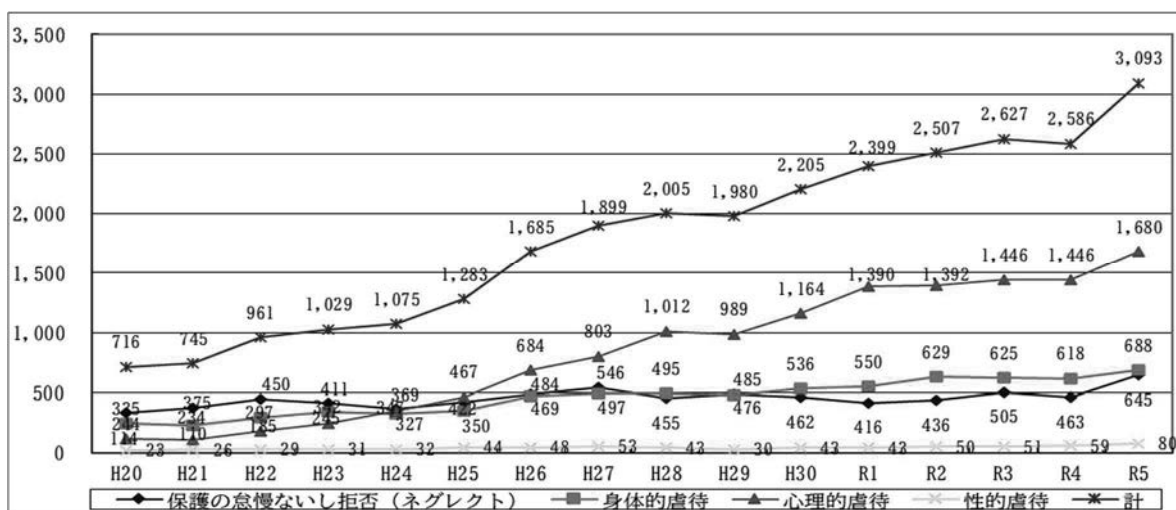


令和5年度の主な虐待者の内訳は、「実母」が5,268件(61.5%)、「実父」が2,826件(33.0%)であり、令和4年度(2022年度)と比較すると「実母」が393件、「実父」が234件増となっています。

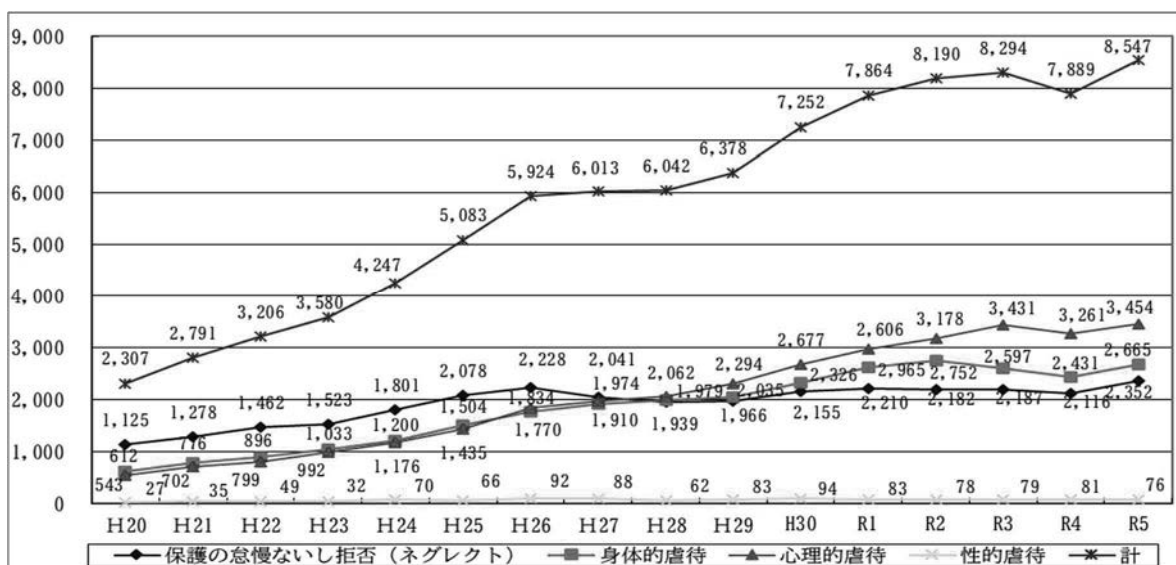


子ども家庭相談センター、市町ともに、近年は、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」、「身体的虐待」、「心理的虐待」の増加により、全体の件数も増加しています。

【子ども家庭相談センター】



【市町】



令和5年度(2023年度)に子ども家庭相談センターに寄せられた通告は2,740件で、令和4年度(2022年度)より99件増となっており、「警察等」からの通告が1,566件(57.2%)と最も多くなっています。

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R3	296	36	540	3	0	73	6	1,498	0	270	174	2,896
R4	205	63	455	14	0	57	13	1,479	1	194	160	2,641
R5	220	74	469	4	0	62	7	1,566	0	167	171	2,740
R5構成比率	8.0%	2.7%	17.1%	0.1%	0.0%	2.3%	0.3%	57.2%	0.0%	6.1%	6.2%	100.0%
増減(R5-R4)	15	11	14	△10	0	5	△6	87	△1	△27	11	99

令和5年度(2023年度)における一時保護施設での「保護件数」は431件で、令和4年度(2022年度)より24件増となっており、「1日あたりの平均保護人数」は24.5人と2.3人減となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は20.8日で、令和4年度(2022年度)より3.2日短くなっています。なお、「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は24.0日で、令和4年度(2022年度)より1.6日短くなっています。

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		左のうち虐待ケースの平均日数
R3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
R5	431	270	24.5	17.8	20.8	24.0
増減(R5-R4)	24	△1	△2.3	△1.2	△3.2	△1.6

【妊娠期から乳幼児期の状況】

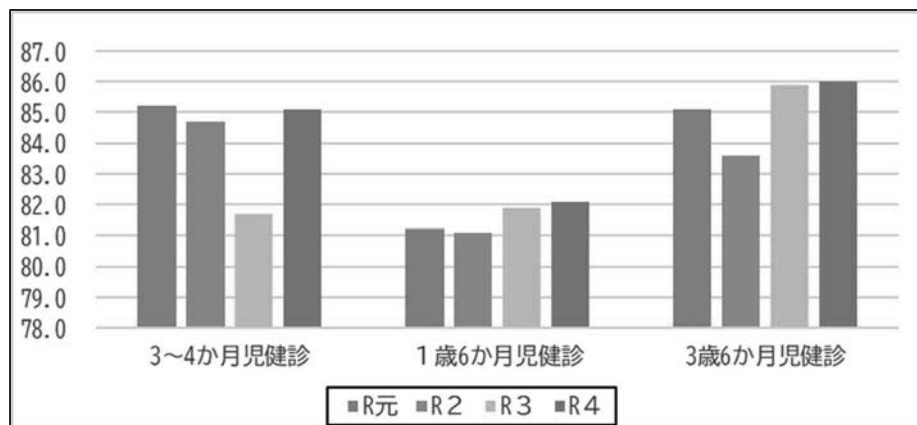
ア 妊娠届出の状況

妊娠届出数は年々減少傾向にあり、令和5年度(2023年度)は9,644人です。そのうち、妊娠11週以内に届け出ている人の割合は96.4%(9,295人)であった一方で、妊娠後期の満28週以上および分娩後に届け出ている人の割合は0.2%(20人)です。

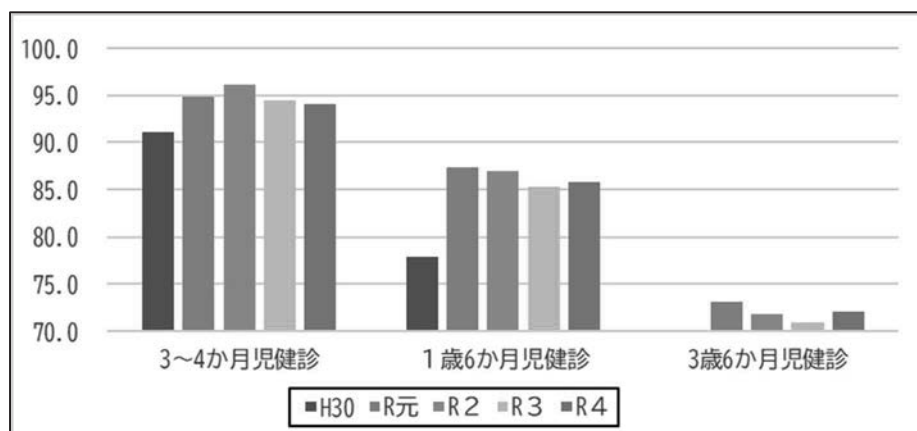
年度	妊娠の届出をした者の数(人)	妊娠週数(人)						妊娠週数(%)			
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	分娩後	不詳	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上
R元	11,211	10,709	409	59	20	4	10	95.5	3.6	0.5	0.2
R2	10,763	10,416	279	42	20	3	3	96.8	2.6	0.4	0.2
R3	10,411	10,064	288	37	18	1	3	96.7	2.8	0.4	0.2
R4	10,084	9,717	304	36	16	2	9	96.4	3.0	0.4	0.2
R5	9,644	9,295	284	38	16	4	7	96.4	2.9	0.4	0.2

イ 乳幼児期における子育ての状況

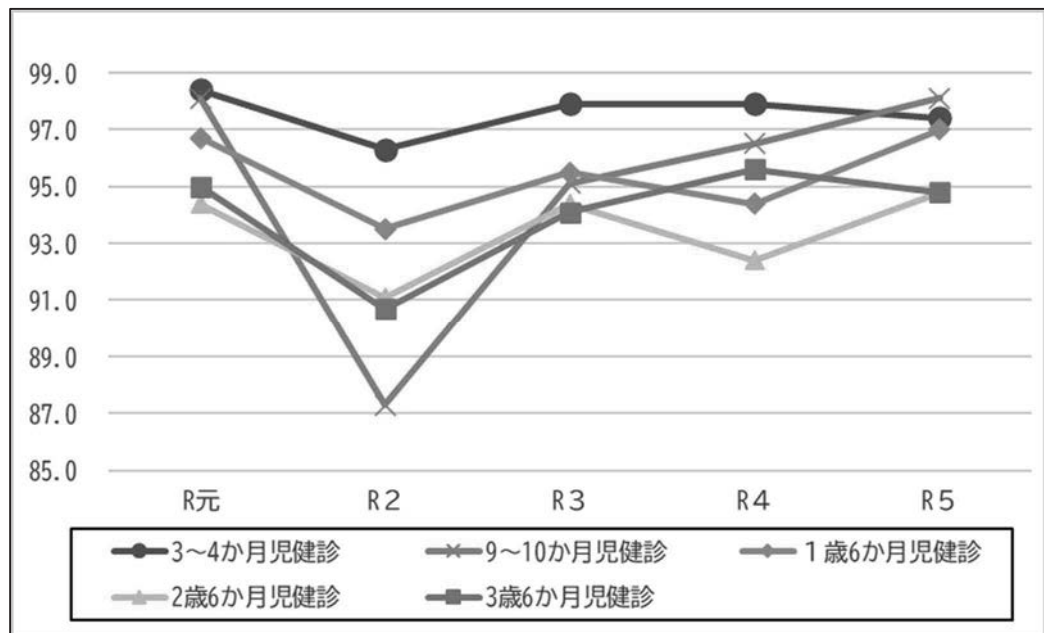
育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合は、令和元年度以降、1歳6か月児健診において最も低くなっています。また、令和4年度にあつては、どの健診時期においても対処できる割合が増加しています。



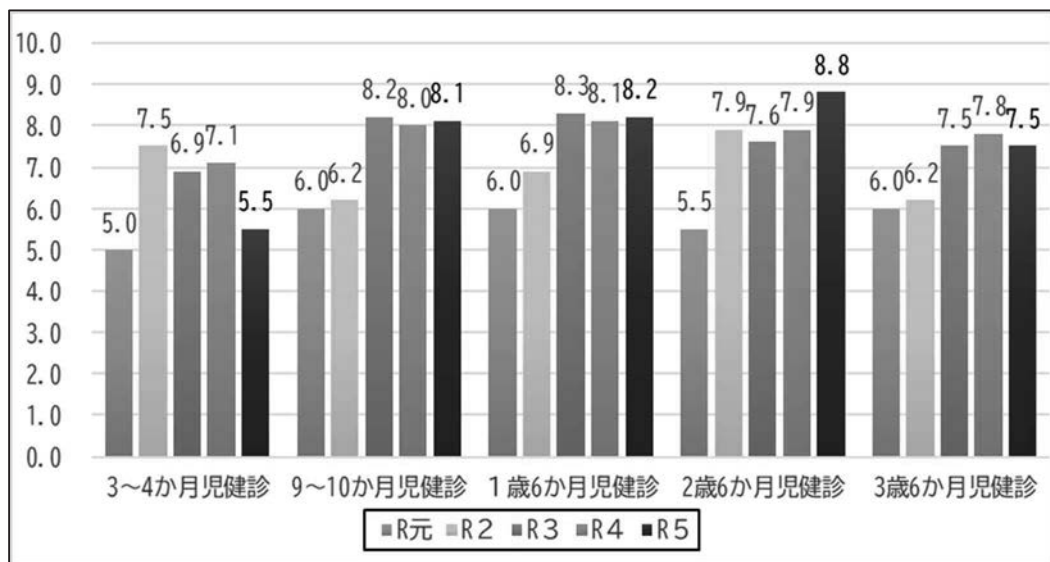
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合は、子どもの年齢が高くなるにつれて低くなっています。



市町で実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度の9~10か月健診で90%を切っていましたが、令和3年度以降は、どの健診も90%以上の受診率となっています。



乳幼児健診において、保護者側の育児上の問題や育児不安、虐待の疑い等で保健指導や相談支援、他機関との連携が必要な割合は、年度によってばらつきはあるものの、近年9～10 か月から2歳6か月児健診において高くなる傾向がみられます。



5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境づくり

- ・子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要です。
- ・「令和4年国民生活基礎調査」において、相対的貧困率は15.4%（平成30年調査比0.3ポイントの低下）、子どもの貧困率は11.5%（平成30年調査比2.5ポイントの低下）で、特に、家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率（大人が一人の「子どもがいる現役世帯」）で44.5%（平成30年調査比3.8ポイントの低下）と依然として高い水準となっています。
- ・コロナ禍において、失業やシフト減等により生活困難に陥った子育て世帯のなかには平時から経済的にゆとりのない世帯も多く見られたため、支援を必要とする世帯に迅速、かつ確実に支援を届けられるよう、引き続き市町との連携等を図る必要があります。

(2) 子どもの居場所づくりと体験機会の確保

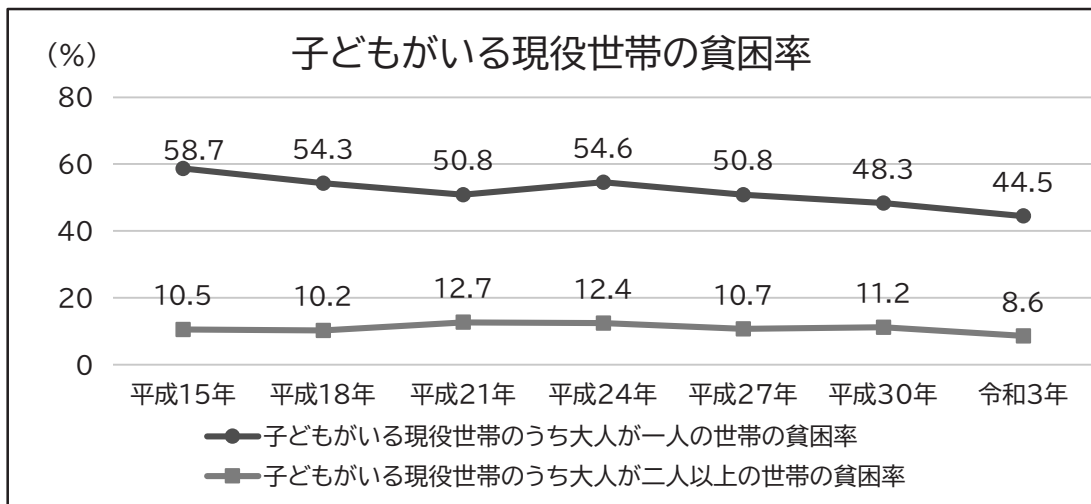
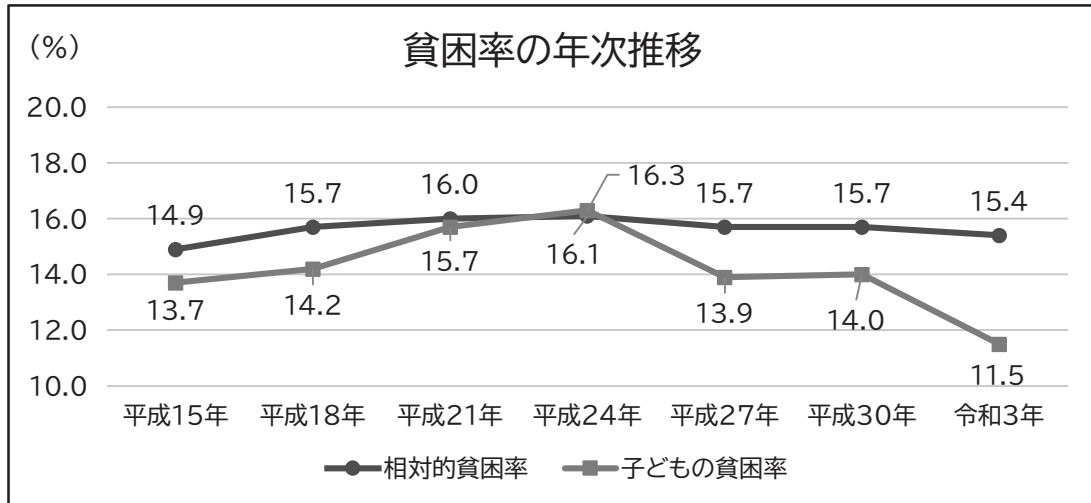
- ・コロナ禍において、小学生、中学生、高校生、大学生等および未就学児の保護者を対象に実施した大規模なアンケートでは、どの学年においても約10%の子どもが「食事ができずに困ることがあった」と回答していることから、子どもたちの心身の健やかな成長を支援する居場所づくりが必要です。
- ・貧困の状況にある子どもや若者が社会的孤立に陥ることのないよう、安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保することが必要です。

【子どもの貧困について】

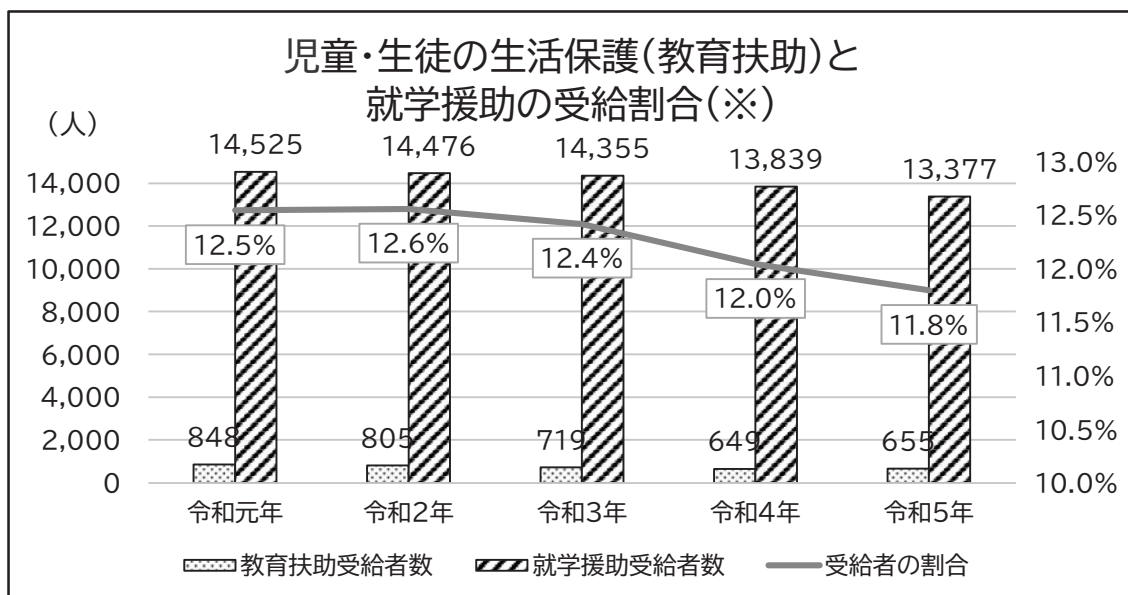
令和4年国民生活基礎調査において、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人いる世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

子どもの貧困率ではありませんが、本県における児童・生徒の生活保護（教育扶助）と就学援助の受給割合は令和5年度において11.8%となっています。また、令和4年3月の本県の高校進学率は、一般世帯で99.1%、生活保護世帯で92.4%と6.7ポイントの差がある状況です。なお、特に貧困率が高いとされている母子家庭は、令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査では年間就労収入の平均は250万円であり、200万円未満の世帯が母子家庭全体の39.2%を

占めています。

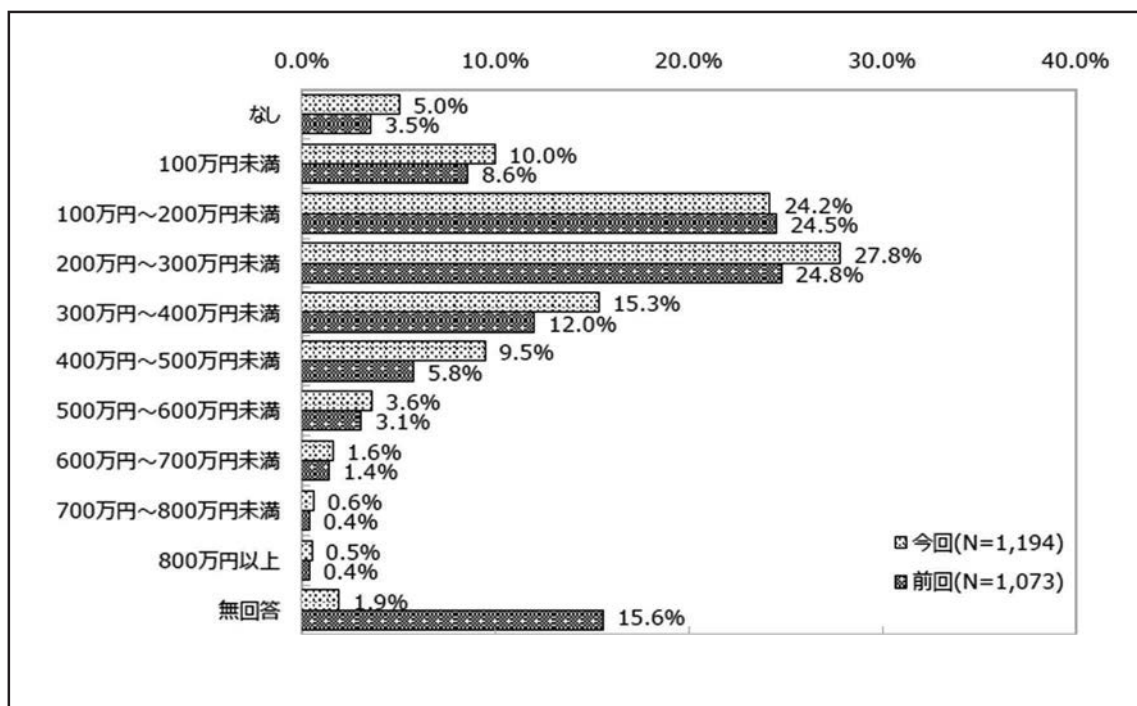


(資料) 国民生活基礎調査の概況 厚生労働省



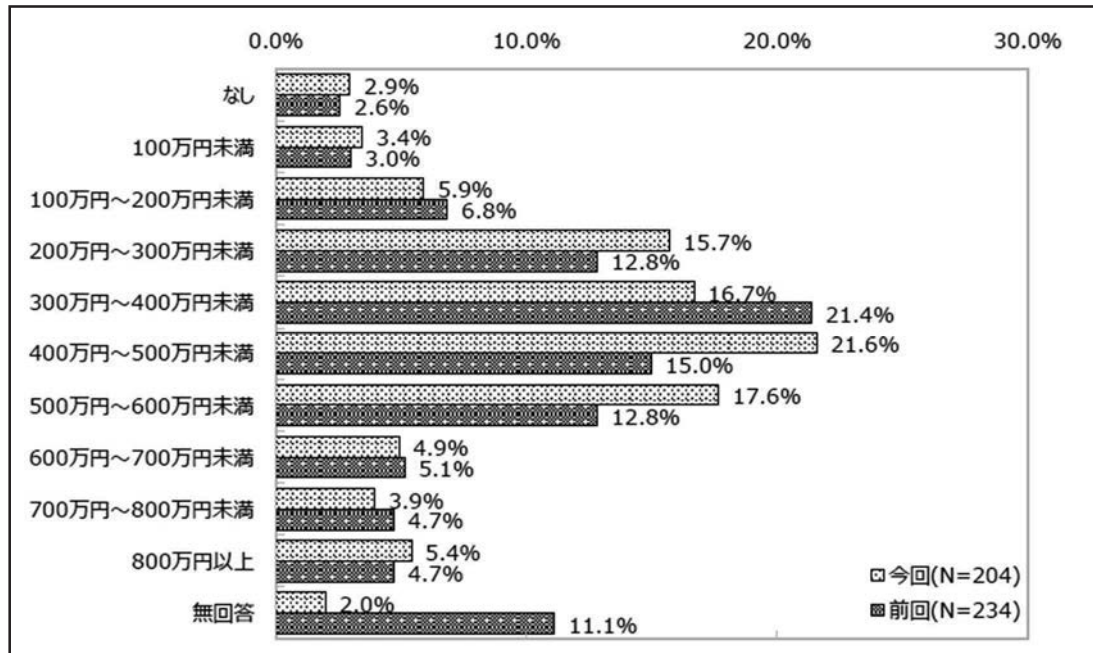
(※) (生活保護(教育扶助)受給者数+就学援助受給者数)÷小学校および中学校の児童数

母子家庭の就労収入(滋賀県)



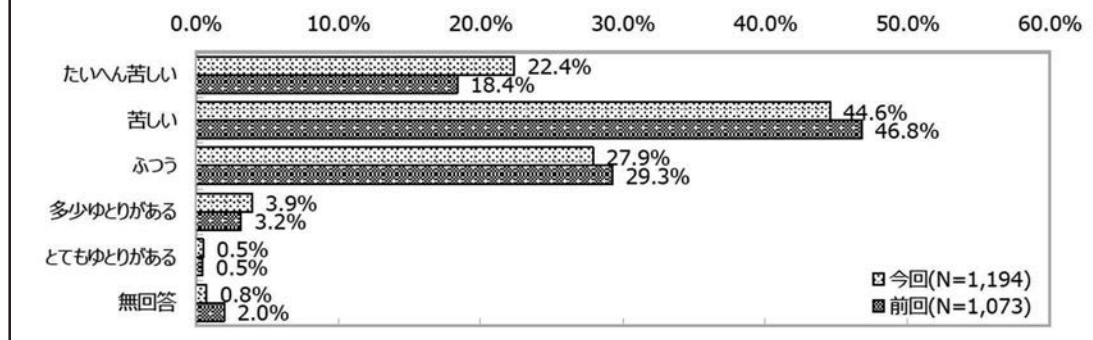
(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

父子家庭の就労収入（滋賀県）

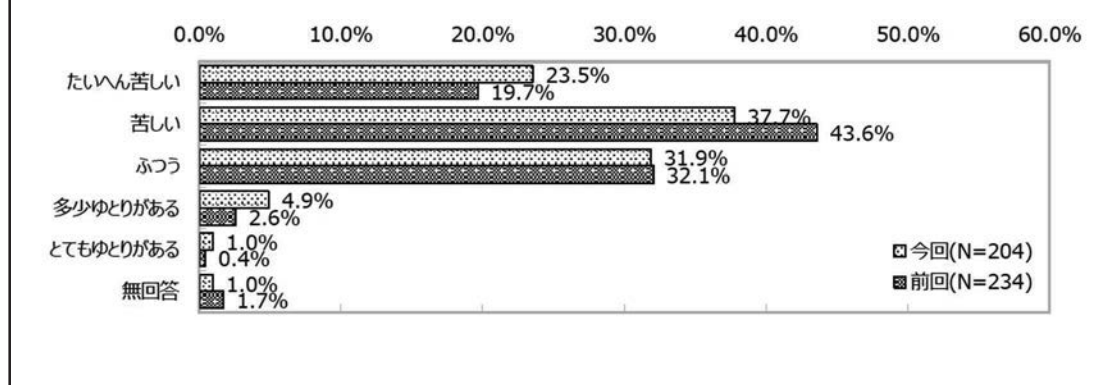


（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

母子家庭の暮らし向きに対する意識



父子家庭の暮らし向きに対する意識



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査

6 ひとり親家庭への支援の推進

(1) 生活の安定と自立

- ・児童扶養手当の支給や医療費の助成といった経済的支援の充実により経済的負担の軽減を図っていく必要があります。
- ・ひとり親家庭が経済的に自立し、子どもが健やかに成長するためには、養育費の確保が重要であり、養育費確保のための支援制度が必要です。
- ・ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、住居確保に係る支援策が必要です。
- ・「共同親権」については、令和6年の民法改正を受けて国において検討されている制度の動向を踏まえて、関係機関や専門家等との連携を図っていく必要があります。

(2) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援

- ・ひとり親家庭がより安定した収入を得て、安心して生活を送ることができるよう、ひとり親の状況に応じたきめ細かな就業支援や、転職を含むキャリアアップのための能力開発の支援が必要です。また、安定した就労が可能となるよう、民間事業者に対してひとり親の優先雇用に係る協力要請やひとり親家庭への理解促進を図ることが必要です。
- ・ひとり親が安心して、子育てと仕事が両立できるようにするためには、ひとり親家庭のニーズに合った日常生活面における支援を充実することが必要です。

(3) 安心して地域で暮らせる環境づくり

- ・多くのひとり親家庭は、子育てや就労等の様々な課題や悩みを抱えていることから、地域において、声かけや子どもの見守り等を行うことにより、ひとり親の孤立を防ぎ、安心して地域で暮らすことができる環境づくりが必要です。

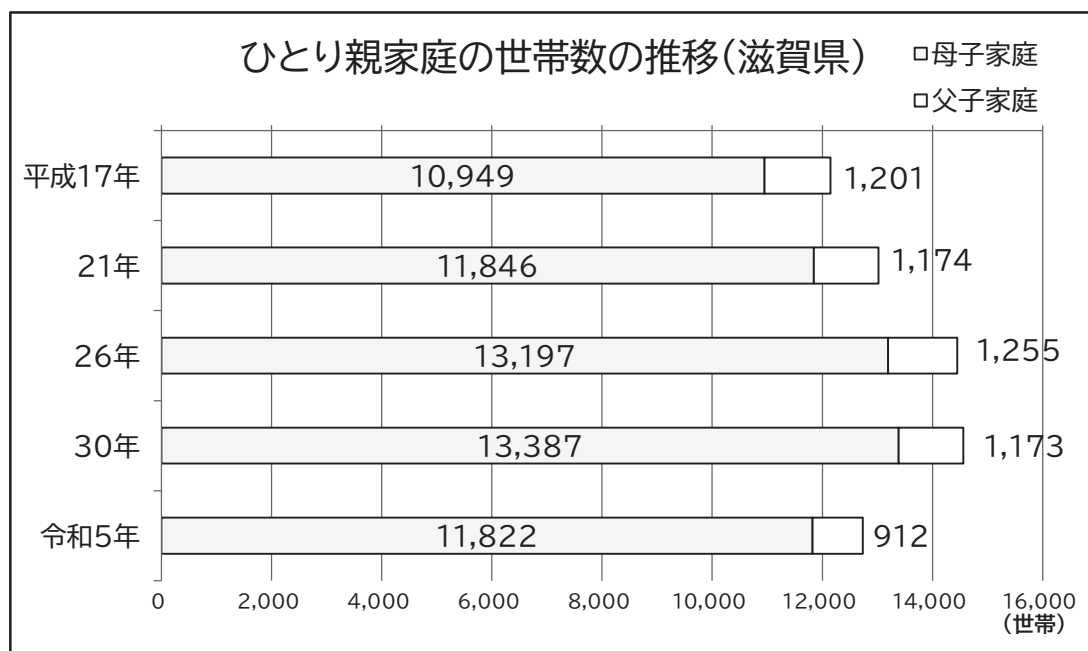
(4) 支援制度の利用促進

- ・ひとり親家庭に対する支援施策の認知度は低く、十分に活用されていない傾向にあり、各種施策に関する情報提供をはじめ、支援を必要としているひとり親家庭への的確に情報を届けるための方策が必要です。
- ・ひとり親家庭は、世帯構成、収入、就業、子どもの育ち等多様な状況のもと複雑な課題を抱えていることから、個別のニーズを把握し、家庭の事情に応じて支援メニューを適切に組み合わせて提供することが求められるため、相談体制を充実させる必要があります。
- ・ひとり親家庭を訪問し各種事業の情報提供等を行っていただくひとり親家

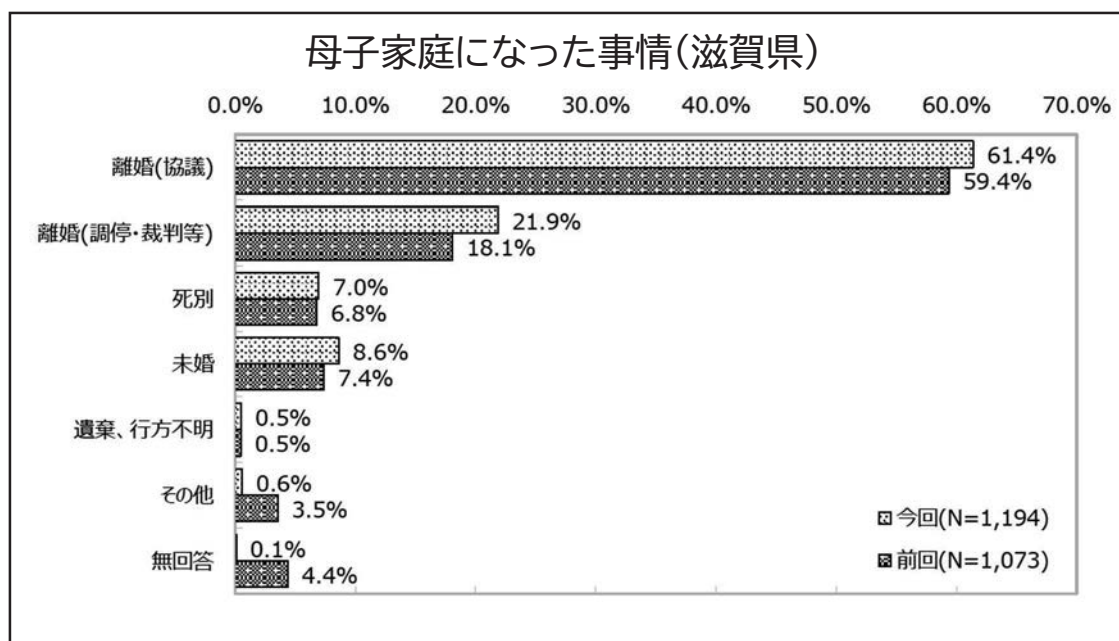
庭福祉推進員活動において、近年は「訪問しても会えない」「関係構築が困難」「他機関との連携が少ない」といった課題が見受けられるため、SNSを活用するなど支援が必要な方へのアプローチ方法を見直す必要があります。

【ひとり親家庭について】

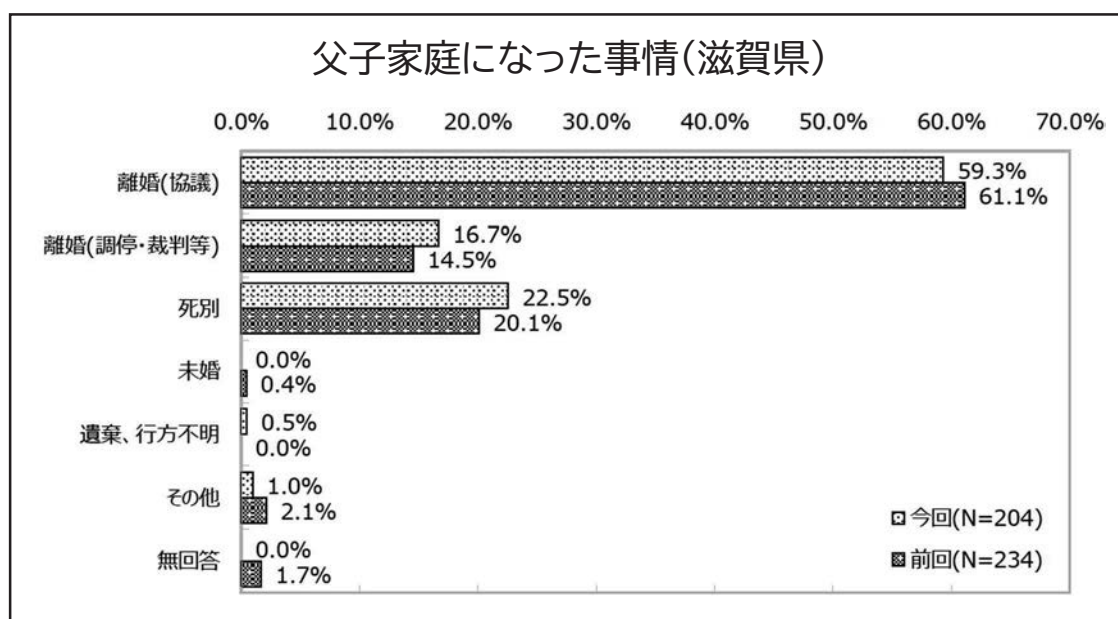
県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年8月1日現在で12,734世帯（母子家庭11,822世帯、父子家庭912世帯）であり、前回の計画策定時点である平成30年4月1日現在の14,560世帯と比べると1,826世帯（12.5%）減少しています。ひとり親家庭になった理由として、母子家庭においては離婚が最も多く、次いで未婚、死別となっています。また、父子家庭においては離婚が最も多く、次いで死別、未婚となっています。



(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

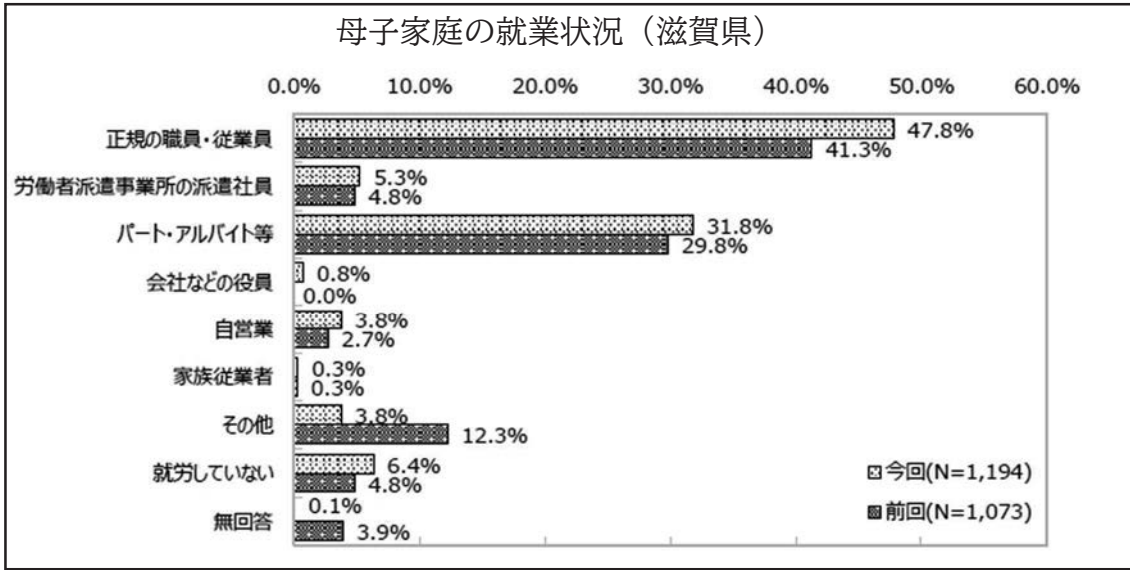


(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

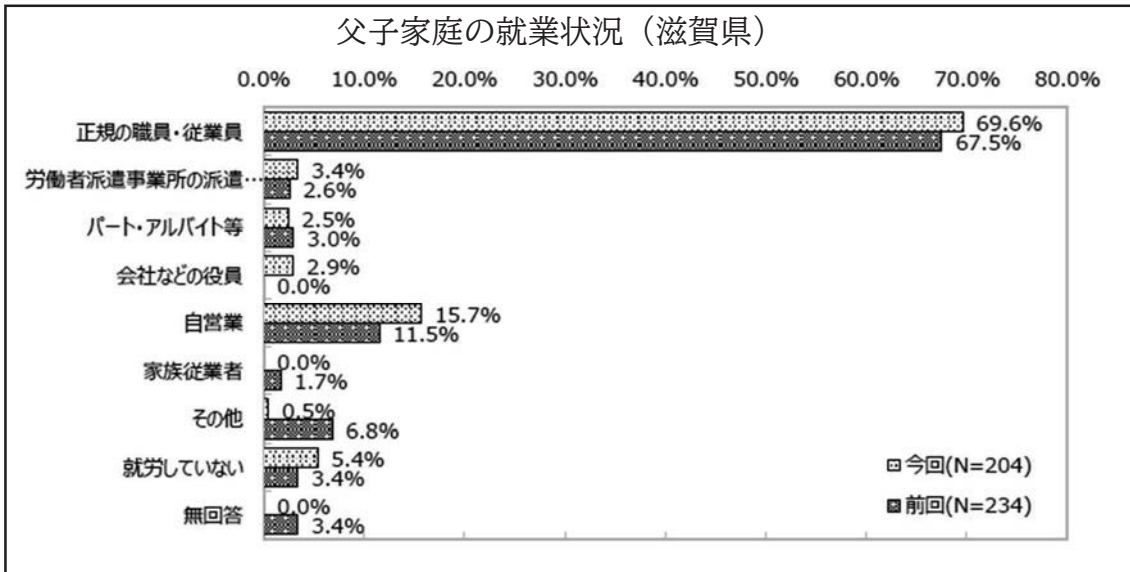


(資料) 令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

母子家庭の母の就業状況は正社員が47.8%と最も多いものの、年間就労収入の平均は250万円であり、県全体の女性の年間就労収入の平均と比べると低く、父子家庭においても経済的な不安を抱えている家庭もあり、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しい環境に置かれています。また、ひとり親家庭の全てということでは決してありませんが、就業状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を抱えている家庭も多く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況も生じています。



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県



（資料）令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査 滋賀県

7 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 安心・安全に子どもを生み育てられる環境づくり

- ・本県の総人口に占める子ども・若者の割合は 27.8%となっており、全国の 26.1%を上回っているものの、年々減少していることから、誰もが子育てに対する自信や安心感を持ち、安心・安全に子どもを生み育てられる環境づくりが必要となっています。
- ・婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇に表れる、未婚化、晩婚化が進展する中、子育てに対する喜び・幸せ・感動を発信し、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望の持てる社会の実現が必要となっています。
- ・高齢になるほど、妊娠の確率が低くなり、妊娠しても出産時のリスクが高まることから、妊娠・出産を希望する人は、若い時から自分の身体の状態を知り、妊娠・出産を含めたライフプランを考えられる機会が必要です。
- ・子育て世代の子どもを育てるための経済的負担が重いことや、仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難であること、長時間労働などの働き方が結婚、出産、子育てに大きな影響を与えており、仕事と子育てを両立し、女性も男性もともに子どもを育てることができる社会環境づくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実

- ・安心・安全に子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、子どもが生まれる前から、乳幼児期、自立するまでの子育て支援を継続的に切れ目なく実施していくことが必要です。
- ・子どもや若者のウェルビーイングの実現ができるよう、子どもの頃からの包括的性教育やプレコンセプションケアの理解が重要です。子どもに命や自分自身の健康を守ることの大切さ、妊娠・出産についての正しい知識について啓発をする必要があります。また、子どもを支える社会全体にも正しい知識を啓発する必要があります。
- ・不妊や不育治療に対する相談支援、妊娠期からの相談や安心・安全に出産が迎えられる周産期医療体制や出産前後の支援の充実など、子どもが生まれる前から切れ目のない支援が必要です。
- ・乳幼児の健やかな成長を支援し、保護者と乳幼児の心身の健康を守るために、全ての乳幼児・保護者に対し、乳幼児健診で健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見および早期対応を行い、また保護者の子育ての困難さや悩みを傾聴し相談対応することで、育児不安の軽減を図り必要な支援につなげる必要があります。

- ・幼児期の育ちが将来の人間形成に大きな影響を及ぼすことから、適切な教育および保育の提供により、子どもの健全な育成を促すことが必要です。
- ・保育所等の定員は年々増加しているものの、新たに保育所等を利用したいという需要も増加し、毎年待機児童が発生していることから、今後も市町の計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備を支援するとともに、保育士等の人材確保により保育の質を確保することも必要です。
- ・一方で、人口減少地域においては、施設の統廃合や定員の減調整が行われている地域もあり、将来を見据え、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点として、保育所等の施設機能を維持していくことも求められます。
- ・保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、保育補助者の配置やICT化等による保育現場の負担軽減を一層推進するとともに、その専門性や特殊性を勘案し、更なる処遇改善に取り組む必要があります。
- ・全ての子育て家庭に対し、様々な子育て支援策が講じられている一方で、子育てへの不安やストレスを抱えながらも支援の場に参加できない子育て家庭が依然としてあり、多様な子育て家庭のニーズに応じ、個々の利用に結びつくような支援が必要です。
- ・仕事と子育てを両立するためには、小学校の入学後に、保育所等のように長時間子どもを預けることができず、離職せざるをえなくなったり、働き方を見直す必要に迫られたりする、いわゆる「小1の壁」の解消が必要であり、こうした学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置や地域における子育て支援に携わる人材の育成が必要です。
- ・発達障害のある子どもには、早期発見と適切かつ継続的な支援が重要であり、支援策や関係機関の連携といったヨコのつながり、また、乳幼児期から小学校、中学校および高等学校を通した支援といったタテのつながりも必要です。
- ・近年の多国籍化の進展も考慮の上、外国につながるをもつ子どもが安心して過ごすことが出来る教育・保育環境を整備することや、教育・保育の質の確保が必要です。また、言葉や制度、子育て観の違いなど、母国とは異なる環境から生じる様々な悩みやストレスを解消するための支援も必要です。
- ・重大事故（死亡や治療に30日以上を要する怪我や疾病等）をはじめ、園児の置き去りや見失い事故、虐待・不適切な保育が全国的に相次いでいます。さらには、日本版DBSの導入等も踏まえ、子どもへの性暴力防止のための取組も必要です。

（3）社会全体（地域、企業）で子育てを支える気運の醸成

- ・子どもが、将来の滋養を担う大切な存在であるという認識を県民が共有し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えるという気運の醸成を図ることが

必要です。

- ・全出生児の約 11.6 人に 1 人（令和 3 年）が体外受精等の生殖補助医療による出生児であり、年々増加している中、企業や地域、行政等において不妊治療における理解の促進や治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要です。
- ・県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働して、地域で子育てを支える環境づくりを進めていくことが必要です。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいる中で、子育ての不安感や負担感を解消するとともに、子ども・若者が孤立せず、地域社会や豊かな人間関係の中で支えられ、成長できる環境づくりが必要です。
- ・企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組、男女が共に子育てに参画する意識の向上は、子育て家庭の支援に重要であることから、短時間勤務制度やフレックスタイム制度等の多様な働き方の導入・運用等、企業における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組の促進、男性の育児参画への取組を一層促進していくことが必要です。

【晩婚化、未婚化の進展】

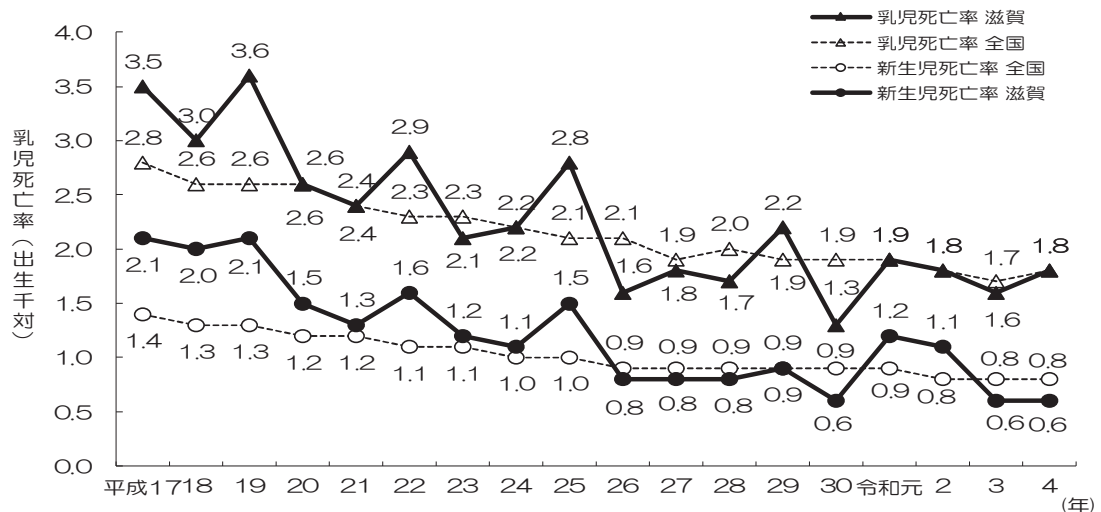
平均初婚年齢の推移および婚姻率の推移については8、9ページに掲載。

【乳児死亡率、新生児死亡率、周産期死亡率】

本県の乳児死亡率（出生千対）は、緩やかな低下傾向となっています。令和4年の乳児死亡数は18人で、乳児死亡率は1.8でした。うち、新生児死亡数は6人で、新生児死亡率は0.6となっています。

本県の周産期死亡率（出産千対）は、平成19年以降、変動はありますが、低下傾向となっています。令和4年の周産期死亡数22人（うち早期新生児死亡数5人）で、周産期死亡率は2.2で、令和2年以降全国値を下回っています。

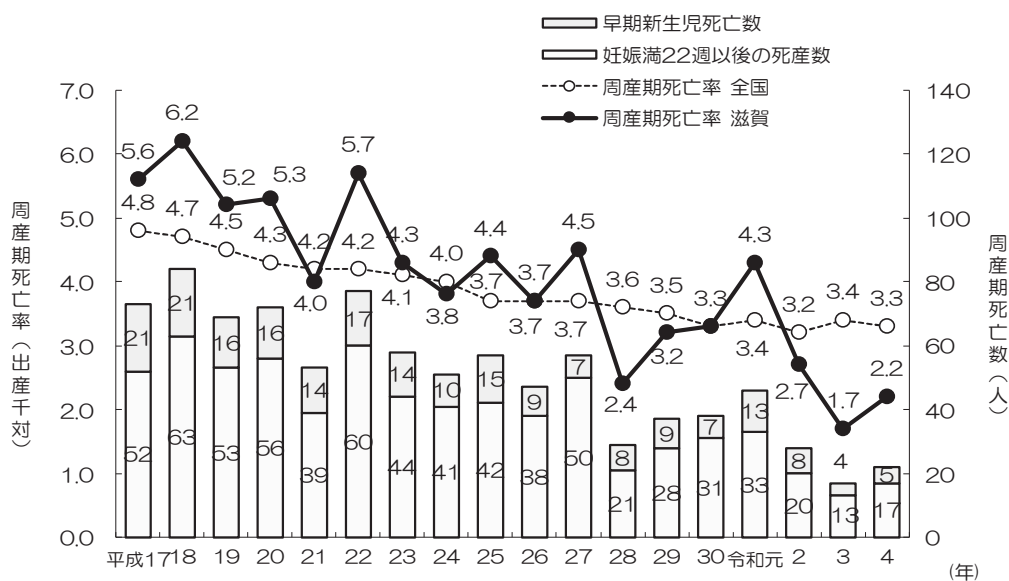
乳児死亡率、新生児死亡率の推移



(資料)「令和4年人口動態統計」より

乳児死亡： 生後1年未満の死亡
 乳児死亡率： 乳児死亡数を出生数で割ったもの
 新生児死亡： 生後4週間未満の死亡
 新生児死亡率： 新生児死亡数を出生数で割ったもの
 早期新生児死亡： 生後1週未満の死亡

周産期死亡率の推移



(資料)「令和4年人口動態統計」より

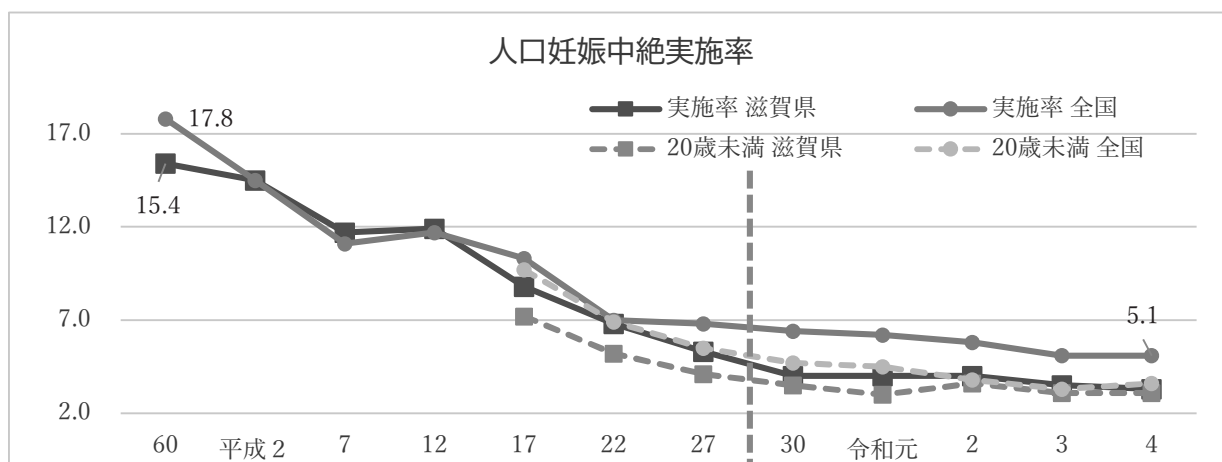
周産期死亡： 妊娠満22週以後の死産＋生後1週未満の早期新生児死亡
 周産期死亡率： 周産期死亡数を出産数（出生数＋妊娠満22週以後の後期死産数）で割ったもの
 早期新生児死亡率： 出生数で割ったもの
 妊娠満22週以後の死産率： 出産数で割ったもの

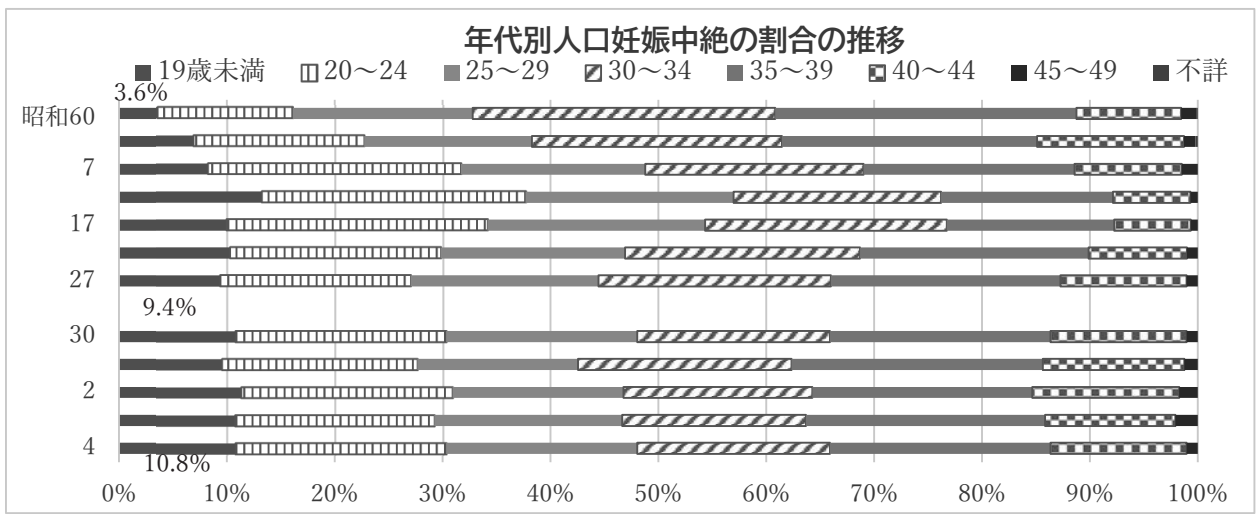
(資料) 人口動態統計 厚生労働省

【母性および乳幼児の健康の状況】

ア 人工妊娠中絶

令和4年の人工妊娠中絶件数は910件（うち10代106件11.6%）で、平成27年の1,565件（うち10代147件9.4%）から件数は減少傾向にありますが、うち10代の全体に占める割合は増加しています。



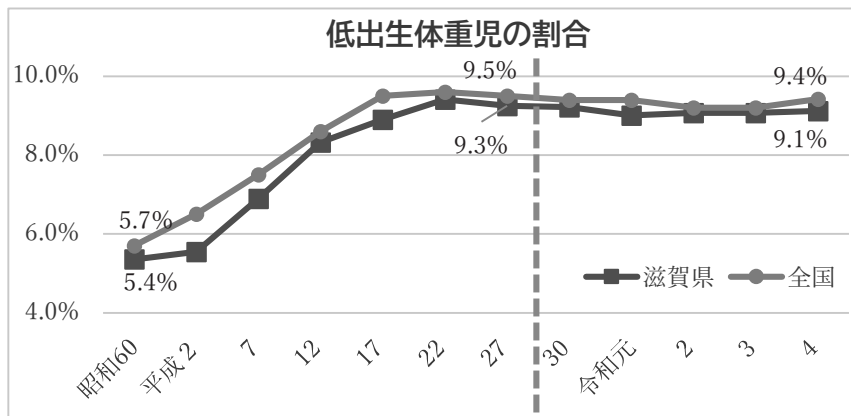


(資料) 衛生行政報告 第9章 表6、表7 (平成12年以前は母体保護統計)

イ 低出生体重児の割合

令和4年の出生児9,766人のうち、2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、全体の9.1%で10年以上同様の傾向が続いています。

低出生体重児の母体側の要因として、年齢（若年・高齢）、低栄養、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病、歯周病、喫煙、飲酒等様々な要因が示唆されています。

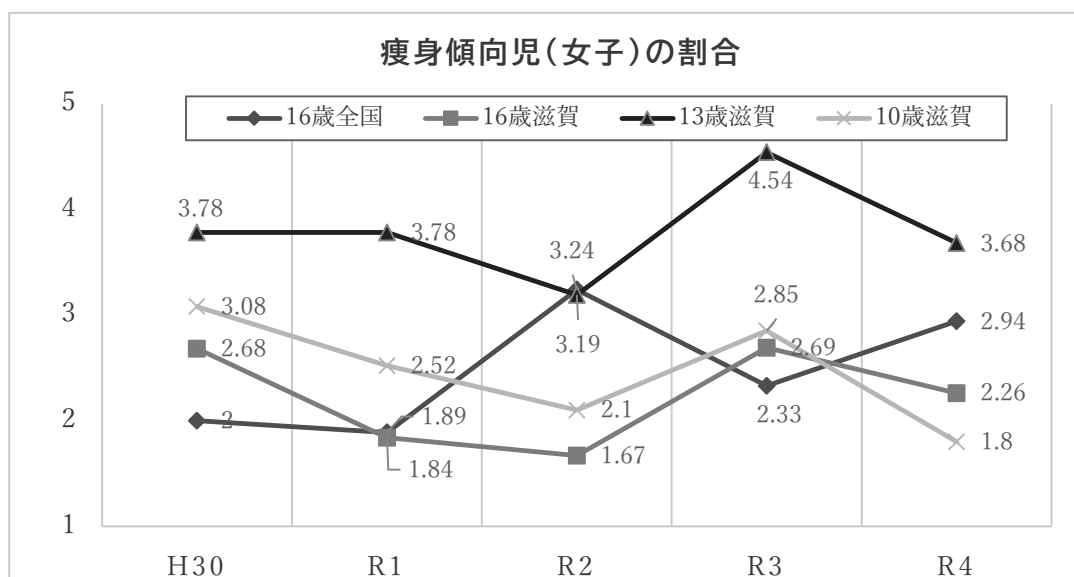


(資料) 人口動態統計 厚生労働省

ウ 女性の痩身傾向

令和4年の女性の痩身傾向(児)の割合は、中学2年生(13歳)3.68%(全国3.3%)、高校2年生(16歳)2.26%(全国2.9%)となっています。

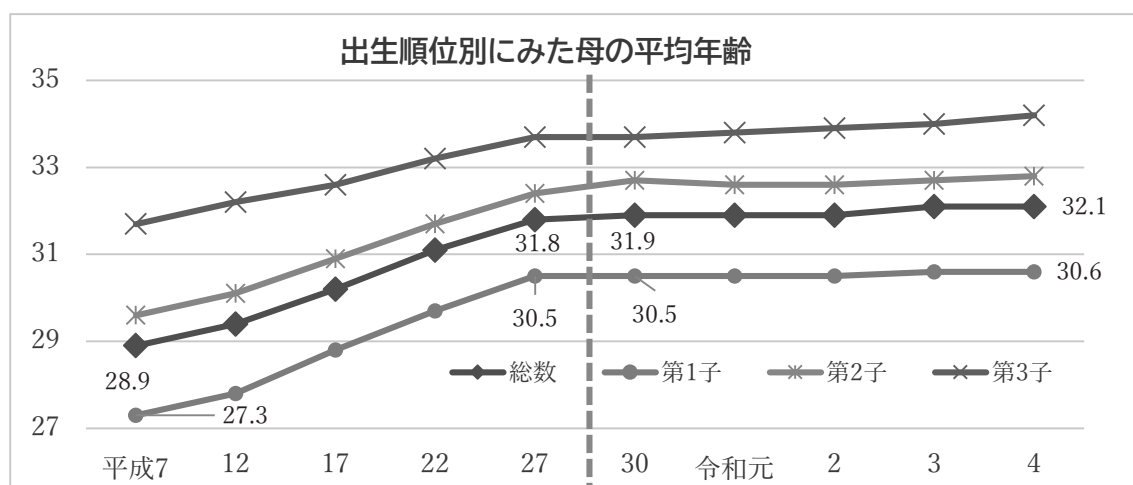
また、BMI 18.5未満の20～30歳代の女性の割合は20.9%で痩身傾向の割合が他の年代と比べて高くなっています。



(資料) 学校保健統計 文部科学省

エ 出生順位別にみた母の平均年齢

令和4年の出生時の母の平均年齢は、35歳以上の割合が28.8%で増加傾向にあります。また、第1子出生時の母の平均年齢は30.6歳で、平成24年に30歳を超えてから徐々に高齢化が進んでいます。

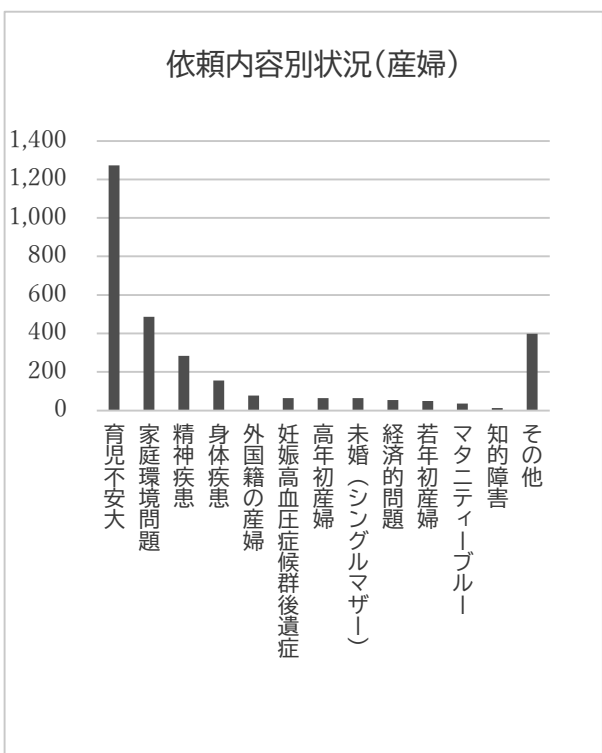
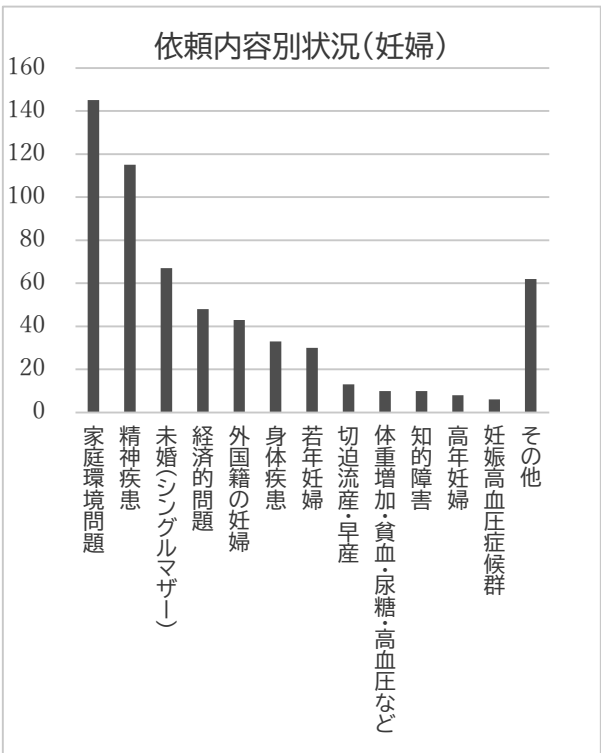
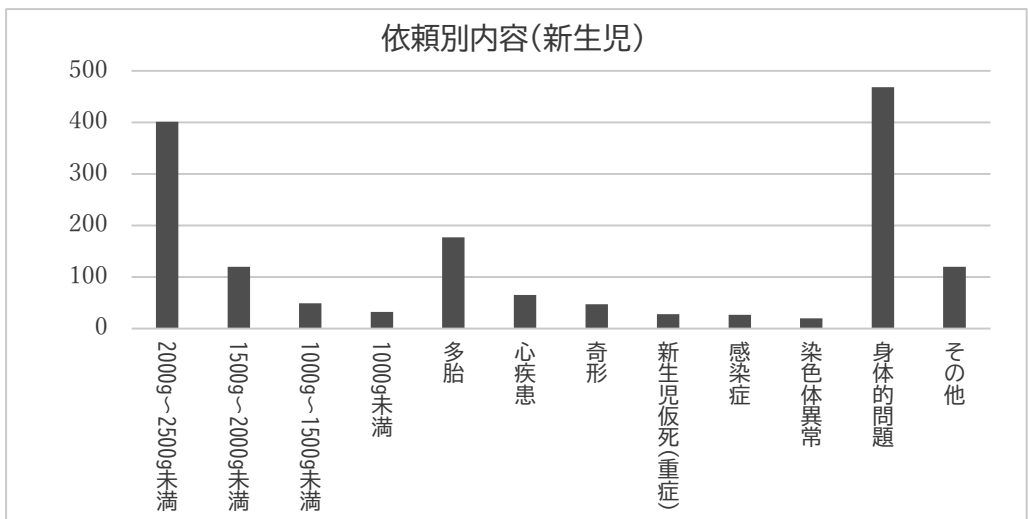


(資料) 人口動態統計 厚生労働省

オ ハイリスク妊産婦・新生児の連絡状況

令和4年度のハイリスク妊産婦・新生児援助事業の医療機関から市町への連絡件数は妊婦 352 件、産婦 1,800 件、新生児 1,081 件で高い割合が継続しています。連絡内容は、妊婦は家庭環境問題 145 件、精神疾患 115 件、未婚（シングルマザー）が 67 件の順で多く、産婦は育児不安 1,273 件、家庭環境問題 486 件、精神疾患 284 件の順で多くなっています。

また、新生児の連絡内容は低出生体重児が 602 件（うち 1,000g 未満が 32 件）、多胎が 177 件と多くなっています。

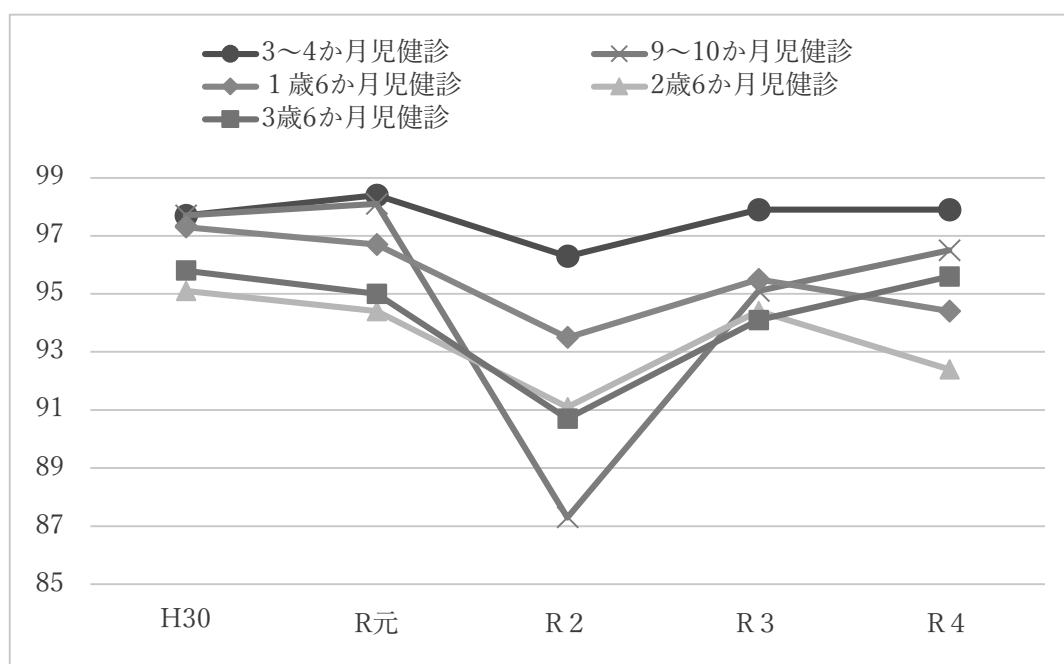


カ 産後ケア事業の登録事業所の利用者

県に産後ケア事業の登録をしている事業所の令和4年度の利用者数は、短期入所（ショートステイ）型延べ100人、通所（デイサービス）型延べ752人、居宅訪問（アウトリーチ）型延べ48人で利用者は増加傾向となっています。

キ 乳幼児健診の状況

市町が実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度の9～10か月児健診で90%を切っていますが、令和3年度以降はどの健診も90%以上の受診率となっています。



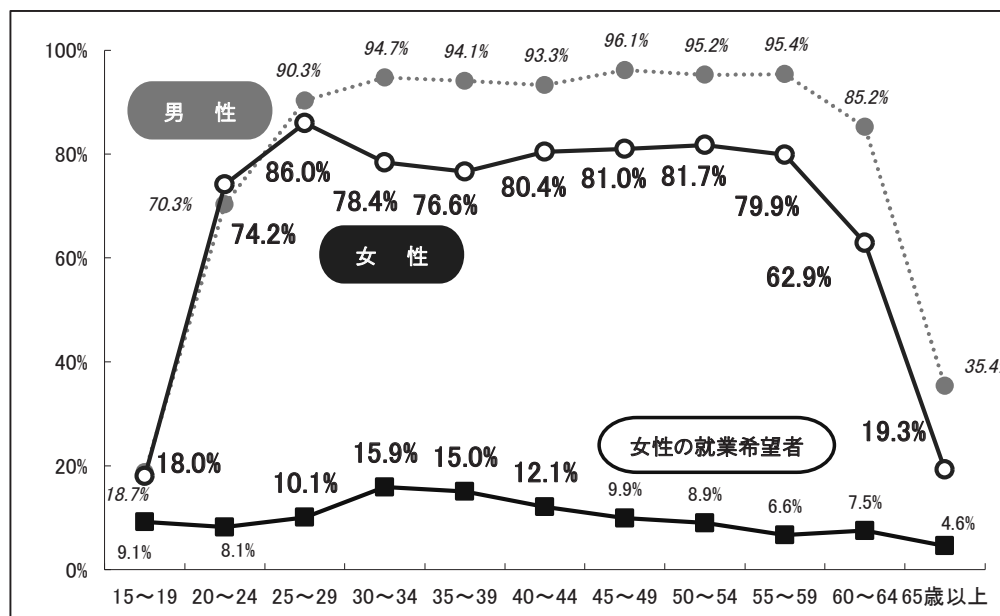
【女性の就労状況と男性の子育てへの関わり】

ア 女性の有業率

近年、働く女性が増加し、25～44歳の世代に有業率が落ち込むいわゆるM字カーブは浅くなってきています。

一方で、多くの女性が就業を希望しており、25～44歳の滋賀県の無職の女性のうち、就業希望者は約2万人にのぼります。（就業構造基本調査 25～44歳 約67%）

男女別・年齢階級別有業率および女性の就業希望者比率（滋賀県）

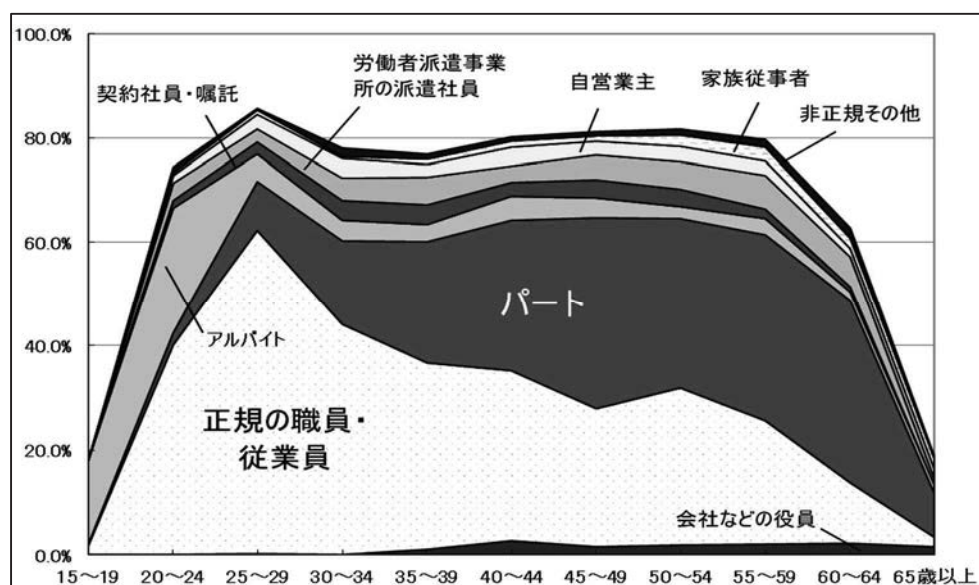


（資料）就業構造基本調査 総務省 令和4年(2022年)

イ 女性の就業形態

子育て期にあたる30歳代で低い有業率は40歳代で回復しますが、パートタイム労働者の割合が高くなっています。

年齢階級別女性の就業形態（滋賀県）

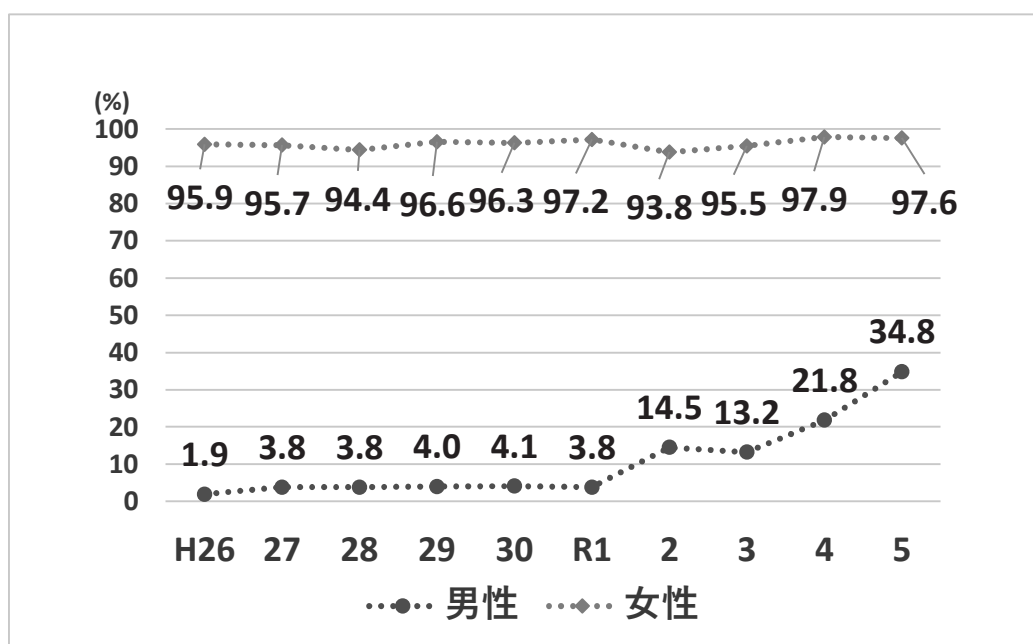


(資料) 就業構造基本調査 総務省 令和4年

ウ 男性の子育てへの関わり

本県の事業所における女性の育児休業取得率は高い水準で推移し、90%以上の女性が育児休業を取得しています（令和4年度全国平均 90.6%）。男性の取得率は大きく上昇しており、令和5年は過去最高の取得率となっています（令和4年度全国平均 21.1%）。

県内企業における育児休業取得率の推移（滋賀県）

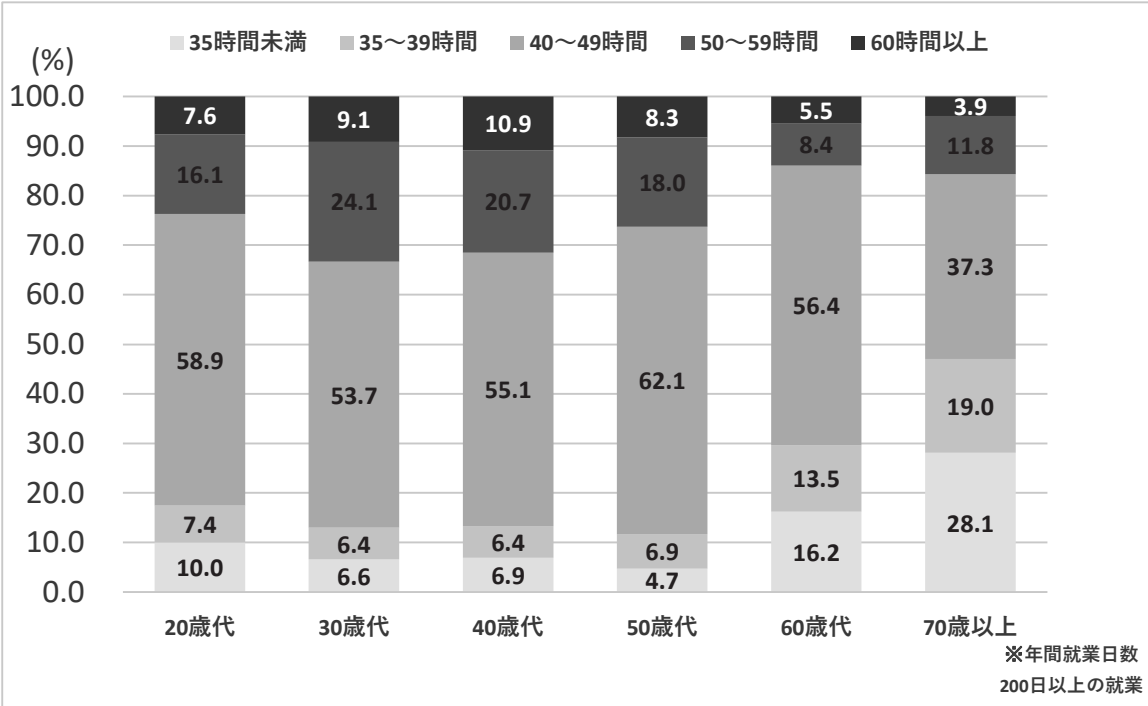


(資料) 労働条件実態調査 滋賀県

エ 男性の長時間労働

男性の就業時間は、子育て期にあたる30歳代で週50～59時間が24.1%、60時間以上が9.1%を占めており、他の年代と比較しても高くなっています。

男性の年齢階級別1週間の就業時間（滋賀県）



（資料）就業構造基本調査 総務省 令和4年

【保育所等・幼稚園の利用状況と待機児童の現状等】

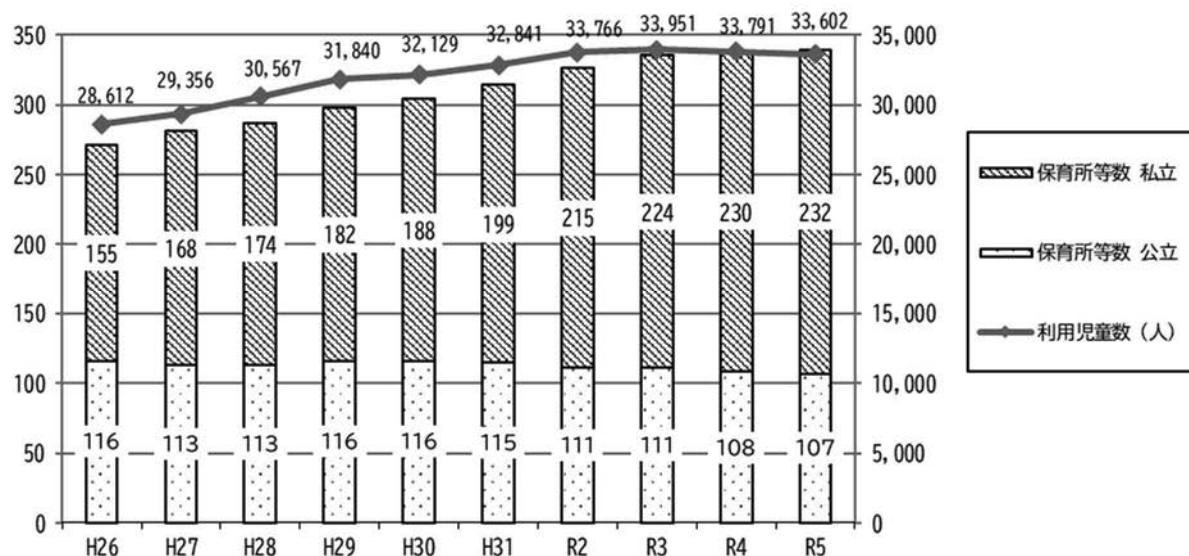
ア 保育所等・幼稚園の利用状況

令和5年4月1日の保育所等数は339園、児童数は33,602人であり、令和2年度（現行計画初年度）と比べ、保育所等数で13か所増加、児童数は164人減少しています。

利用児童数はこれまで右肩上がりが増加してきましたが、ここ数年は少子化の影響もあり、横ばいから微減となっています。

一方、令和5年5月1日現在の幼稚園数は120箇所、児童数は8,411人で、認定こども園への移行等により、令和2年度と比べ11か所減少、児童数は2,898人減少しています。

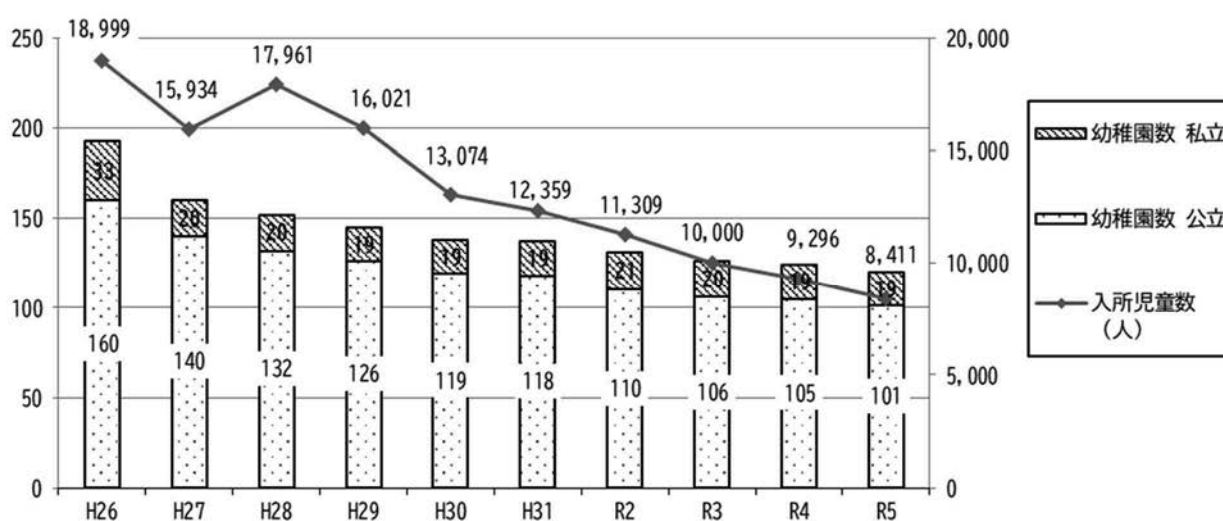
○保育所等の児童数の推移



(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」(各年4月1日現在)

(注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

○幼稚園の児童数の推移

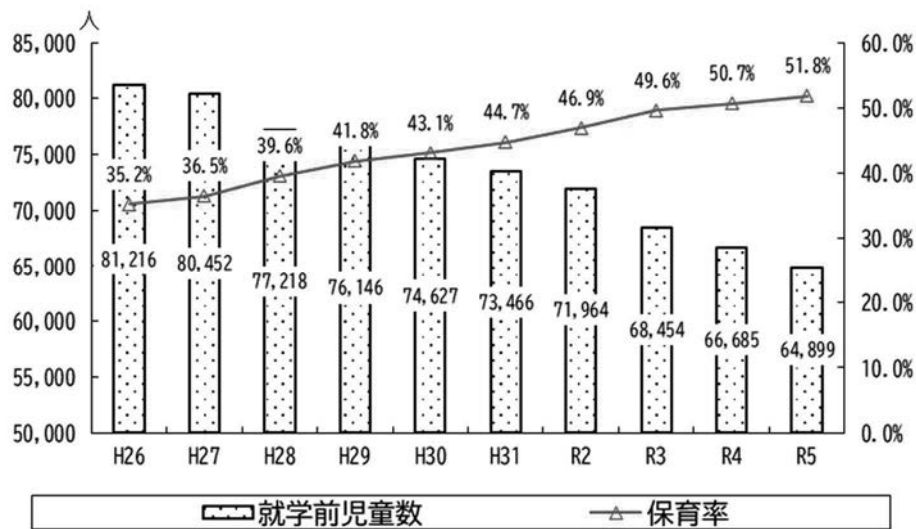


(資料) 学校基本調査 文部科学省 (各年5月1日現在)

(注) 幼稚園：幼稚園型認定こども園を含む

○保育所等利用率の推移

令和5年4月1日の就学前児童数は、64,899人で、令和2年4月1日の71,964人と比べ、7,065人減少している中で、保育所等の入所児童数は増加しており、利用率は51.8%と半数を超え、保育ニーズの高まりがみられます（R5 保育率全国平均52.4%）。



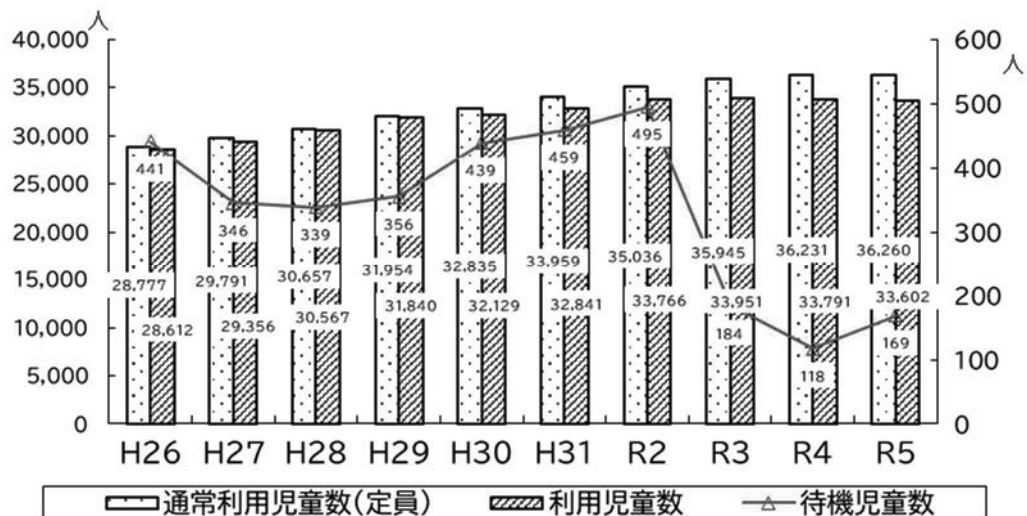
（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

イ 待機児童の推移

保育所等利用児童数は増加していますが、令和5年4月1日現在においても、169人の待機児童が生じています。

女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症流行からの利用控えの解消等により、再び増加しています。



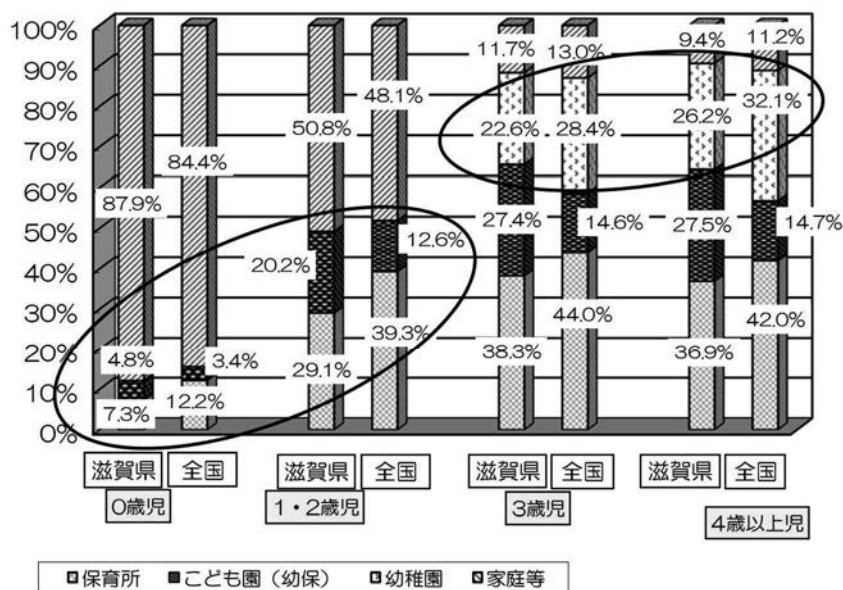
（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」（各年4月1日現在）

（注）保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園

ウ 児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所の利用率がやや低く、幼稚園就園率も低い状況にあることから、家庭支援のニーズが高いことがうかがえます。

就学前児童の居場所



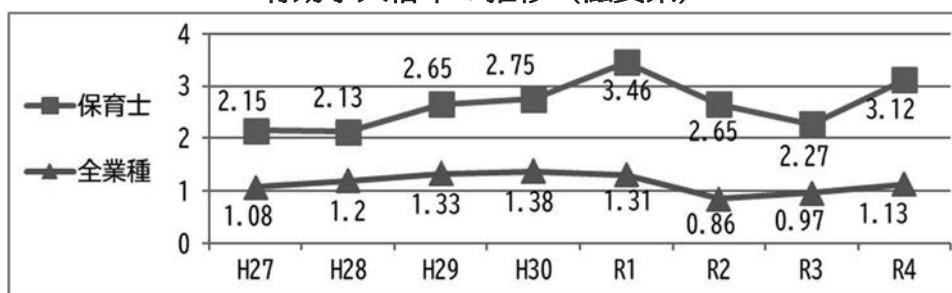
滋賀県出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 毎月人口推計(令和5年4月)
 全国出所:厚生労働省福祉行政報告例(令和5年4月) 文部科学省学校基本調査(令和5年5月) 総務省人口推計(令和4年10月)

(注) 保育所:保育所型認定こども園含む、こども園:幼保連携型認定こども園のみ、
 幼稚園:幼稚園型認定こども園含む

エ 保育人材の状況

保育士有効求人倍率は平均して2倍以上で推移し、3倍を超える年度もあるなど、他職種と比較して高く、慢性的に保育人材が不足している状況です。

有効求人倍率の推移(滋賀県)

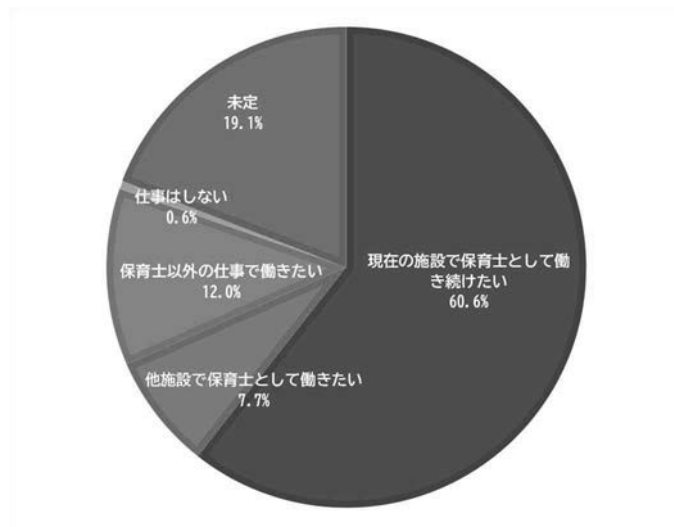


(資料) 労働局公表値より滋賀県子ども若者部子育て支援課作成

オ 保育士等実態調査について

滋賀県では、令和6年度に県内の現任保育士等および保育士等養成施設の学生を対象に、保育現場の現況や望む環境など、保育士等の現状と課題を明らかにするため、「保育士等就労等満足度調査」を実施しました。

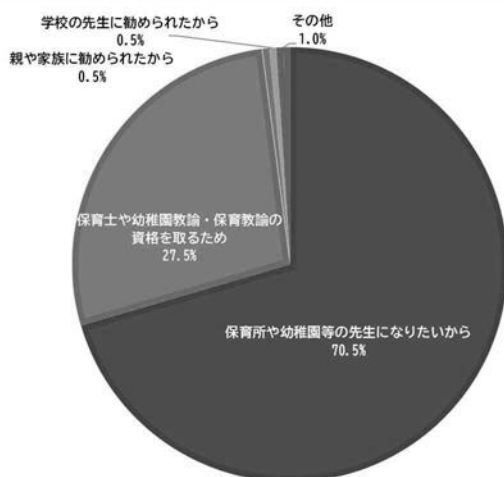
今後の就労意向（現任保育士等）
(n=711)



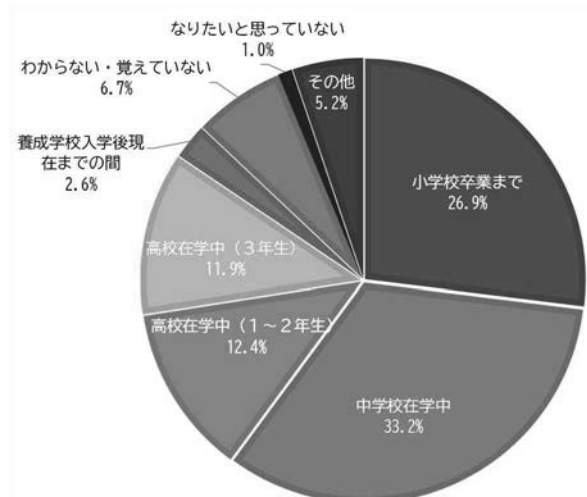
今後の就労意向については、「現在の施設で保育士等として働きたい」が60.6%で最も多く、「他施設で保育士等として働きたい」の7.7%とあわせると、68.3%が保育士等として働きたいと回答されています。

また、保育士等養成施設の学生に調査した結果は以下のとおりでした。

保育士等養成施設に通っている理由は何ですか。
(n=193)



保育士等になりたいと思った時期はいつですか。
(n=193)

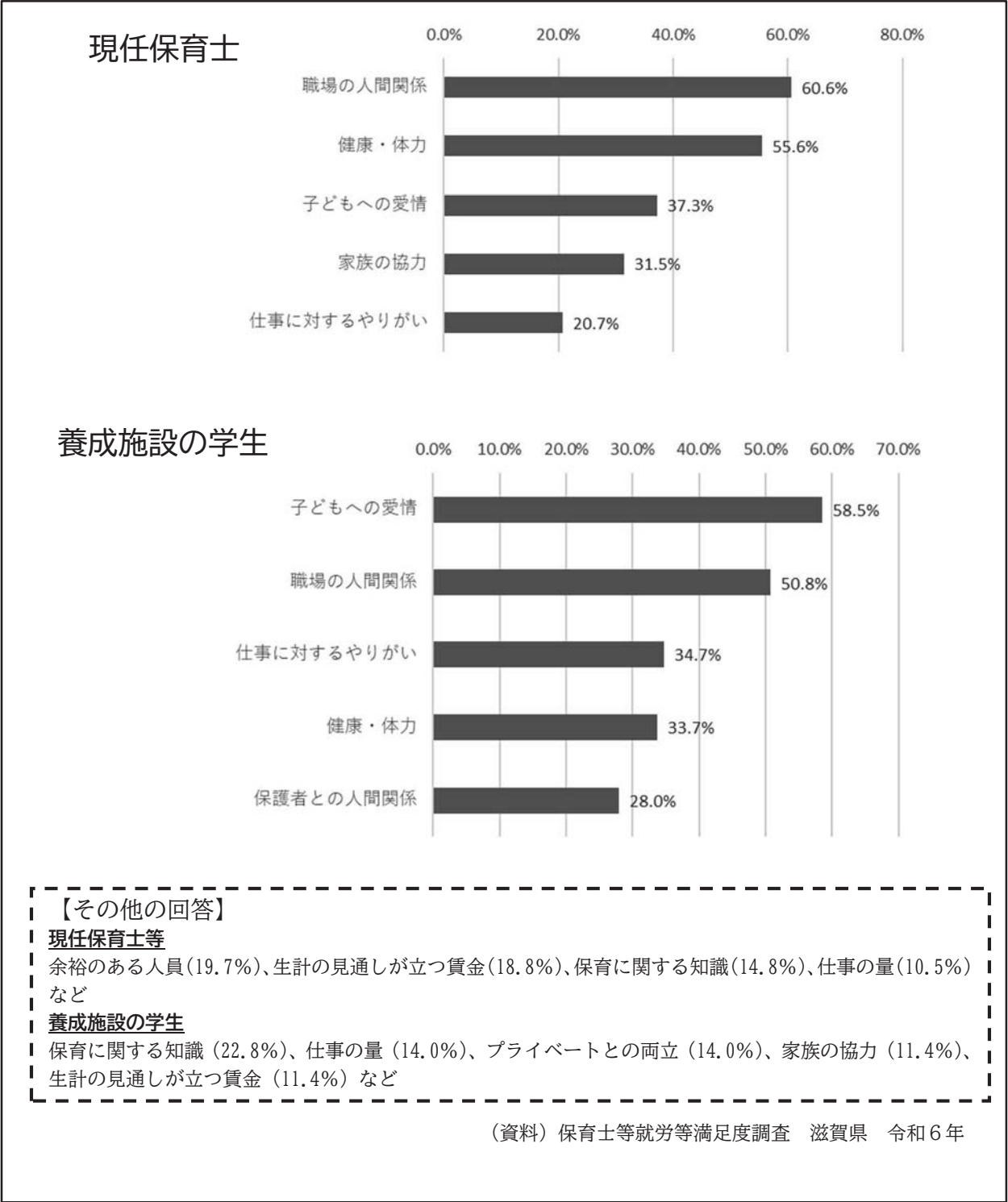


保育士等養成施設に通っている理由については、「保育所や幼稚園等の先生になりたいから」が70.5%で最も多く、次いで「保育士や幼稚園教諭・保育教諭の資格を取るため」が27.5%でした。

また、保育士等になりたいと思った時期については、「中学校在学中」が33.2%で最も多く、次いで「小学校卒業まで」が26.9%でした。中学校卒業までに保育士等になりたいと思う人が6割に達しています。

保育士等として働くために必要だと考えていることについて、現任保育士等では、「職場の人間関係」や「健康・体力」が重要であるとの回答が多かった一方で、保育士等養成施設の学生では、「子どもへの愛情」や「職場の人間関係」が重要だと考えていることがわかりました。

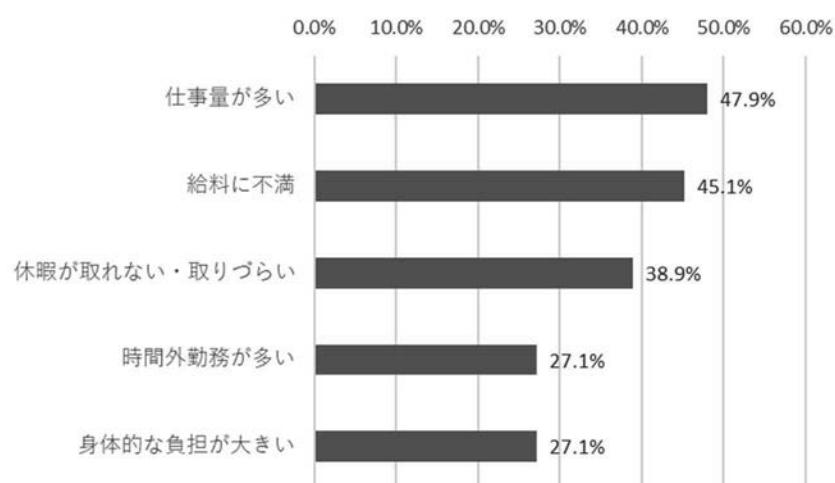
保育士等として働くために必要だと考えていること（上位5項目、複数回答）



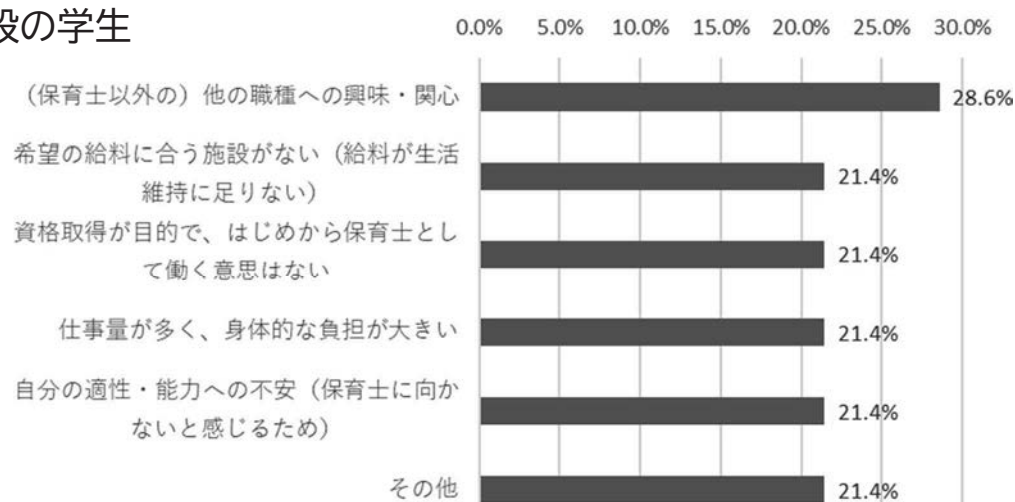
また、今後、保育士等として働きたくない理由として、現任保育士等では「仕事量が多い」や「給料に不満」、保育士等養成施設の学生では「他の職種への興味・関心」と答えた人が最も多くなりました。その他、理由はそれぞれの立場で異なり、人によって様々な理由がありましたが、現任保育士等では「休暇が取れない・取りづらい」「時間外勤務が多い」など、職場環境に関する回答も多くありました。

今後、保育士等として働きたくない理由（上位5項目、複数回答）

現任保育士等



養成施設の学生



【その他の回答】

現任保育士等

自分の適性・能力への不安（25.0%）、責任への重さ・命を預かることへの不安（23.6%）、出産・子育て・家事・介護など家庭との両立（20.8%）など

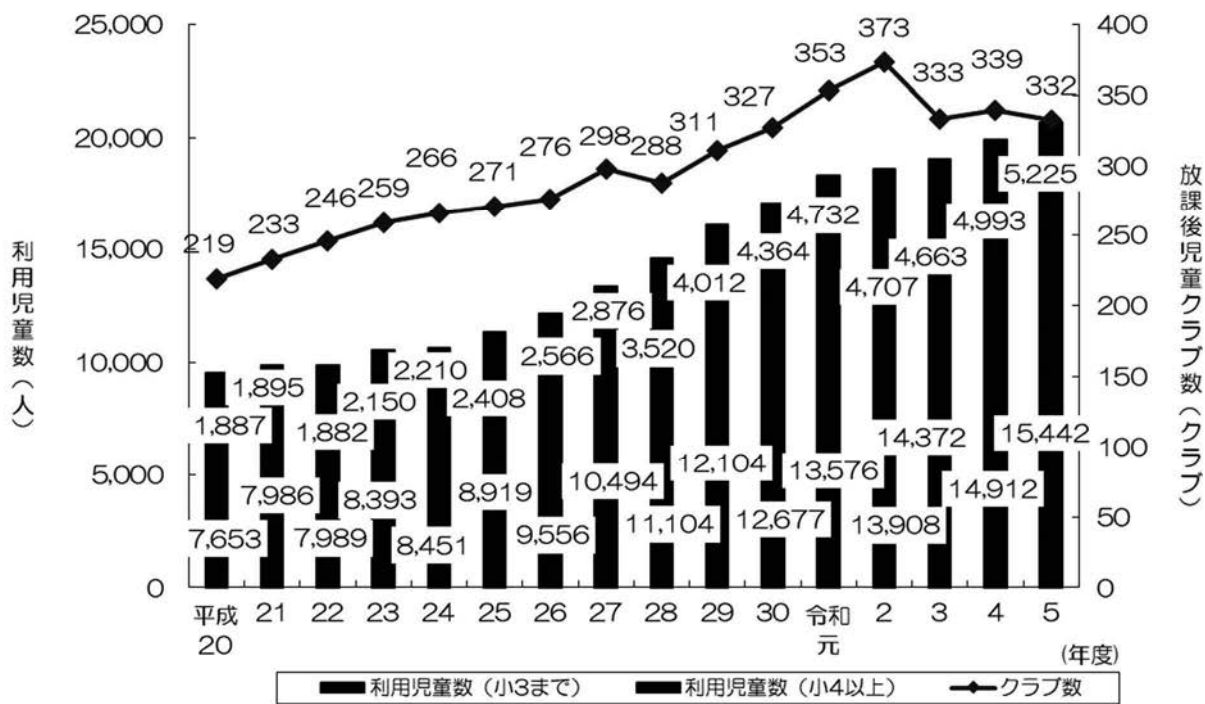
養成施設の学生

休暇が取れない・取りづらい、時間外勤務が多い、職場の人間関係に不安（いずれも 14.3%）など

（資料）保育士就労等満足度調査 滋賀県 令和6年

カ 放課後児童クラブの状況

令和5年5月1日現在、県内の放課後児童クラブは、332か所で、利用児童数は20,667人（小1～小3：15,442人、小4～小6：5,225人）と年々増加しています。



（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ（各年5月1日現在）

キ 放課後児童クラブ実態調査について

滋賀県では、令和3年度に県内の放課後児童クラブを対象に、放課後児童クラブの実態を調査・分析し、今後の効果的な放課後児童クラブの質の向上の取り組みに繋げることを目的として、「放課後児童クラブ実態調査」を実施しました。

調査項目「放課後児童クラブの運営について課題に感じていること」については90施設から自由記述による回答があり、結果は以下のとおりでした。

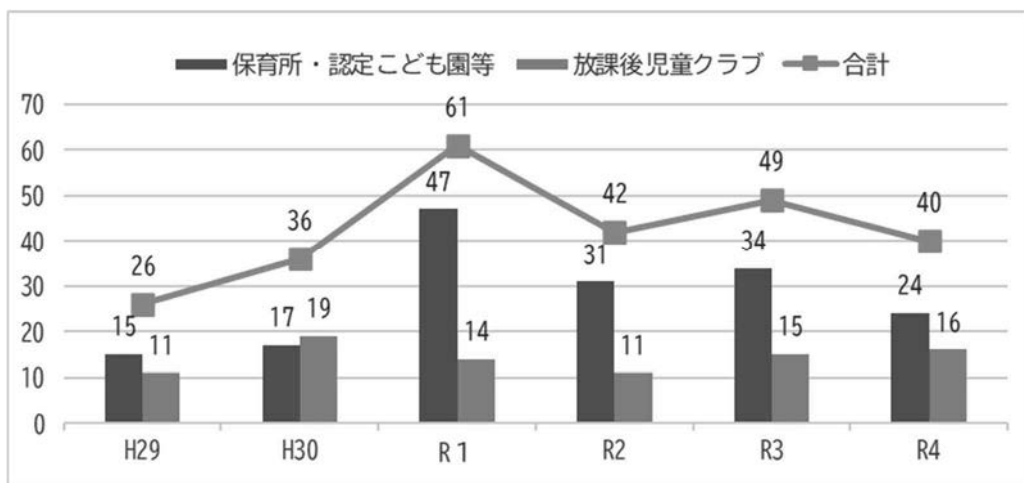
- 人材に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・21件
 - 放課後児童クラブの性質上、フルタイム勤務の募集がしにくく、夕方遅くまでの勤務となるため、支援員の確保にも苦慮している
 - 補助員増員を求めているが、応募者がいないため、長期休業中の勤務態勢に困っている。現状のスタッフでやりくりしているので、今後の課題
- 子どもへの接し方・保育のあり方について・・・・・・・・・・19件
 - 要支援児童を含め児童一人ひとりの個性を尊重したきめ細かな対応。指導員によって子どもたちに求める姿が異なり対応にも差が生じている。指導員として目指す指導のあり方や保育に関する共通理解を促すことが重要
 - NPO法人として立ち上げられてからの年数の浅さもありますが、今までの保護者会運営時の各々の学童のやり方が根本にまだまだある。とくに職員の意識がまちまちである
- 給与、福利厚生などに関すること・・・・・・・・・・17件
 - 人材が不足しています。人員ではなく人材です。非正規であること、処遇改善が一向にすすまないため、長く働き続けられない。同時に、人材育成が進まない。負の連鎖がますます大きくなっている現状です
- 施設・設備に関すること・・・・・・・・・・12件
 - 住宅街の中にある施設なので、地域対応は1番の課題である。隣接する公園は狭く、ボール遊び等が禁止されているため、外遊びが充実できない
- 補助金・予算・運営に関すること・・・・・・・・・・12件
 - 受け入れ人数が減少していった場合、補助金額となるが、支援員、補助員など雇用している以上、賃金がそれによって下がる。または雇用止めになるようなことにならないか
- 支援員・補助員の高齢化について・・・・・・・・・・10件
 - 支援員の高齢化に危機感を覚えている。求人の応募も高齢化している
- 支援員・補助員の配置基準について・・・・・・・・・・5件
 - フルタイム勤務から会計年度へ変更になり、短い時間で以前と同じ仕事業務をするのには無理がある。働く人の年齢層を（キャリアも考え）、もう少しバランスよく配置してほしい
- 配慮が必要な子どもへの対応について・・・・・・・・・・4件
 - 配慮の必要な子供達への関わり
- その他・・・・・・・・・・31件

ク 保育所・認定こども園等、放課後児童クラブにおける重大事故による負傷者等の状況

死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事故による負傷者等は、県内の保育所・認定こども園等と放課後児童クラブをあわせて令和 4 年で 40 名でした。40 名中 37 名が骨折による負傷です。

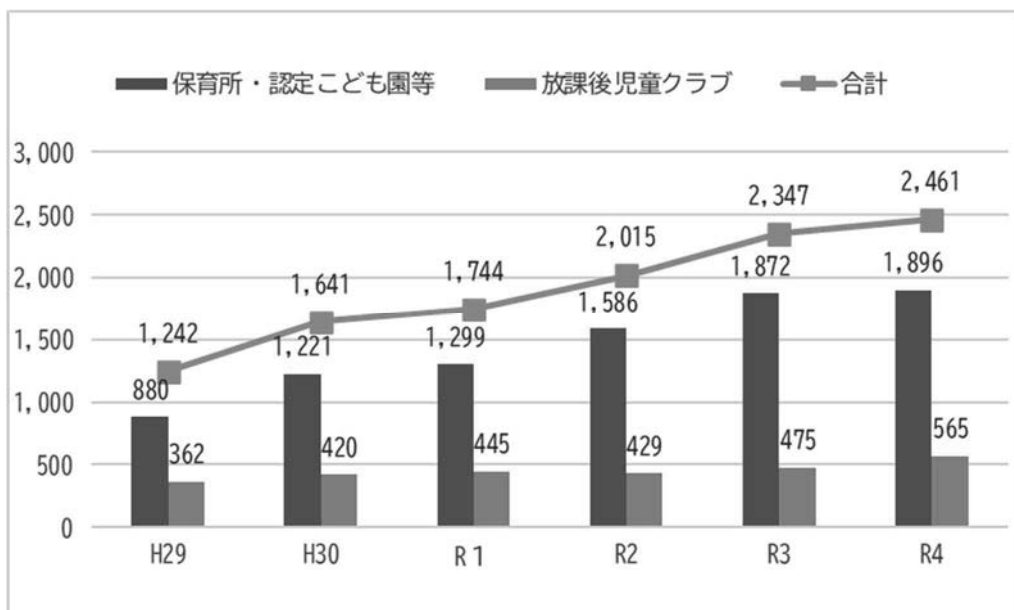
全国では重大事故の事故報告件数は右肩上がりに増加しています。

重大事故による負傷者等の状況（滋賀県）



（資料）滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ

重大事故の事故報告件数の状況（全国）

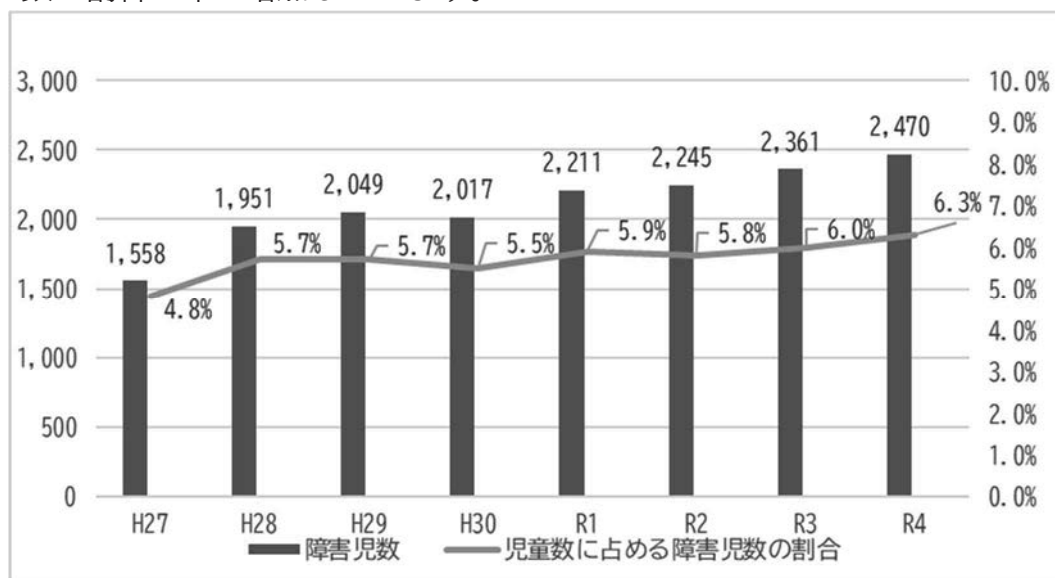


（資料）教育・保育施設等における事故情報データベース 子ども家庭庁

【特別な支援の必要な児童生徒数の推移】

ア 児童数に占める障害のある児童数の割合

保育所・認定こども園における障害児数、児童数に占める障害のある児童数の割合は年々増加しています。

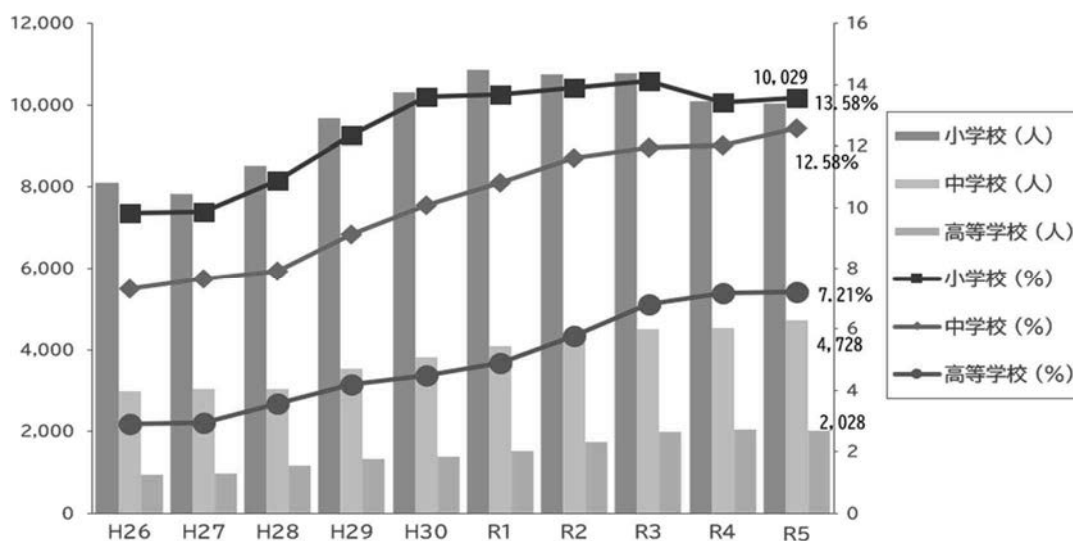


(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課調べ「保育所等現況調」

イ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒数の推移

発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、年々増加しており、令和5年度では、小学校で13.58%、中学校で12.58%、高等学校で7.21%の在籍率となっています。

公立小中高等学校の通常の学級における
特別な支援を必要とする児童生徒数の状況



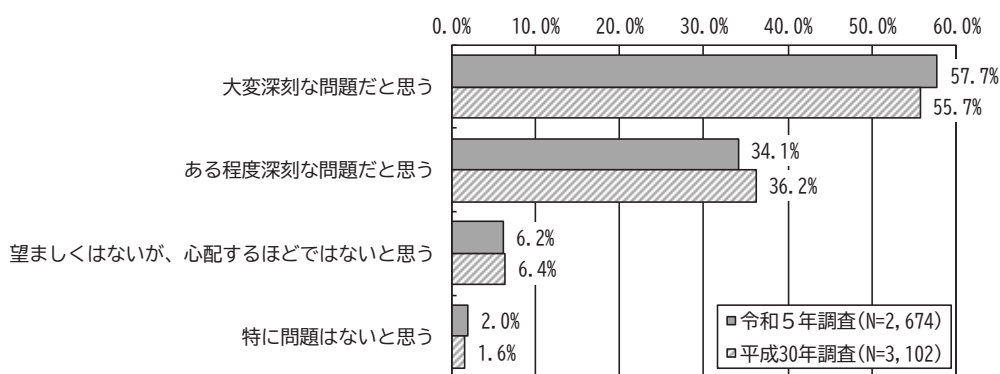
(資料) 特別支援教育にかかる実態調査 滋賀県(各年9月1日現在)

【子育てに関する県民の意識】

ア 少子化に対する意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、出生率の低下が進むことについて「大変深刻な問題」または「ある程度深刻な問題」と答えた人の割合が91.8%にのぼっており、深刻な問題と考えている人が多くなっています。

出生率の低下が進むことについて



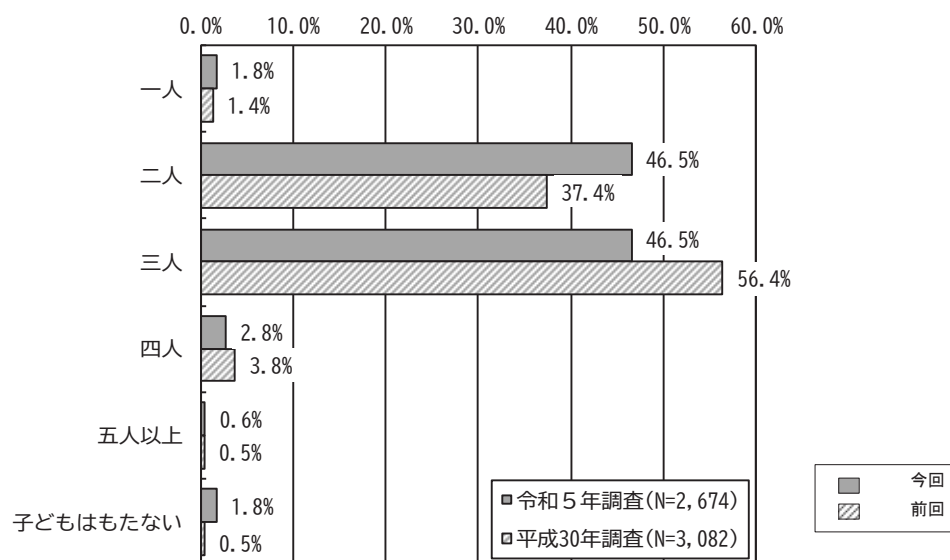
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

イ 理想とする子どもの数

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、理想とする子どもの数は、「二人」「三人」と答えた人の割合が46.5%と最も高くなっていますが、実際にもつ子どもの数は「二人」とする割合が全体で56.0%と最も高く、次いで「三人」が21.2%となっており、理想と現実との間には差があることが分かります。前回調査（平成30年度実施）と比較すると、「三人」以上と答えた人の割合が減少しています。

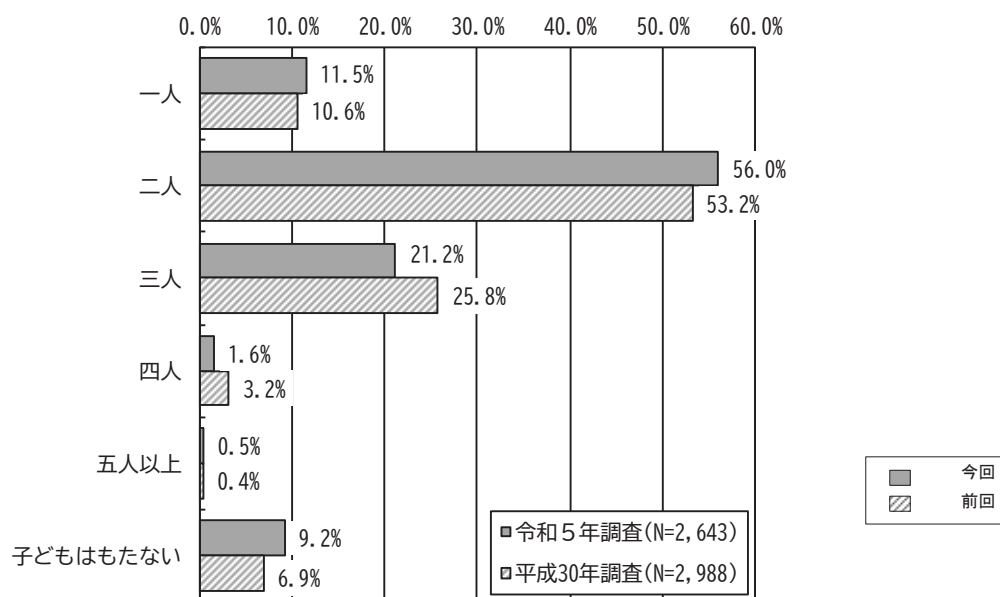
また、「理想の子ども数」より「実際にもつつもりの子ども数」が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が60.9%と最も多くを占めています。

理想の子どもの数



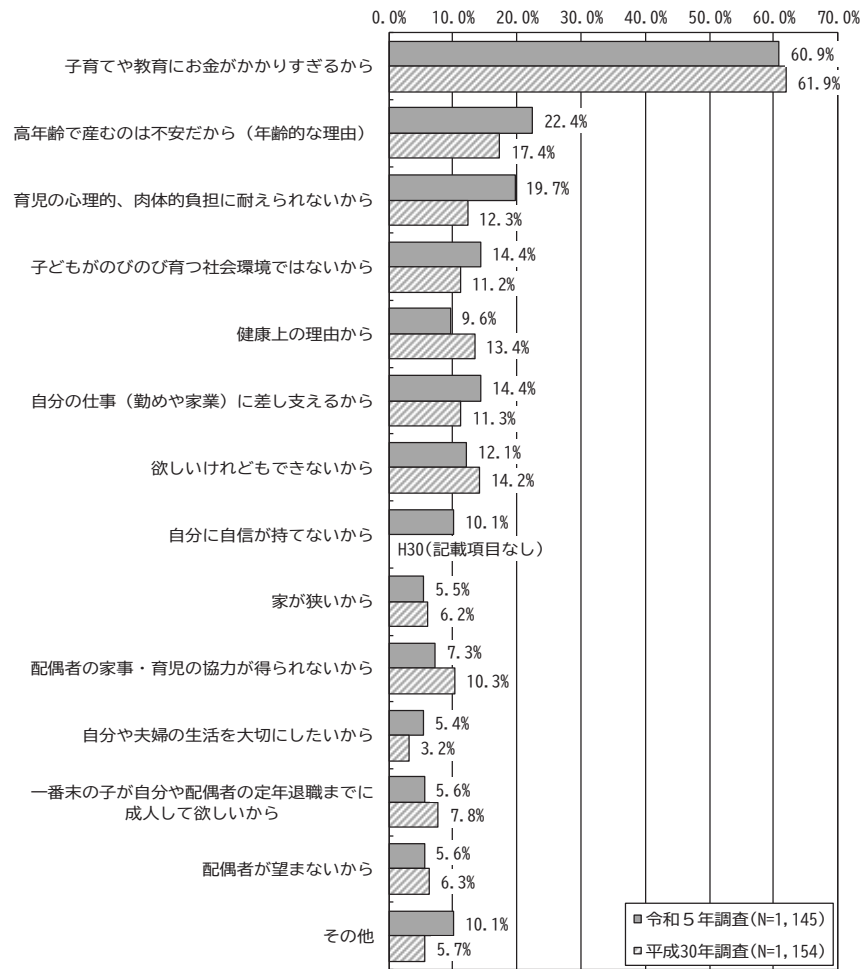
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

実際にもつつもりの子どもの数



(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

実際にもつつもりの子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由



グラフ中の「H30（記載項目なし）」は、前回調査時はなかった選択肢（今回新たに追加された項目）のため、各項目の経年比較には注意が必要です。

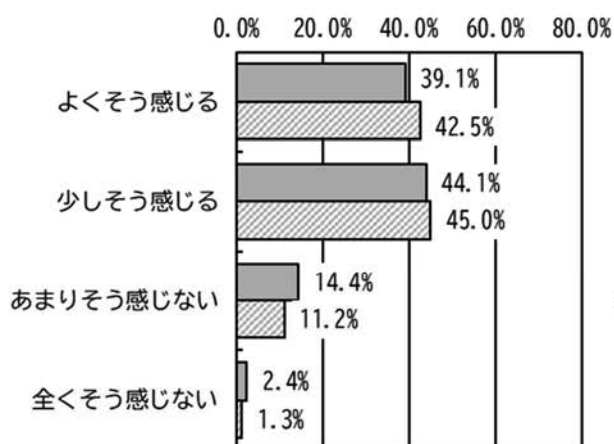
（資料）子育てに関する県民意識調査 滋賀県

ウ 育児に対する意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てについて、「毎日が充実している」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると83.2%、「子育てが楽しい」と感じる人の割合は「よくそう感じる」「少しそう感じる」を合わせると91.1%にのぼっております。いずれの割合も前回調査と同程度の水準となっております。

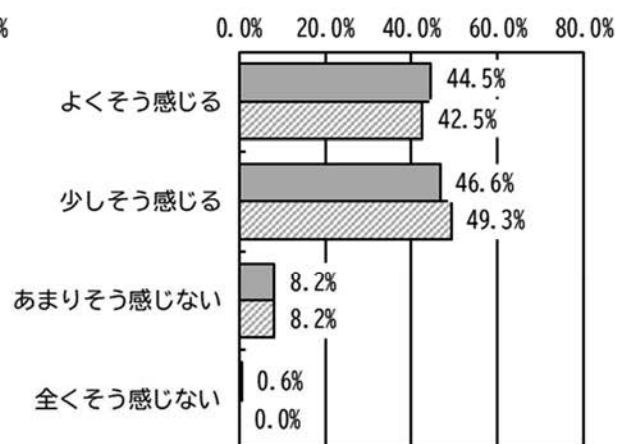
一方、「育児の自信がない」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると58.3%、「育児ストレスを感じることもある」と感じる人の割合は、「よく感じる」「少し感じる」を合わせると67.3%にのぼっております。いずれの割合も前回調査（平成30年度実施）と比較すると、増加しております。

毎日が充実している



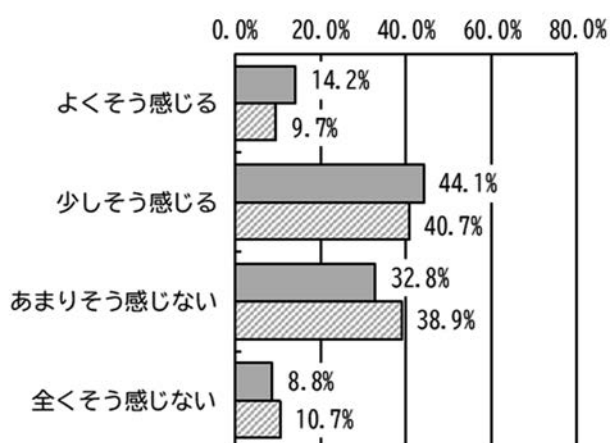
□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=635)

子育てが楽しい



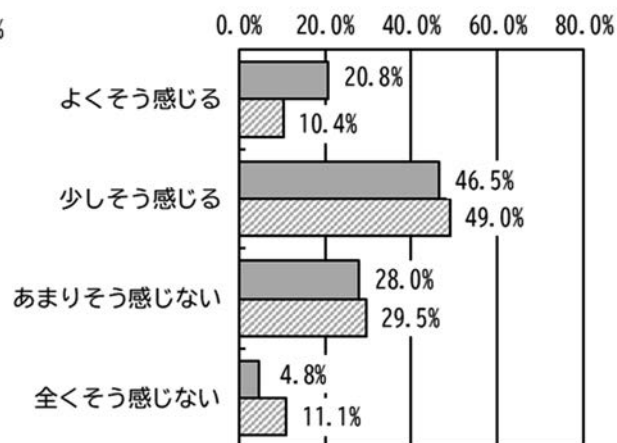
□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=635)

育児に自信がない



□令和5年調査(N=667) □平成30年調査(N=637)

育児ストレスを感じることもある



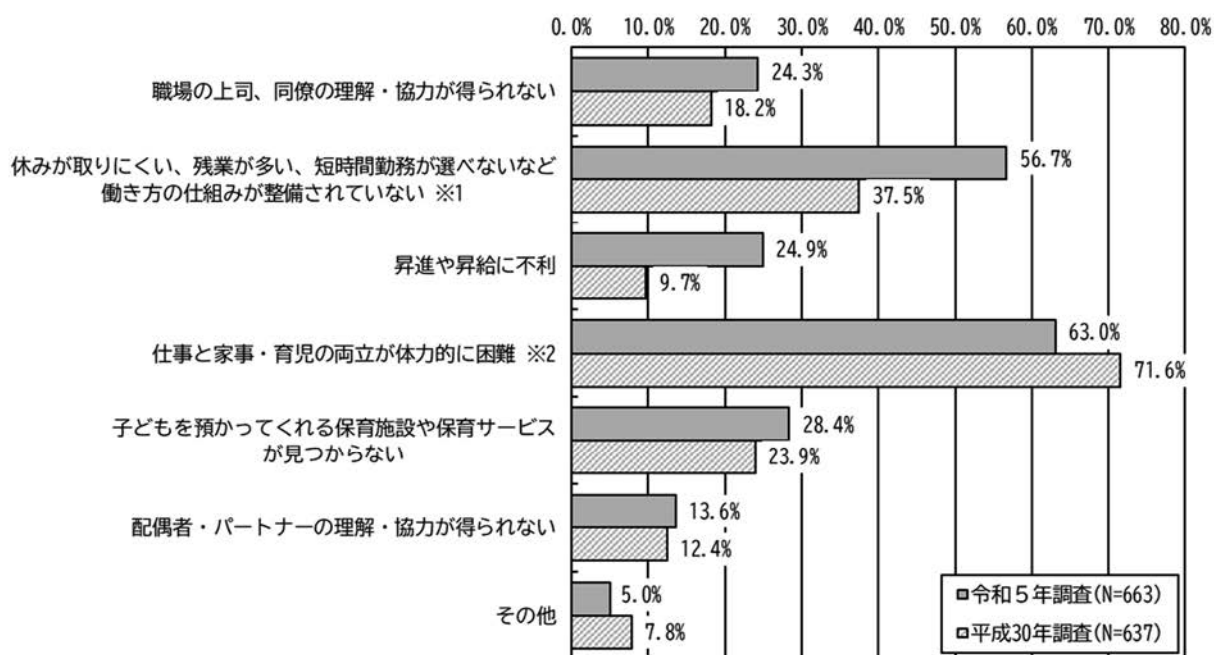
□令和5年調査(N=665) □平成30年調査(N=637)

(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

エ 子育てと仕事を両立する上での問題意識

令和5年度子育てに関する県民意識調査によると、子育てをしながら働く上での問題点については、回答者の63.0%が「仕事と家事・育児等の両立が困難」、次いで56.7%が「休みが取りにくい、残業が多い、短時間勤務が選べないなど働き方の仕組みが整備されていない」と考えています。

子育てしながら働く上での問題点



前回調査から「子育てに十分時間がかけられない」の選択肢が削除されているため、各項目の経年比較には注意が必要です。

※1 前回調査では「休みが取りにくい、残業が多い」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。

※2 前回調査では「仕事と家事・育児の両立が体力・時間的に困難」の選択肢となっているため、比較には注意が必要です。

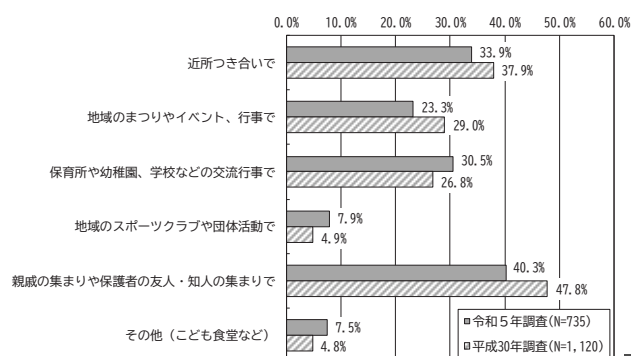
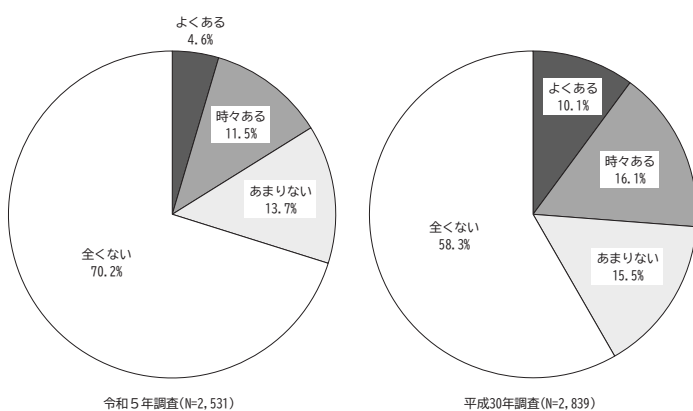
(資料) 子育てに関する県民意識調査 滋賀県

オ 地域のつながり

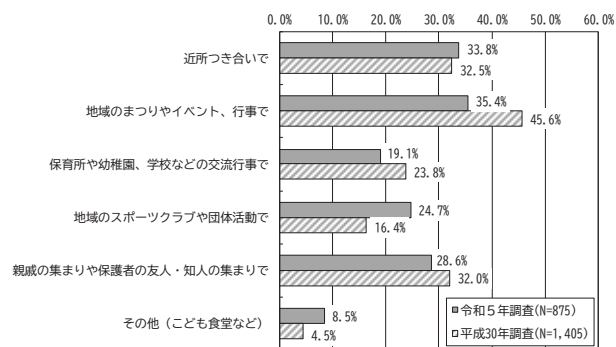
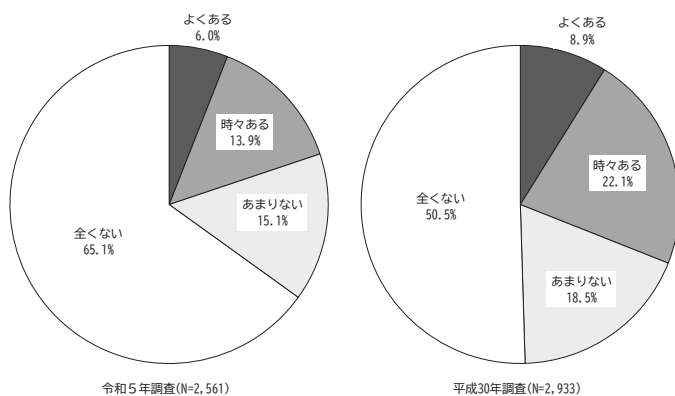
令和5年度子育てに関する県民意識調査では、「地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会」の有無について「全くない」と答えた人が最も多く、前回調査（平成30年度実施）と比較すると増加しており、地域のつながりが弱まっていることがうかがわれます。

地域の子どもと遊んだり、一緒に活動する機会

a. 乳幼児



b. 小学生

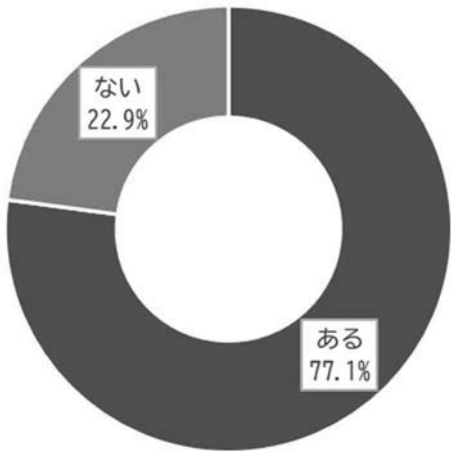


（資料）子育てに関する県民意識調査 滋賀県

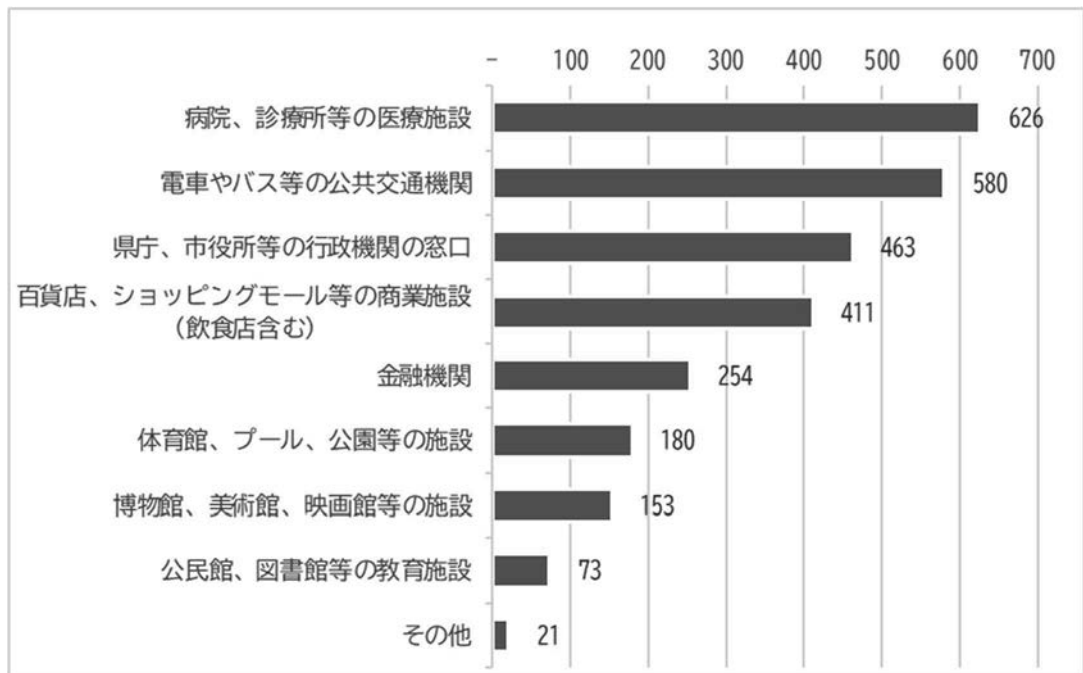
カ 子ども・子育てにやさしい社会づくりに関する県民の意識

令和5年度に実施した子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査では、子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じる割合が77.1%にのぼっております。特に負担を感じると答えた場所や施設については「病院、診療所等の医療機関」「電車やバス等の公共交通機関」「県庁、市役所等の行政機関の窓口」が上位の回答結果となっております。

子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じる割合



負担を感じることがあると回答された方が、特に負担を感じると答えた場所や施設



(資料) 子ども・子育てにやさしい社会づくりに関するアンケート調査 滋賀県 令和5年(2023年)

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

・本県の合計特殊出生率は全国と比較すると高い水準にありますが、出生数は減少傾向にあり、子どもを生み育て、幸せな家庭を築こうとする夢や希望を持つことができる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

また、本県は核家族世帯の割合が大きく、子育て家庭が孤立することのないよう、子育て家庭にとっての居場所があり、人と人とのつながりがもてる社会環境づくりが必要です。

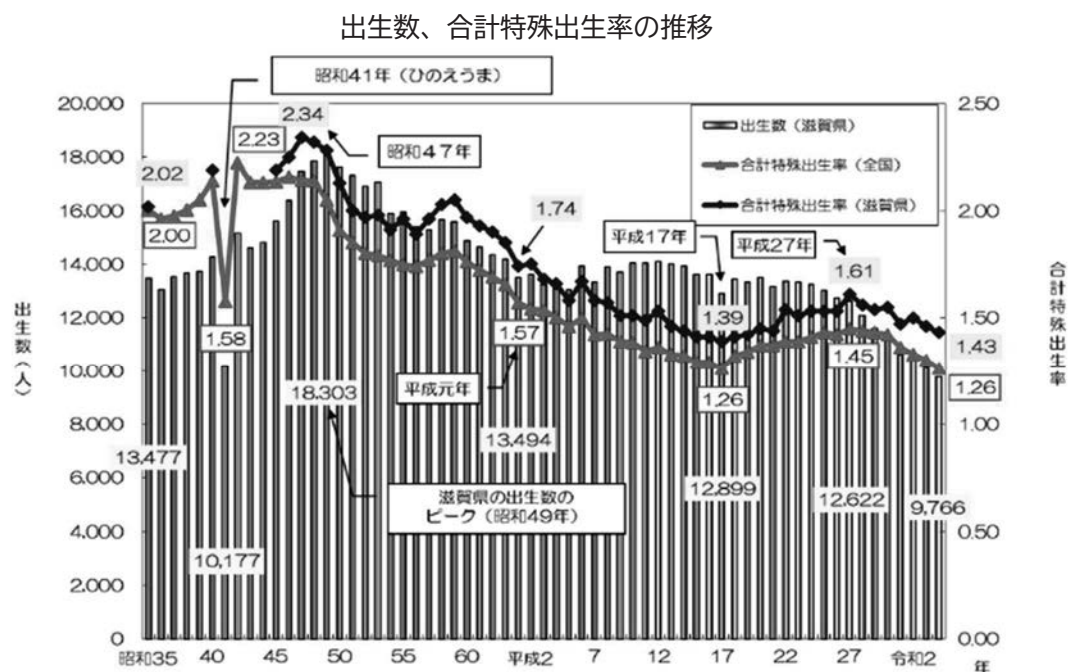
・県内の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒や、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加している状況から全ての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会の実現に向けた取組が必要です。

【人口動向の推移】

ア 出生数および合計特殊出生率の推移

令和4年人口動態統計月報年計（概数）によると、滋賀県の出生率（人口千対）は7.1と全国値を0.8上回っていますが、これまでで最も低い値となっています。

また、令和4年の合計特殊出生率は1.43で、全国値を0.17上回っていますが、人口置換水準（現在の人口を維持するための水準）、おおむね2.07を下回っています。

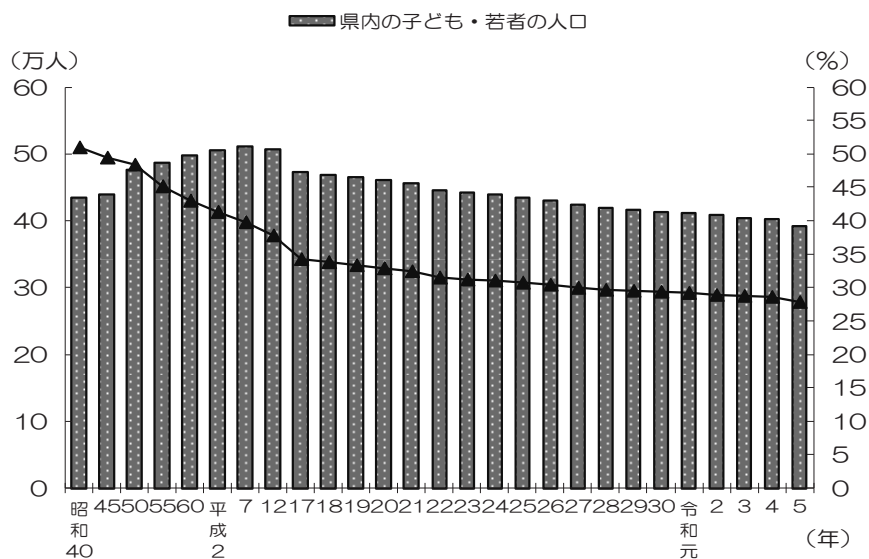


（資料）人口動態統計 厚生労働省

イ 総人口、人口構成の推移と推計

令和5年10月1日の滋賀県推計人口によると本県の総人口は1,406,103人で、このうち子ども・若者（0～29歳）の人口は391,611人となっています。総人口に占める子ども・若者の割合は27.8%となっており、年々減少しています。なお、総務省の人口推計令和5年10月報によると、全国総人口に占める子ども・若者の割合は26.1%となっています。

子ども・若者の人口と総人口に占める割合の推移（滋賀）

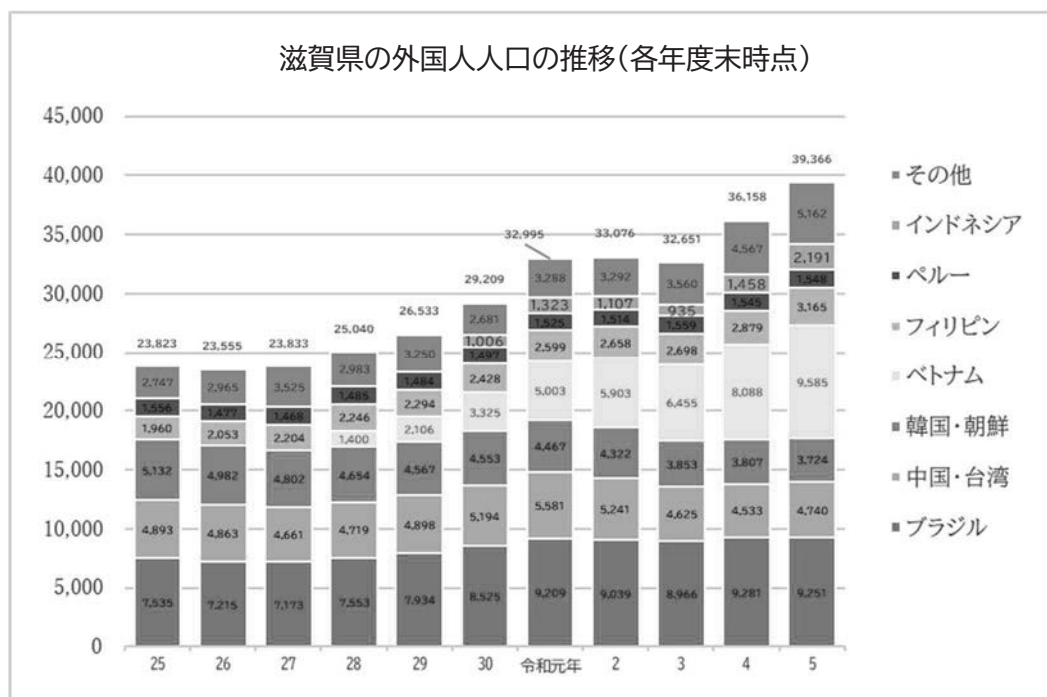


【特別な支援の必要な児童生徒数の推移】（再掲）

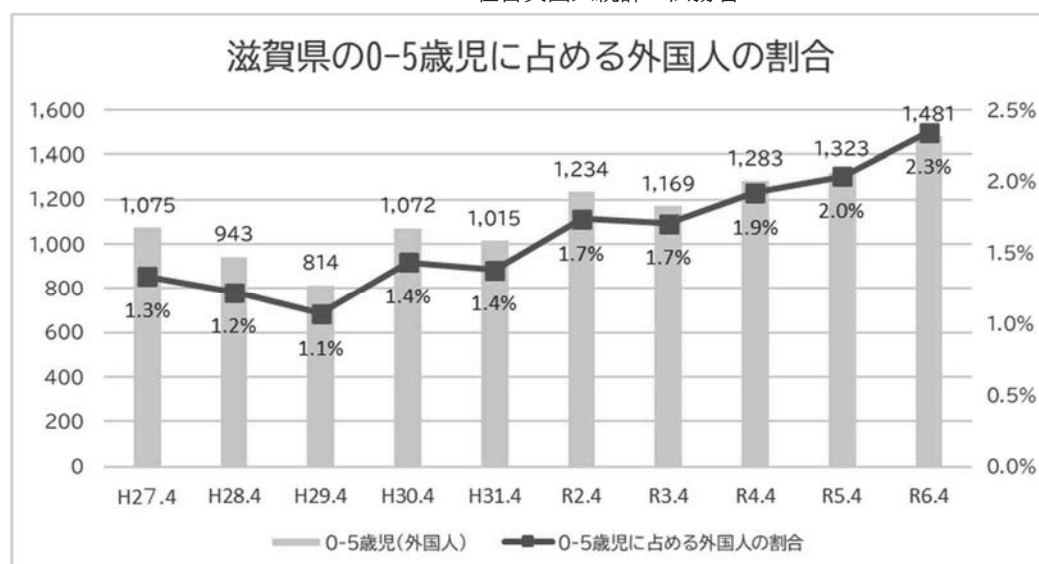
「児童数に占める障害のある児童数の割合」および「通常の学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒数の推移」については、56 ページに掲載

【外国人人口の推移】

令和5年度末時点の住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表）によると本県の外国人人口は39,366人で、直近10年間で約1.6万人増加しています。近年はベトナム国籍者が急増しています。

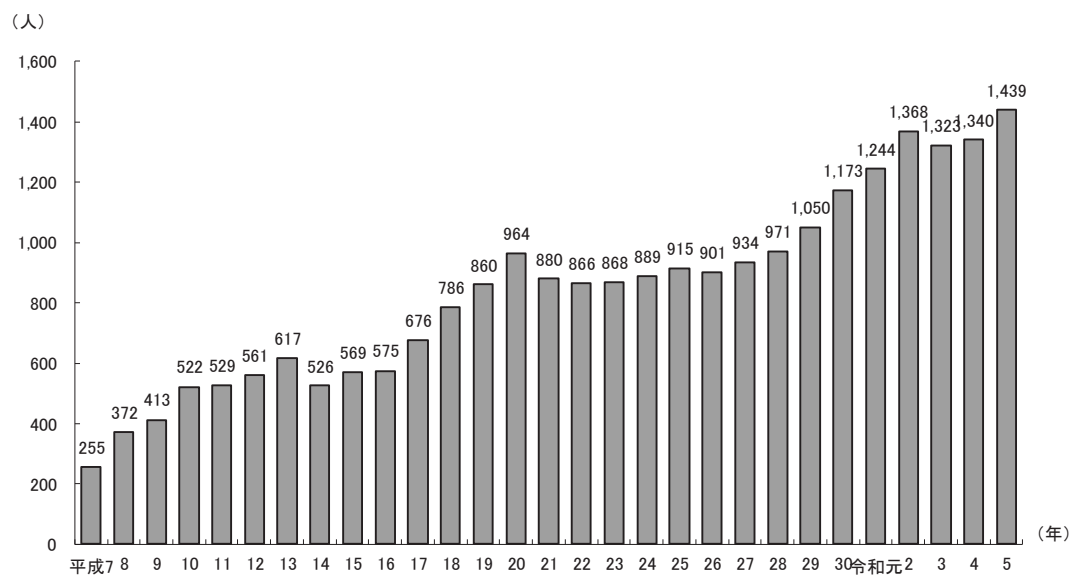


(資料) 住民基本台帳人口調査結果（外国人人口集計表） 滋賀県
在留異国人統計 法務省



(資料) 毎月人口推計調査 滋賀県

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移 (公立小中学校および義務教育学校)



(資料) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査等 文部科学省

Ⅲ 基本理念

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀の実現のため、子どもの権利が守られ、誰もが夢や希望を持てる社会づくりに向けて「子ども・若者」「父母その他の保護者・子どもに関わる大人」「地域・社会」それぞれについてプランが「目指す姿」を定めます。

基本理念実現のためにプランが目指す姿

【子ども・若者】

子ども・若者が個人として尊重され、どのような環境にあっても遊び、学び、体験することを通して、健やかに育つとともに夢や希望を持つことができるよう支援します。

【父母その他の保護者・子どもに関わる大人】

父母その他の保護者や子どもに関わる大人が安心して子育てができるよう支援します。

【地域・社会】

みんなが思いやり、助け合い、社会全体で子ども・若者を応援する地域・社会づくりを推進します。

IV 基本施策

1 子どもの権利が守られる社会づくり

施策の方向性

子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利の保障に必要な環境の整備に取り組みます。子どもに関わる施策について、子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。

具体的取組

ア 子どもの権利に関する周知啓発・気運醸成

- ・子どもの権利や県が行う子ども施策に対する県民の理解と関心を深め、社会全体で子どもの権利の尊重に取り組む気運を醸成することが必要であり、そのために、滋賀県子ども基本条例や子どもの権利条約の趣旨および内容ならびに子ども施策について、広報活動を充実するほか、子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に取り組みます。
- ・滋賀県子ども基本条例や子どもの権利条約、こども基本法等を踏まえ、教育活動を通じて、子どもの最善の利益が優先して考慮される社会の実現に取り組みます。
- ・子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して学び、意見を表明できる環境の整備などに取り組みます。
- ・教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。

イ 子どもの意見表明・応答・反映の推進

- ・滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもが家庭、学校、地域等において、自身に関わることについて自由に意見を表明できるとともに、自発的に活動し、社会の一員として尊重され、社会参画が促進されるよう、必要な環境の整備を図ることとします。
- ・子ども・大人が互いに意見を交わし、相手の立場を尊重して合意形成をする機会を、家庭、学校、地域社会、インターネット空間など、子どもが生

きる多様な居場所で積み重ねられるよう環境を整備します。

ウ 子どもの権利侵害の救済

- ・子どもは、大人に比べて相対的に弱い立場となりやすいことから、様々な権利侵害を受けやすい状況に置かれています。子どもの権利侵害に対する速やかな救済と回復を図るほか、子どもの権利侵害に関する制度提案、県と連携して子どもの権利などに関する周知啓発を行う滋賀県子どもの権利委員会を設置します。

2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

(1) 多様な遊びや体験の機会の確保、社会参画活動の活性化

施策の方向性

遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者が年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりに取り組みます。

様々な社会課題の解決に取り組む団体や、地域において子どもや若者が主体となって実施する活動の充実を図るとともに、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成を図ります。

具体的取組

ア 多様な遊びや体験の機会の確保

○多様な遊びや体験の機会の確保

・遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であるため、行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びの環境や機会の充実に努めるとともに、様々な体験プログラムを総合的に発信・提供していきます。

○公園の魅力向上に係る取組の推進

・子どもをはじめ誰にでも優しく、利用しやすい公園づくりや、豊かな自然に恵まれた滋賀県でしか体験できないアクティビティや文化・芸術の鑑賞、イベントの充実等の取組を推進します。

イ 子ども・若者の社会参画活動の活性化

○社会参画に向けての機会づくり

・滋賀県子ども基本条例の趣旨を踏まえ、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、自己に影響を及ぼす全ての事項に関して意見を表明できるとともに多様な社会的活動に参画できるよう支援します。

・学校や関係機関、NPO等と連携を図り、子ども・若者が安心して自らの思いを伝えることができる環境づくりの一層の推進を図ります。

・子ども・若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよ

う、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。

- ・子ども・若者が地域の活性化や地域課題の解決に取り組んだり、様々な地域の子ども・若者が協働する活動にスポットをあて、県内の資源も活用しながら、子ども・若者の地域活動や社会貢献活動の普及促進を図ります。

○主体的な社会参画の促進

- ・子ども・若者はともに社会をつくる一員であり、自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした取組を通して、子ども・若者の自立を支援する団体のネットワークづくりを推進します。
- ・子ども・若者の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進するため、青少年団体のリーダーや主体的な活動の指導者となる人材の育成を推進するとともに、こうした団体等の横繋ぎの取組を推進します。

(2) 夢と生きる力を育む学校教育等の充実

施策の方向性

一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として育んでいきます。どの時代でも必要とされる知・徳・体の育成をはじめ、社会をけん引することができる資質を育成することによって、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を身に付けていくことができるよう、各学校においては、一人ひとりに寄り添い教育活動を展開します。

具体的取組

ア 知・徳・体を育む

○確かな学力の育成

- ・基礎的・基本的な知識・技能や、文章や対話などから「読み解く力」、学びを深める探究的に学ぶ力を基盤として、子どもたちにおいて確かな学力を育成します。確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの推進など、効果的に教育活動を展開します。
- ・企業や高等教育機関等とも連携・協働しながら、STEAM教育等の教科等横断的な学びの充実に取り組みます。

○豊かな心の育成

- ・子どもが権利の主体として尊重されることを通じて、豊かな人間性や社会性を育みます。また、「滋賀の恵み」に触れ、「近江の心」に学びながら、子どもたちにおいて、愛情、正義感、責任感、自他の尊重、人間関係を築

く力などを育み、人格の根幹の形成とともに、幸せを実感できる豊かな情操を培います。

○健やかな体の育成

- ・ 幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポーツに親しめるように、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ(第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)をはじめとする大規模大会を契機としたスポーツに対する気運の高揚とも連動させながら、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。
- ・ 食に関する正しい知識や望ましい食習慣の習得に向けた食育や、健康についての理解、健康課題の解決について学ぶ保健教育と学校保健を推進します。

イ 多様な学びの機会をつくる

○滋賀に学ぶ体験活動等の推進

- ・ 本県が抱える日本一の湖・琵琶湖をはじめとした豊かな自然や、多彩な歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会を支える人々から体験的に学びを得るとともに、県外から見た滋賀の視点や木育の視点なども踏まえながら、知識のほか、行動力、協調性、地域への愛着など多様な資質能力の育成を図ります。

○社会教育施設等における学びの機会の充実

- ・ 図書館等の地域の教育資源を活用した学習機会の確保や、学びを通じた人と人とのつながりづくりや活躍の場の創出を図ります。
- ・ 学校や団体、大学、企業、社会教育施設、市町・県等が実施する講座や教室等の学習情報を、学習情報提供システム「におねっと」に一元化し、学びの情報の充実を図ります。

○読書活動の推進

- ・ 子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、それぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組みます。
- ・ 図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を実施するとともに、県立図書館において障害のある子どもの読書をささえる資料や外国語資料等の収集・提供に努め、全ての子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図ります。

○交通環境学習の推進

- ・小学校における「交通環境学習」の授業の実施を促進し、子どもたちに公共交通に対する理解や親しみを持ってもらう取組を進め、自発的に公共交通を中心とした「エコ交通」を選択できる子どもの育成を図ります。

ウ 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む

○外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実

- ・A L T等のネイティブスピーカーも活用するなどして、英語をはじめとする外国語の学びを充実し、知識とともにコミュニケーションに活用できる技能や、日常的な話題や社会的な話題の表現、外国の文化への理解などを含め、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる素養を育みます。
- ・自身のアイデンティティの確立を基盤として、グローバル化する社会で活躍できる資質能力を育成するため、I C Tを有効に活用しながら国際交流の推進等を図ります。

○情報活用能力の育成

- ・図書等の活字資料の有効活用に加え、滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等により、情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。

○主権者教育等の推進

- ・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階に応じて身に付けられるよう、総合的に主権者教育に取り組みます。
- ・自主的に校内のルールを検討したり、地域や学校間の交流を深めたりするなどして、各学校の生徒会活動の活性化を促進し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。
- ・将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教科において、消費者教育や金融教育に取り組みます。

○キャリア教育、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

- ・子ども一人ひとりが、将来、社会的・職業的に自立することを目指し、主体的に将来を設計できるようにするため、基盤となる自身の自己有用感を育み、職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等の形成を図ると

ともに、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育成します。

- ・小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターンシップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育に取り組みます。
- ・子ども自身が各学校段階での学びや体験の軌跡を記録することで、将来のキャリア形成と自己実現につなげることができるよう、キャリア・パスポートの活用を図ります。
- ・企業や高等教育機関などと連携しながら、起業家精神（アントレプレナーシップ）を育む学びに取り組みます。
- ・進路指導にあたっては、性別にとらわれることなく、児童生徒、学生一人ひとりが主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行います。

○思春期保健対策の充実

- ・医療、教育、母子保健の関係機関によるネットワークづくりを推進し、関係機関の連携のもとに性に関する健全な意識の育成、性や性感染症予防に関する相談や正しい知識の普及を図ります。

○生命（いのち）の安全教育の推進

- ・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に応じて「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育に取り組みます。

○ジェンダー平等社会の実現に向けた学校等における男女共同参画教育の推進

- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む就学前や学校での教育を、家庭、地域社会と協働し推進します。
- ・大学生等の若年層が無意識の思い込みや固定的な性別役割分担について自ら考え、主体的にその解消に向けて取組を推進していけるよう、リーダー育成を行います。
- ・教職員や保育士、幼稚園教諭等自らが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるため、研修や必要な情報の提供等の取組を推進します。

エ 教職員を支え、教育力を高める

○働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進

- ・学校生活での子どもたちの笑顔に欠かせない、日々子どもたちと向き合う教職員の笑顔のために、やりがいと働きやすさのある環境づくりを通じて、教員の子どものと向き合う時間の確保や、教育力の発揮を支えます。

(3) 子ども・若者の居場所づくり

施策の方向性

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。

具体的取組

ア 地域における多様な居場所づくりの推進

- ・子ども食堂等の地域にある多様な居場所が子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組み、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。
- ・子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポート、物資提供、事業への人的協力（ボランティア）などの様々な支援を公私協働で展開します。
- ・子ども食堂の展開にあたり、地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
- ・様々な事情から学校に行きづらくなっていたり、家庭の中で安らぎを感じられない状況にある子どもたちが安心してすごせる居場所づくりを公私協働で進めます。

イ 居場所づくりにおける主体性の尊重

- ・子どもの居場所は物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取り得るものであり、その場所や対象を居場所と感ずるかどうかは本人が決めるものとして、子ども・若者の主体性を大切にします。
- ・本人が居場所と感ずるためには、その場において他者に受け入れられることや交流ができることなど、人との関係性による影響が大きい一方で、誰とも交流せず一人にいらる場を居場所と感ずる場合があることにも留意します。

(4) 若者の希望を叶えるための取組

施策の方向性

子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。

若者が社会の一員として能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立できるための支援や、高等教育機関等との連携による若者の主体的な活動や社会参画の機会の確保、結婚を希望する若者に対する支援など、若者のニーズを踏まえ、その希望を叶えるための施策を推進します。

具体的取組

ア 高等教育機関等との連携による若者の社会参画

- ・地域課題に係る取組への学生の参画等、若者の主体的な活動や社会参画の機会の提供をはじめ、様々な取組において高等教育機関等との連携を進めます。

イ 若者の就職支援の充実

○就職支援

- ・若者の就労を支援するため、しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行います。
- ・実社会の基本的なルールや仕事のルール、基礎知識について記載したハンドブックを配布し、事前の理解不足による就職後の早期の離職防止を図ります。

○職業に関する知識、技能の育成

- ・県立高等技術専門校による若者の職業能力の開発や民間教育訓練機関を活用した離職者委託訓練の実施や就職支援アドバイザーのキャリア・コンサルティング等により、若者の就職活動の支援を行います。

○若者の就業機会の拡大

- ・農林水産業や地域の地場産業等につく意欲を持つ若者や起業を目指す若者に対して、情報提供・相談、職業紹介、その他就業や事業実施に必要な支援を行います。

ウ 若者の結婚・出産・子育ての希望を叶えるための取組

- ・若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、県民みんなで若者を応援する気運を醸成します。

(5) 子ども・若者の健全な育成環境の整備等

施策の方向性

子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮しながら、健やかに成長するための環境を整備します。

具体的取組

ア 健全な育成環境の整備

- ・麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用防止を図るため、教育および保健、医療機関、関係団体が連携し広報啓発を行うほか、中学校、高等学校での薬物乱用防止教室など継続的な啓発活動を推進します。
- ・地域を中心として、行政、警察、学校、民間企業等と緊密に連携・協力を図り、青少年の健全育成に関する条例に基づき、健全な育成を阻害するおそれのある性、暴力、犯罪助長などに関する過激な情報の発信元となる有害図書等の規制、排除に努めます。
- ・健全な育成を図るうえで有益であると認められる図書、興業などを積極的に推奨することにより、子ども・若者の健全な育成に優良な社会環境づくりを推進します。

イ 安心・安全なインターネット利用

- ・学校において、発達段階に応じて、インターネット上のトラブル等に関して被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育成を図ります。
- ・子どもをインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。
- ・子どもの性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自画撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。

3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援

施策の方向性

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、ヤングケアラーの子ども・若者など、困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援を行います。また必要な支援を必要とする子ども・若者に届けるための広報・周知に取り組みます。

具体的取組

ア 困難な状況にある子ども・若者の声の施策への反映

- ・様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない子どもや若者がいることを認識し、全ての子ども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう努めます。

イ 社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者への支援体制

- ・ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などにより、悩みを抱え、生きづらさを感じるなど、困難な状況にある子ども・若者であっても、体験や交流、学びの機会、居場所が確保されるなど、社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、多様な機関・団体の支援を進めます。
- ・支援を必要としている子ども・若者が簡単に適切な支援策にかかる情報を得ることができるようSNSを活用した情報発信を実施します。
- ・保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに関する第一次相談窓口や地域支援者の人材育成、普及啓発用の機能を有する「ひきこもり支援センター」において、本人・家族に対する相談・支援等を行い、地域関係者との協働により、ひきこもり対策を推進します。
- ・子ども・若者総合相談窓口、こころんだいやる、子ども家庭相談センター、滋賀県地域若者サポートステーション（サポステ）において、電話相談や面接相談により本人や家族からの相談に対して必要な支援を行います。
- ・支援につながらないまま長期化複雑困難化したひきこもり状態にある本人・家族に対し、社会福祉協議会等との連携のもと、訪問活動や必要に応じた受診支援等を通して、個別の状況に応じた支援の充実と地域づくりを推進します。

- ・思春期における心身症、不登校、ひきこもりなどの問題に対応するため、県立精神保健福祉センターや保健所における思春期相談など、地域における専門相談体制の充実を図ります。
- ・心に悩みを抱える子ども・若者の自殺予防を図るため、こころのほっと相談(対面型相談)やこころの電話相談、「こころのサポートしが」LINE相談など、相談環境を整備します。
- ・子どもの自殺防止を図るため、学校等が自殺リスクの高い困難事案に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携のもと、多職種の専門家が助言等を行う支援体制の整備に取り組みます。
- ・児童養護施設等を退所等した者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等、困難な状況にある子ども・若者の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談および助言ならびに関係機関との連絡調整を行います。

ウ 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制整備の推進

- ・困難な状況にある子ども・若者等に対する支援として、本人のニーズを踏まえ、分野を横断した取組が図られるよう、県庁内の連携の強化を進めるとともに、市町における複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制の整備に向けた取組を支援します。

エ いじめ防止対策の徹底

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認識のもと、国や市町、関係機関と連携して、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止に向けて総合的に取り組みます。また、学校は、「子どもの目線」に立って寄り添い、いじめの把握と、組織的かつ迅速な対応によるいじめの解消に取り組みます。
- ・学校内外で子どもをいじめから守り育てるため、家庭、地域、警察や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材などと緊密に連携し、社会のみなんでいじめ問題に取り組みます。

オ 不登校の状態にある子どもへの支援

- ・不登校等の状態となった子ども本人等の声を踏まえてアセスメントを行い、関係機関とも連携しながら、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、個々のケースに応じた適切な支援に取り組みます。
- ・教育、福祉、医療、地域等が連携し、子どもや保護者に対して必要な支援

に取り組めます。

- ・学校をはじめ、教育支援センターや社会教育施設、民間施設なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所の確保を図ります。
- ・学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティーネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

カ ヤングケアラーに対する支援

- ・子ども若者育成支援推進法の改正によりヤングケアラーは「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として各種支援を行うよう努めるべき対象とされたことを受け、状況に応じて概ね 40 歳未満の者までの支援を進めます。
- ・ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、県民への啓発等を行います。
- ・ヤングケアラーを早期に把握し、円滑な支援につなげるため、教育、福祉、医療等の関係機関の職員や地域における支援者等を対象に、ヤングケアラーへの理解促進や多機関連携による支援に向けた研修等を実施します。
- ・ヤングケアラーへの相談支援体制の整備や、その家庭への適切な保健福祉サービスの提供等による支援の充実を図ります。
- ・施策の推進にあたっては、庁内関係部局の連携のほか、本人に身近な市町における相談窓口の設置支援等、市町との連携を進めます。

キ 家庭教育支援体制の構築

- ・身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育ちを支える体制の構築を図ります。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状況に寄り添った支援の充実を図ります。

ク 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ・子ども・若者の性犯罪・性暴力対策として、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）を設置し、24 時間 365 日ホットラインをはじめ、産婦人科医療、相談、付添支援など、性暴力被害者への総合的な支援を可能な限り 1 か所で提供し、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、警察への被害届出を促進し、被害の潜在化の防止を図ります。

- ・日本版D B S制度の適切な運用にむけて普及啓発に努めます。

(2) 非行少年等への対応

施策の方向性

非行を行った子どもやいじめの加害者等に対して、その背景にある子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで必要な支援についてアセスメントを行い、適切な役割分担を行ったうえで支援に取り組みます。

また、非行などの課題がある子ども・若者が、健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善や、ニーズに合った就学・就労支援、居場所づくりなどにより、社会的・経済的自立につながるよう支援します。

具体的取組

ア 学校等との連携

- ・非行やいじめ等への対応にあたって、学校や教育委員会と適切な連携を図るために、普段から情報を共有する体制を構築します。
- ・非行やいじめの背景には児童の家庭の抱える困難等様々な要因が考えられ、要保護児童として対応することも想定されることから、相談等があった場合は要保護児童対策地域協議会において情報を共有するよう努めます。
- ・学校等との連携の一つとして、必要に応じて子ども家庭相談センターが研修の講師を派遣します。

イ 関係機関との連携

- ・いじめの加害者について、市町、学校等の関係者から相談があった場合や、触法少年として警察から子ども家庭相談センターに通告があった場合等において、関係機関と連携して対応を行い、必要に応じて家庭裁判所へ送致します。

ウ 非行少年等の立ち直り支援の充実

○子ども・若者の犯罪や非行を防止する活動の推進

- ・子ども・若者の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。また、警察署・少年サポートセンターによる不良行為少年等やその保護者への継続指導、被害少年の保護の充実を図ります。
- ・学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学

校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。

○非行少年等の立ち直り支援

- ・県内9か所に設置している「あすくる」において、子ども・若者のニーズに合った支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援）を充実し、関係機関との連携を図ることで、非行少年等の社会的・経済的自立につながるよう、立ち直り支援の効果的な推進に努めます。
- ・「あすくる」職員を対象とした研修会を、少年センター職員研修と合同実施し、技能の向上と関係機関との連携を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。
- ・「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進します。
- ・子ども・若者の多様なニーズに応えられるよう、立ち直りを支援するNPO等の活動を広く県民に紹介し、子ども・若者の立ち直り支援の輪を広げます。

4 社会的養育の推進

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

施策の方向性

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。

保育所や幼稚園、教育委員会と連携し、幼いころからの命の大切さや性に関する健康教育、思春期以降のプレコンセプションケアの推進等により、予期せぬ妊娠や性感染症の防止、妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図る取組を進めます。

保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。

具体的取組

ア 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

- ・社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町や関係機関・団体、民間企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
- ・児童虐待防止への理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として、学校や企業、地域住民を対象とした出前講座を実施します。

イ 子どもへの正しい知識の普及等による虐待予防の推進

- ・教育機関等の関係機関と連携し、小学校、中学校、高校等で、子どもの頃からの健康づくりを行うとともに、予期せぬ妊娠を避けること、ライフサイクルの適した時期での妊娠・出産など、正しい知識の普及に努めます。また、保育所や幼稚園と連携し、園児に、命の大切さや性に関する健康教育が実施されるよう努めます。
- ・子育て・女性健康支援センターで、思春期の子どもや子育て期の保護者等に対して身体的、精神的、社会的側面から多面的に捉えた専門的な健康相談を実施し、子どもの健康の保持増進と子どもの心の安らかな発達の促進および育児不安の軽減を図ります。

ウ 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施

- ・孤立した子育てによって虐待につながることを防ぐよう、市町において子育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置お

よび利用を促進し地域での見守り、支援体制を強化します。

- ・市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査等の機会も含め、子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施します。
- ・市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問支援事業」、ショートステイ、トワイライトステイ等の取組、さらには、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施し、虐待予防を図ります。
- ・ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、早期に支援することにより虐待の予防に努めます。
- ・支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事者研修会等を通じて人材育成を行います。
- ・支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。
- ・障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- ・子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- ・予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」を実施します。
- ・子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）を実施し、子どもや保護者の様々な悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう関係機関へつなぎます。

（２）児童虐待の早期発見・早期対応

施策の方向性

保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子

育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、虐待の予防、早期発見・早期対応につなげます。【再掲】

子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センターとの連携等により、子どもへの心理的虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組みます。

具体的取組

ア 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】

- ・孤立した子育てによって虐待につながることを防ぐよう、市町において子育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置および利用を促進し地域での見守り、支援体制を強化します。
- ・市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査等の機会も含め子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施します。
- ・市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問支援事業」、ショートステイ、トワイライトステイ等の取組、さらには、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施し、虐待予防を図ります。
- ・ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、早期に支援することにより虐待の予防に努めます。
- ・支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事者研修会等を通じて人材育成を行います。
- ・支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。
- ・障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- ・子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- ・予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」

を実施します。

- ・子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）を実施し、子どもや保護者の様々な悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう関係機関へつなぎます。

イ 配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応

- ・子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する心理的なケアを行います。
- ・子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為でなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発するとともに、通告があった際には、個別に指導を行い、再発防止に取り組めます。

（3）子どもの保護・ケア

施策の方向性

「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、里親支援センターをはじめ、市町が提供する子育て支援メニューも活用し、里親への包括的な支援を推進します。

施設で生活する子どもが「できる限り良好で家庭的な環境」で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化など家庭的な支援環境に向けた整備を行います。

一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して生活ができるよう、年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進します。

施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子ども自身が権利の主体者であることを伝えた上で、子どもへの意見聴取や社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。

具体的取組

ア 里親委託等の推進および里親への包括的な支援

- ・里親支援センターや市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など、子どもの養育の受け皿となる里親登録の増加に向けた取組

を進めます。

- ・「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの長期的な委託や一時保護、ショートステイ、ホームステイ（施設入所児童の週末等の短期預かり）など様々な場面での里親の活躍を更に推進します。里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、里親支援センターの取組を支援します。

イ 特別養子縁組の推進

- ・家庭復帰が困難なケースにおいては、永続的で安定した家庭での養育を保障する観点から、特別養子縁組を推進します。また、特別養子縁組成立後においても、継続して当該家庭を支援します。

ウ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化

- ・家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善や高機能化・多機能化を図ります。
- ・児童養護施設等が高機能化および多機能化を図る中において、その専門性を発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていけるよう推進します。
- ・児童養護施設等において、様々な困難な課題のある子どもを養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化を進める上では、職員の専門性が不可欠であることから、施設等における人材育成の取組を支援します。

エ 子どもの権利擁護の推進

- ・里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定等の意見聴取等措置が適切に運用されるよう、制度の定着を図るとともに、関係機関・関係者を対象とした周知啓発を図ります。
- ・子どもの意見表明を支援するため、子ども向けの権利擁護に関する学習機会の提供や「子どもの権利ノート」の活用等により、権利擁護の仕組みについて周知啓発を図ります。
- ・滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会の委員が意見表明等支援員として、一時保護所や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的に実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。

オ 一時保護所における子どものケア

- ・子どもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護所における小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓・確保および委託先への心理面でのサポートを行います。
- ・子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、取り組むべき学習内容や教材を送付してもらうなど、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。また、職員派遣や教材提供などについて、教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図ります。
- ・一時保護を行う子どもが、できる限り在籍する学校へ通学できるよう、里親等への一時保護委託を検討します。

(4) 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化

施策の方向性

子どもや家族の意見・意向を尊重し、その状況等を踏まえた上で、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の再構築に取り組んでいきます。

施設等を退所したのちも、安定した社会生活を送ることができるように、子どもの希望や意向を尊重しながら、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

具体的取組

ア 親子関係再構築支援の推進

- ・子どもの心身の健やかな育ちのためには、子どもはもちろん、親を含めて家庭ごと支援する視点が不可欠であることから、子どもや家族の意向を理解し、尊重しながら、市町や関係機関・団体と連携し、親子関係の再構築支援に取り組めます。

イ 子どもの自立支援の強化

- ・児童自立支援施設における子ども一人ひとりに応じた生活や学習の環境のあり方など支援体制の強化に向けた検討を行います。
- ・児童養護施設等を退所後において、なお社会的な自立支援が必要な者に対し、福祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働して、生活支援、就労支援、居場所づくり等を行います。
- ・児童養護施設等で生活する子どもの学習や文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動を支援します。

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町との取組支援・関係機関との連携の強化

施策の方向性

児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることを踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化を計画的に進めていくとともに、市町や関係機関との連携を強化し、県全体の児童虐待への対応や子ども家庭相談センターの体制の強化を図ります。

児童虐待防止対策を更に進めていくため、センター職員の人材確保や専門性の向上、定着支援に向けた取組を推進します。

子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、ICT化の推進による業務の効率化・省力化等について検討を進めます。

児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、必要な支援を行います。

具体的取組

ア 子ども家庭相談センターの機能強化

- ・児童虐待に係る相談件数が増加傾向にあり、かつ、内容が困難化・複雑化する中、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、子ども家庭相談センターの職員の人材確保・育成、定着支援等に取り組みます。
- ・子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、相談システムの利便性向上など、業務のICT化を推進します。

イ 市町の子ども家庭相談体制の構築等に向けた支援

- ・虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置促進や研修の開催、アドバイザー派遣等による人材育成の支援を行います。
- ・子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、令和4年改正児童福祉法において新設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業および親子関係形成支援事業や、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業について、市町における計画的な事業実施体制の整備が進むよう必要な支援を行います。
- ・児童家庭支援センターが、こども家庭センター等に対する専門的な助言や

援助など地域支援を十分に行えるよう設置促進や機能強化等を図ります。

ウ 関係機関との連携強化

- ・子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用し、共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行います。
- ・里親や里親支援センター、児童養護施設等との日々の相談対応や定期的な情報交換等の機会を通じ連携を深め、里親・ファミリーホームや児童養護施設等で生活する子どもの支援の充実を図ります。
- ・児童虐待の予防や早期発見・早期対応、また子どもや保護者など家庭支援にあたっては、日々接点のある学校等の役割は極めて重要であることから、学校や教育委員会と市町や子ども家庭相談センター等関係機関との緊密な連携を進めます。
- ・子どもの安全を迅速かつ的確に確保するため、警察との情報共有の徹底、連携の強化を図ります。
- ・子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する心理的なケアを行います。【再掲】

5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援

施策の方向性

学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。

具体的取組

ア 就学前の教育・保育における支援

○認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減
・認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町における、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

○食育に関する支援

・保育所等に対しては指導監査等を通じ、適切な食事提供の指導・助言を行います。

○幼保小の連携の推進

・小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との交流や連絡会の開催等による連携を推進します。

イ 就学・修学支援の充実

○義務教育段階の就学支援の充実

・福祉関係機関等と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

○義務教育段階の就学援助の実施

・就学援助の実施状況等を定期的に調査・公表することで、各市町における就学援助の適切な運用を促すとともに、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促します。

○高等学校等における教育に係る経済的支援

- ・保護者の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な生徒に対し、授業料の支援を実施します。また、低所得世帯に対し、授業料以外の支援を実施します。
- ・高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することがないように、奨学資金を貸与します。
- ・特別支援学校へ就学している児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。
- ・私立高等学校を運営する学校法人に対し、授業料減免に関する支援を実施します。
- ・高等学校等中退者が高等学校等に再入学し「高等学校等就学支援金」の支給限度期間または支給限度単位数を超えた場合に、授業料の支援として卒業するまで（最長2年間）学び直し支援金を支給し、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- ・文部科学省が実施している「高等教育の修学支援新制度」について、広く周知します。
- ・看護専門学校生や介護福祉士養成施設在学生等に対し、免許や資格取得後に一定の要件を満たせば返還が免除される資金を貸与します。

○学生のネットワークの構築

- ・学生間のコミュニケーションスペースの設置や学生支援サポートスタッフ制度の実施により、学生のネットワークの構築に努める県立大学に対し、その取組を支援します。

ウ 学校と福祉関係機関等との連携強化

○子どもの食事・栄養状態の確保

- ・県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査を実施し、学校給食の普及・充実に努めます。
- ・食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰等により、学校を中心に家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。
- ・生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給します。

○高等学校等における就学継続のための支援

- ・キャリア・パスポートの活用や、小学校・中学校・高等学校キャリア教育・

進路指導連絡協議会の開催により、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。

- ・高等学校等中退者等について、学校がハローワーク等に対して情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。
- ・学習面の課題や経済的理由、妊娠等の様々な事情により就学継続が困難な生徒について、それぞれの事情に応じた適切な支援や教育上必要な配慮を行います。

○学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

- ・福祉関係機関等と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。

○家庭教育支援体制の構築【再掲】

- ・身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育ちを支える体制の構築を図ります。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状況に寄り添った支援の充実を図ります。

○放課後子ども教室等の推進

- ・習熟度別指導等の少人数指導により個々に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。また、放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。

○地域と学校の連携・協働体制の構築

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・取組推進により、学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを支える「地域とともにある学校」の実現を目指します。
- ・地域と学校との連携を図る地域学校協働本部を中心として、幅広い地域住民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場所づくり等の地域学校協働活動の推進を支援します。

エ 生活困窮世帯等への学習支援

○生活困窮世帯への学習支援

- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣等に関する助言、進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整等、きめ細かで包括的な支援を行います。
- ・ひとり親家庭を含む低所得子育て世帯等に対し、受験料、模試費用の補助を行うことで、子どもが進学をあきらめることがないように支援します。

(2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援

施策の方向性

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ること等により、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。

また、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、居場所を提供するとともに支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくりまします。

具体的取組

ア 子どもの生活支援

○居場所づくりに関する支援

- ・様々な困難な状況にある子どもたちを対象に、社会福祉施設や子ども食堂等が市町や学校等と連携して行う食事や学習支援等の多様な居場所づくりの取組を支援します。
- ・孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援等を行う民間団体等の取組を支援します。

○体験に関する支援

- ・地域社会全体で子どもの体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」の取組を推進します。

○地域における支援

- ・支援を必要とする子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化します。
- ・学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る取組を推進します。

イ 保護者の生活支援

○保護者の心身の健康支援

- ・市町における新生児訪問や乳幼児健診等において、乳幼児や保護者の健康状態の確認が行われるよう支援します。
- ・市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等による養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを支援します。
- ・個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、こども家庭センター、保健所等関係機関と連携し、健康支援を行います。

○保護者の自立支援

- ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
- ・家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

ウ 関係機関との連携等

○状況に応じたきめ細かな支援

- ・個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。
- ・性暴力被害者等に対しては、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。また、必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や民間団体等のカウンセリング窓口等を紹介します。

○相談職員の資質向上

- ・生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、またひとり親家庭が抱える課題に対応するため、母子・父子自立支援員、市町担当職員等およびひとり親家庭福祉推進員に対する研修を実施する等、市町の相談支援体制をバックアップします。
- ・様々な悩みを抱えている子どもたちの相談に応じることのできる職員を子ども・若者総合相談窓口等に配置し、定期的に研修を実施します。

○地域におけるアウトリーチ

- ・生活困窮世帯やひとり親家庭が孤立しないよう、民生委員・児童委員等

が福祉、子育て等の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関等とのつなぎ役を行います。

- ・ 貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセス確保を図るため、子ども食堂やフードバンク等による食料提供を円滑にする地域の体制づくり等を推進します。

エ その他の生活支援

○妊娠期からの切れ目ない支援等

- ・ 貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり等、生活の安定に資するための施策を一体的に推進します。
- ・ 思いがけない妊娠、経済的困窮、性暴力等のさまざまな理由により、妊娠・出産について身体的、精神的な悩みや不安を抱えた妊婦が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用し、支援機関に繋ぐ体制を整備することを目的とした相談支援事業を実施します。
- ・ 医療機関と市町が早期から連携できるよう、県全体でハイリスク妊産婦、新生児援助事業を実施します。
- ・ 子育て・女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関し、電話、来訪、訪問による相談を実施します。

○子ども・若者が直接相談できる窓口の設置

- ・ 子ども・若年のコミュニケーション手段として広く普及しているLINEによる相談窓口を設け、これまで相談に繋がりにくかった子ども・若者が相談しやすい環境を整えていきます。
- ・ 子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、子どもの悩み相談に応じるとともに、必要に応じて、適切な支援を受けることができるよう関係機関につなぎます。

（３）一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

施策の方向性

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および就労を希望する子どもに対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援を進めます。

具体的取組

ア 保護者に対する就労の支援

○親の支援

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援や就労活動促進費の支給、就労自立給付金の支給を実施します。
- ・民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

○親の学び直しの支援

- ・生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等学校に就学する際、高等学校等就学費の支給を実施します。

イ 子どもの就労支援

○就労を希望する子どもに対する就労支援

- ・全日制高校に通学していない子どもに対しても、希望に応じ、学校とハローワークのジョブサポーター等との連携による求人開拓の支援を実施します。
- ・しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催等をワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・ひとり親家庭の就労を希望する子どもに対し、母子家庭等就業・自立支援事業を通じ、就労を支援します。

(4) 世帯の生活を支えるための経済的支援

施策の方向性

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当等、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。

具体的取組

ア 生活保護世帯に対する支援

○教育扶助の支給方法

- ・生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよう、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施します。

○生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- ・高等学校等に進学する際、入学料、入学考査料等を支給します。また、高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられ

る場合は収入として認定しない取扱いとします。

○住居確保のための支援

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住居確保のための支援を実施します。

6 ひとり親家庭への支援の推進

(1) 生活の安定と自立のための経済的支援

施策の方向性

ひとり親家庭となり不安を抱えるなか、公営住宅の入居等の生活基盤確保の支援および児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

具体的取組

ア 生活基盤となる住宅の確保のための支援

○公営住宅による生活支援

- ・県営住宅の入居にあたっては、生活困窮にあるひとり親世帯に対して配慮を行うことにより、住宅確保を支援します。

○住宅確保のための支援

- ・一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。
- ・民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保できるよう、住宅情報の提供等の支援を行います。

イ 生活の安定を図るための経済的支援

○児童扶養手当の支給

- ・市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮する等、適正な支給事務を行います。

○医療費の助成

- ・病気やけが等で必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。

○母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮する等、適正な貸付事務を行います

(2) 自立のための就労支援

施策の方向性

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現を目指して、経済的に自立した

生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援や就労後のアフターフォローを進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望がかなうよう企業に対するひとり親への理解促進を図ります。

具体的取組

ア ニーズに応じた就業相談の充実

○母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて求人等の情報提供や技能講習の案内等の必要な助言を行い、求職活動を支援します。
- ・ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就業に向けた支援、職業能力開発へのアドバイス等個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。また、就業後も安定就業に向けて関係機関と連携して必要な支援を行います。

○関係機関と連携した就業支援（滋賀マザーズジョブステーション）

- ・滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡では、母子家庭等就業・自立支援センター、マザーズ就労支援相談、ハローワークおよび福祉事務所等と連携し、求人情報の提供や職業紹介、託児等一括したワンストップの就労支援を行います。また、滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前においても母子家庭等就業・自立支援センターが定期的な出張相談を行い、就業相談の充実を図ります。
- ・ひとり親を対象とした就職説明会を、企業と連携して開催し、就業機会の拡大を図ります。

○支援機関と連携した相談窓口

- ・ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
- ・ひとり親（離婚を考えている方を含む）の法律に関わる全般的な相談について弁護士による法律相談を実施します。

イ 自立を目指した能力開発の支援

○多様な能力開発への支援

- ・ひとり親の円滑な就業準備や転職を支援するための講習会、就労に必要な知識を身につけるための職業訓練、学び直しへの支援等を実施し、幅広い知識・技能の習得と能力開発への支援や公共職業安定所（ハローワーク）

と連携した就業支援を行うことにより、就労の促進を図ります。

- ・本人の希望と地域の雇用情勢を把握し、就職に結びつく可能性が高いと考えられる資格や技能を習得するための講座等の受講を促進します。併せて、オンライン講座の受講の周知を図ります。

○講座等の受講のための経済的な支援

- ・ひとり親が就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得できるよう、訓練費用の助成や給付金による生活の負担軽減等の経済的支援を行います。

ウ ひとり親が働きやすい職場環境づくり

○雇用促進のための企業等への啓発の推進

- ・就業後の状況把握や求人開拓を目的とした企業訪問を通じ、企業・団体等に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。

○仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに向けた広報・啓発

- ・仕事と子育てを両立し、健康状態や子どもの年齢に応じた働き方ができるよう、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発を推進します。

(3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

施策の方向性

ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児・病後児保育および一時預かり等の子育て支援策や、家事援助等生活面のサポート等を着実に推進します。

また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金の貸付等の経済的支援により、教育環境の充実を図ります。

具体的取組

ア 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実

○保育等の確保

- ・市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等事業の充実を図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いについて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。

○多様なニーズに応じた保育サービス

- ・保育所等および放課後児童クラブの充実を図り、多様なニーズに応じた延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育の実施を支援します。
- ・保育所等や放課後児童クラブへのひとり親家庭の子どもの優先入所や優先的利用について引き続き市町と協力して実施します。

○日常生活面での支援

- ・病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助等、親が困ったときの支援について、子どもの一時預かり、日常生活への支援等を市町と協力して推進します。

イ 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援

○子どもの生活・学習支援

- ・ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、居場所づくりや学習を支援したりするために、地域や団体、市町等と連携しながら取組を進めていきます。

○子どもの進学のための経済的支援

- ・教育費の負担軽減を図るため、子どもが高等学校や大学等に就学・修学するために必要な入学金・授業料等の資金の貸し付けを行うとともに、制度の周知を図ります。

ウ 親子交流の普及・啓発

- ・親子交流の必要性や心構えに関する講座の開催や、ホームページ等による広報・啓発を行うとともに、子どもの意見を踏まえた親子交流に繋がる支援を行います。

エ 養育費確保のための支援

○養育費確保のための支援

- ・子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費の支払いは扶養義務を履行するものであるとの認識を広めるとともに、社会全体が養育費についての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催する等、養育費の重要性を周知します。
- ・離婚協議開始前の父母等に対し、親子交流・養育費の取決めについて学ぶ講座の開催や公正証書の作成支援、養育費の取決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行い、離婚後のひとり親が子どもを養育するために必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

(4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

施策の方向性

ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、必要としている情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知とともに、時代の変化に応じた情報提供や相談体制を充実します。

具体的取組

ア 支援が届きにくい家庭への対応強化

○母子・父子自立支援員等による活動

- ・母子・父子自立支援員等の活動を通して、支援施策等に関する情報を積極的に提供します。また、支援を必要としている方に的確に情報を届けることができるよう、SNS等を活用した提供方法を市町とともに検討していきます。
- ・母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の自立支援に向け、適切かつ効果的に相談を行えるよう、研修や意見交換を実施し、ひとり親家庭の個々の状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援

- ・就業支援員やプログラム策定員に対する研修や母子・父子自立支援員との意見交換を実施し、母子家庭や父子家庭それぞれの抱える問題の傾向に沿った支援施策および関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

○支援機関と連携した相談支援の実施

- ・ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
- ・育児や虐待に対する電話相談や養育費確保等に対する法律相談を行います。
- ・女性相談支援センターや男女共同参画センターと連携を図り、支援対象者の心身の健康状態や思いに沿って情報提供を行うとともに、必要に応じて、各相談窓口での手続や医療機関での受診等を行う際に同行する等、支援対象者に寄り添った対応を行います。

イ ひとり親家庭への情報提供の充実

○相談窓口や制度の周知

- ・市町と連携して、各種相談窓口や制度の周知を積極的に進めます。
- ・離婚や養育費確保等に対する法律相談、育児に関する相談窓口等について周知を行います。

○広報誌やホームページの活用

- ・必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、広報誌やホームページ、ひとり親家庭支援策を紹介する冊子を活用し、情報が届きにくいひとり親家庭にも配慮しながら情報提供を充実します。

○SNS等の活用

- ・LINEによる相談窓口を活用した積極的な情報発信のほか、これまで相談に繋がりにくかった人に情報が行き届くよう、その他SNS等を活用したプッシュ型の情報発信を行います。

ウ ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

○地域の団体等との連携

- ・児童委員や地域の団体等に対し、研修会等の様々な機会を通じて、地域がひとり親に対する理解を深め、地域全体でひとり親家庭を見守り支えていく環境がつくられるよう働きかけを行います。
- ・NPO等地域団体の活動は極めて重要であり、こうした地域団体活動を支援します。

○企業に対する理解促進

- ・企業や団体への訪問等を通じて、就業後の状況把握や求人開拓を行い、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。

7 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

施策の方向性

子育てに対する自信や安心感を持ち、安全・安心に子どもを生み育てられるよう、子どもの頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、不妊や不育の治療および妊娠、出産、子育てへと切れ目ない支援の充実を図り、子どもが健やかに成長できるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の保持増進のための取組が必要です。

具体的取組

ア 子どもを生み育てる気運の醸成

- ・滋賀で生まれた子どもやその御家族へお祝いのメッセージを届け、社会全体で出産や子育てを応援する気運を高めるための取組を推進します。
- ・出産や子育ての喜びや素晴らしさを広く伝え、男性の積極的な子育てを促し、子どもを生み育てる気運の醸成を図るとともに、安心して出産・子育てできる支援の充実や、正しい知識・情報、将来を見据えて子どもを生み育てることについて考える機会を提供し、結婚、妊娠、出産、子育てについての不安の解消を図ります。
- ・働きながら安心して子育てができるよう、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得の促進や、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制）などの導入が進むよう啓発を行います。また、男性の育児休業の積極的な取得について啓発を行います。
- ・子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう気運の醸成を図ります。
- ・3歳以上児を中心とした幼児教育・保育の無償化により、幼児教育・保育に係る負担を軽減し少子化対策に取り組むとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育・保育の機会を保障します。
- ・多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、県独自の制度として、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。
- ・若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と

協働して、県民みんなで若者を応援する気運を醸成します。

イ 安心・安全な妊娠・出産の確保

○安全な妊娠や出産等に関する意識づくり

- ・子どもの頃からの発達段階に応じた包括的性教育や、将来望んだ時に健やかな妊娠や出産につながるよう、命の大切さや妊娠、出産についての正しい知識、健康管理、仕事との両立を考慮したライフプランの検討などのプレコンセプションケアの普及啓発を図ります。
- ・市町や医療機関と連携・協力して、出産にかかるリスクと妊娠中の健康管理の重要性について啓発を行っていきます。
- ・周囲の人たちが妊産婦に対して配慮しやすくするためのマタニティマークや陣痛時に安心して受診できるためのゆりかごタクシー等について周知し、妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

○不妊に悩む方への支援の推進

- ・不妊や不育、出生前検査に悩む夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて医師、助産師等による専門的な相談を実施し、不妊治療に関する十分な情報提供と説明を行い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支援します。
- ・夫婦が家族や職場、社会から受けるさまざまな圧迫感や不妊治療に対する不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対する相談を実施します。
- ・不妊治療が受けやすい職場環境づくりや周囲の理解が得られるよう、不妊治療と仕事の両立について支援を行います。
- ・先進医療に位置付けられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的負担の軽減を図ります。

○妊婦や産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減

- ・労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- ・妊婦が適切な時期に妊婦健康診査を受けることができるように、早期の妊娠届出の周知とともに、市町における公費負担を行います。また、県内統一して実施できるよう、関係機関との調整などの支援を行います。
- ・産婦に産婦健康診査を受診してもらえるよう市町において公費助成の実施を進めます。医療機関や助産所は、産婦健康診査を実施し、心身に不調がみられた場合は、市町や精神科等の医療機関と連携し必要な支援に繋がります。

- ・父親が育児参加できるよう、市町の状況に応じて父親向けの事業を推進します。また、母子保健に関する会議に職域代表者にも参加してもらう等、連携を強化し父親が育児参加しやすい方策を検討します。

○周産期医療体制の充実・強化

- ・安心して妊娠、出産できるよう、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターにおいて専門医療を提供できる体制や、新生児救急搬送の体制の確保など、周産期医療体制を整備し、NICUおよびGCUに長期入院している児が、NICU等から在宅医療へ円滑に移行できる体制の整備に努めます。
- ・各周産期医療圏の周産期母子医療センターを中心に、周産期保健医療体制ネットワーク（びわこセーフチャイルドバースネットワーク）が適切に運用されることで、地域の実情に応じた安心・安全に出産できる場所を確保していきます。

○個別の支援が必要な母親に対する支援の充実

- ・妊娠、出産、産褥期（さんじょくき）は、親と子の愛着形成やその後の子どもの心身の健全な発達に重要な時期であることから、個別の状況に応じた支援を行います。
- ・予期せぬ妊娠などにより、悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう「不安を抱えた若年妊婦等支援事業（にんしんSOS滋賀）」を実施し相談支援を行います。
- ・市町は、産前産後サポート事業や医療機関や助産所等において退院直後の母子に対し「産後ケア事業」を実施し、心身のケアや育児サポート等の支援により、産後も安心して子育てができる支援を行います。また、県は利用者が広域的に利用できるよう集合契約に向けて、関係機関の調整及び支援を行います。
- ・身体的、精神的、社会的に支援が必要なハイリスク妊産婦や新生児に対し、「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業」に基づき医療機関と市町が連携して支援します。市町においては、ハイリスク妊産婦や不適切な養育の状態にある保護者に対し、個別に応じた支援を行います。経済的な支援が必要な家庭には福祉部門と連携し必要な経済的支援を実施します。

○未熟児や先天性代謝異常など新生児への支援

- ・市町において妊婦のHTLV-1、B型肝炎検査の公費負担を行い、母子感染を予防します。
- ・未熟児は、病気にかかりやすく、心身に障害を残すおそれがあり、生後速

やかに適切な医療が必要となることから、医療を必要とする未熟児に対して市町が行う養育医療給付事業について、補助を行います。また、家族の不安や心配が少しでも軽減され、成長を感じることができるよう「びわこリトルベビーハンドブック」の配布、周知啓発を行います。

- ・新生児に対し、先天性代謝異常等については、血液検査によるマス・スクリーニングを行い、早期発見を図ります。また、新生児聴覚検査の実施により聴覚障害児の早期発見、早期療育につながるよう関係機関との連携体制の充実を図ります。
- ・関係機関と連携し、全ての新生児に聴覚検査が実施されるよう検査体制を整備します。また、リファールと判定された子どもが早期に確実に専門医療機関に繋がり、その後も早期療育等必要な支援を受けられるよう精度管理を行いながら体制整備を進めます。

○妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備

- ・市町において伴走型相談支援の実施、母子健康手帳交付時から妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会を通して、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をできるよう相談支援指導の充実を図ります。
- ・市町に設置される母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の整備および機能の充実により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる取組を支援します。また、研修会を開催し、従事者の資質向上を図ります。
- ・ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、早期に支援することにより虐待や障害の予防に努めます。また、支援事例の評価・検討等を行い、産科・精神科・行政機関の連携強化に努めます。
- ・支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。
- ・乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行う乳児家庭全戸訪問事業の実施を促進します。また、支援が必要な家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行うなどの取組を進めます。
- ・市町や県は、母子保健、子育てに必要な情報をICT（アプリ、マイナポータル、ホームページ）や広報紙等を活用し、健康管理の充実や情報発信

に努めます。

○母子保健従事者の資質向上のための研修の充実

- ・地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう市町における母子保健事業に対する支援、充実に努めます。
- ・母子健康水準の向上のためのポピュレーションアプローチ、障害や不適切な養育の早期発見や育児不安の軽減、流産・死産された方の支援や精神疾患、虐待等複雑かつ対応困難な事例にも対応できるよう研修会や事例検討会を開催し、母子保健従事者の資質向上を行います。
- ・妊産婦メンタルヘルスや産後ケアの従事者を対象に、「妊産婦メンタルヘルスケア研修会（産科・精神科の合同研修会）」、「産後ケア従事者研修会」を開催し資質向上および関係機関の連携強化を図ります。

○医師の確保に向けた取組の推進

- ・子どもや妊産婦が安心して医療を利用できるよう、関係団体、関係医療機関等との連携の下、地域医療体制の維持に必要な医師の確保に取り組みます。また、医学生向け貸付制度等を通じて、医師の県内定着を促進するとともに、県内の医師充足状況を勘案した配置調整に努めます。

ウ 子どもの健康・医療の充実

○子どもの健康の確保

- ・保育所における子どもの健康と安全の確保が図られるよう、「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」や「保育所における感染症対策ガイドライン」等の活用を促進します。
- ・認定こども園、保育所、幼稚園および学校等の関係者からのアレルギー疾患に関する相談について、アレルギー疾患医療拠点病院である滋賀県立総合病院こども医療センターにおいて、各施設におけるアレルギー疾患対応を支援します。
- ・学校欠席者情報収集システムの普及促進を図り、認定こども園、保育所および幼稚園において、感染症の流行情報の把握による感染症対策を促進します。
- ・市町や県は、「母子健康手帳別冊」やその他の啓発資材、広報誌等を通じて子どもの状態に応じた適切な医療機関の受診を啓発します。

○子どもの病気や障害の早期発見・早期対応

- ・市町において、乳幼児健康診査を実施し、子どもの病気や障害の早期発見・早期対応や保護者の相談支援を行います。また、精密検査が必要な乳幼児

のフォローアップを確実に行之、全員が適切に医療につながるように支援します。さらに、全市町において1か月児健診および5歳児健診が実施されることにより、切れ目のない乳幼児健診の体制整備に努めます。

- ・滋賀県立総合病院では、こども医療センターにおいて精密検査を実施するとともに、小児保健指導室において市町の乳幼児健康診査が適切に実施されるよう従事者の研修会および乳幼児健診の精度管理を実施します。また、「乳幼児健康診査（一次）保健指導手引書」を作成し、県内の乳幼児健診の質の維持向上を図ります。
- ・市町や県は、「母子健康手帳別冊」やその他の啓発資材、広報誌等を通じて子どもの状態に応じた適切な医療機関の受診を啓発します。

○食育の推進

- ・出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定着させるため、市町が行う妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習の機会や情報の提供など、食育推進を支援します。また、健康な心と身体を育むために、認定こども園や保育所、幼稚園における食育の取組を推進します。
- ・食育推進研修会により、県民等に食育についての啓発を実施します。また、管理栄養士等への研修事業を実施し、地域における食育の推進を図ります。

○受動喫煙防止のための環境づくり

- ・子どもの安全と健康を守る観点から、学校や市町と連携し、家庭での受動喫煙防止の普及啓発を行うとともに、地域においてもたばこの煙から子どもを守る県民運動として受動喫煙防止対策を展開します。

○歯科保健対策の充実

- ・子どもの歯科保健対策について、特に地域の療育教室を利用する子どもの歯科健康診査および歯科保健指導を通じて、かかりつけ歯科医院を持つことを啓発します。
- ・認定こども園、保育所、幼稚園および学校における、むし歯予防のためのフッ化物洗口の実施を推進します。

○小児救急医療体制の充実

- ・休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか判断に迷った時に、専門家のアドバイスを受けることができる小児救急電話相談を実施します。また、休日や夜間に入院治療を必要とする小児救急医療を提供する病院に対して助成を行います。

- ・休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合にインターネット上で医療機関を検索できるシステム「医療情報ネット」にて情報提供を行い、適切に医療機関を受診できるよう支援します。

○子どもの事故等「防げる死」を予防する体制づくり

- ・市町や県は「母子健康手帳別冊」等において、誤飲・誤食、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を保護者に啓発します。
- ・県や市町は、保育所や認定こども園、産後ケア事業施設等と連携して、各施設に事故予防対策やマニュアル整備を進めます。

○子ども医療費の負担軽減

- ・子どものいる家庭の医療費の負担軽減のため、子ども医療費助成を行います。
- ・小児期における小児がん、慢性腎疾患などの小児慢性特定疾病の治療は長期間にわたり、かつ医療費も高額であることから、医療費助成を行います。
- ・日常生活を営むのに著しい支障がある在宅の小児慢性特定疾病児に対する特殊寝台、車椅子などの市町が行う日常生活用具の給付事業に助成します。

（2）全ての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

施策の方向性

全ての子育て家庭について、子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対するこども誰でも通園制度や一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が子育てにともにに関わり、支える地域づくりが必要です。

具体的取組

ア 子育て家庭の教育力の向上

○家庭の教育力の向上

- ・認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の提供を希望する利用者が、ニーズに応じた施設を利用できるよう、地域子育て相談機関等の身近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推進し、利用の促進を図ります。

- ・多くの保護者が参加するPTAの研修等で、保護者同士が学習資料を活用して子育ての経験や悩みを気軽に話し合う活動や、保護者や地域の人同士が語り合える場づくりをすすめるため、ファシリテーターを養成します。

○家庭教育協力企業協定の取組の推進

- ・家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

イ 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実

○子どもが多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- ・遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点であるため、年齢や発達に応じて、外遊びを含む様々な遊びや自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験ができるよう推進していきます。
- ・安心して安全な活動拠点(居場所)を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場を充実します。
- ・子どもや親子が自然とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど多様な活動の拠点として、魅力ある公園づくりを推進します。

○地域の子育て支援の計画的な推進

- ・市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みについて定め、計画的に取組を進めます。

○利用に結びつく相談機能の充実

- ・各種子育て支援サービスの利用希望者が、ニーズに応じたサービスを利用できるよう、地域子育て支援拠点や身近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推進し、利用の促進を図ります。
- ・地域住民からの子育てに関する相談に応じ、こども家庭センター等と有機的な連携を図りつつ、必要な助言や支援につなぐこと等を目的とした地域子育て相談機関の整備を支援します。

○子育てに関する情報提供

- ・誰もが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットやSNS等の様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心し

て子育てが出来る環境づくりをすすめます。

○地域子育て支援拠点の充実

- ・子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなど、子育て家庭に対する支援を充実するため、地域子育て支援拠点の設置を支援します。

○世代間交流による支援体制の充実

- ・高齢者と子どもの世代間交流が保育所等や児童館等で行われるよう市町と連携し、子育て支援を促進します。

○一時預かり、子育て短期支援の充実

- ・保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時的に預かる一時預かり事業の実施を支援します。
- ・育児に過重な負担がかかる家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、市町による一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施を支援します。また、市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるよう支援します。

○産後ケア支援の充実

- ・出産後間もない時期の家庭への支援として「産後ケア事業」を実施します。退院直後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等の支援により、産後も安心して子育てができる支援を行います。

○養育訪問支援の取組の推進

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。

○子育て世帯訪問支援の取組の推進

- ・訪問支援員が子育て等に不安を抱える家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぎます。

○放課後児童クラブの設置促進ならびに支援員等の人材確保および資質向上

- ・保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所等から小学校に就学するにあたり適切な環境を整えるため、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの計画的な設置および支援員等の確保を支援します。
- ・支援員等に対する研修の実施や巡回アドバイザーの個別支援活動などを実施し、支援員等の意識や資質の向上を図ります。
- ・支援員等が笑顔で働き続けられるよう、処遇の改善や働きやすい職場環境づくりの取組を促進します。

○ファミリー・サポート・センターへの支援

- ・育児に対する援助を受けたい人で行いたい人とを会員として組織し、保育所等までの送迎や保育所等閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助け合いを行うファミリー・サポート・センターへの支援に取り組みます。

○子育て支援活動に携わる人材の育成

- ・地域の子育て支援活動に関わる人材の育成と資質を向上させるため、子育てに関する専門的な知識や技術を修得できる機会を提供するとともに、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の養成を図ります。
- ・子育て支援に関わる全ての人が児童虐待防止の視点をもって活動することが、未然防止や早期発見のために重要であることから、児童虐待防止に関する研修への参加や関係機関・団体での学習を働きかけます。
- ・多様な主体が取り組む子育て支援の地域ネットワークの構築を推進し、市町において、子育て支援に関する情報共有や関係者の連携が進むよう支援します。

○こども誰でも通園制度の推進

- ・孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減し、保護者とともに、全ての子どもの育ちを応援し、「こどもまんなか」社会の実現につながる仕組みとして、こども誰でも通園制度の円滑な導入に向けて、市町と連携しながら制度の周知を図るとともに、制度の安定的な運営を支える保育人材の確保や資質向上に取り組みます。

ウ 障害のある子どもとその家族への支援

○障害のある子どもや長期療養をしている子どもの成長・発達およびその家庭への支援

- ・慢性的な疾病により医療的ケアを必要とする子どもの在宅医療の実態を調査し、子どもおよびその家族が在宅療養中においても適切なケアと生活

支援を受けることができるように保健、医療、福祉、教育が連携し、子どもと家族に対する長期的な支援の充実を図ります。

- ・児童発達支援センター等における障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- ・地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の情報共有や連携の強化を図ります。
- ・身体に障害のある子どもや現存する疾患を放置すると将来において障害を残すおそれのある子どもの手術などの医療費について、育成医療の給付を行います。

○放課後等デイサービス等の設置促進

- ・障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れを促進するため、市町が実施する障害児受入推進事業等を支援し、障害のある子どもの放課後の生活を充実します。
- ・放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、ガイドラインの遵守やサービス自己評価の情報公表の促進等により、支援の質の向上を図ります。

○発達障害のある子どもに対する支援

- ・発達障害に関する身近な地域での専門的な相談支援や早期療育の充実、県民理解の一層の促進を図ることなどにより、発達障害者支援施策を総合的に推進します。
- ・発達障害については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実を図ります。

(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

施策の方向性

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、この時期に適切な教育・保育が提供されることは、子どもの健全な成長を促す

えで重要です。

このため、潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置が必要です。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上が必要です。

具体的取組

ア 就学前の教育・保育の提供

○待機児童の早期解消と保育所等の多機能化の支援

- ・市町とともに保育所等の整備による保育の受け皿の拡大や、それを支える保育人材の確保対策を強化し、待機児童の早期解消を図ります。
- ・全市町参加の下で設置している待機児童対策協議会において、市町の取組に対する支援を実効的なものとするため、また、広域的な観点から特に専門性の高い施策について協議・検討を行い、保育現場の意見を踏まえた効果的な待機児童解消のための取組を進めます。
- ・人口減少地域において、保育所等が地域において必要な機能を維持できるよう、多機能化や地域における子育ての拠点化等の取組を推進します。

○親と子の育ちの場の提供

- ・保育所・幼稚園等・子育て支援拠点等において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援、子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流および親子教室を実施するなど、親が子育ての知識、問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場づくりを支援します。

○認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実

- ・子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、認定こども園、保育所や幼稚園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育振興基本方針に基づき、子どもの主体的な活動を大切にしながら、集団生活や遊びを通して子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、幼児教育・保育を充実します。
- ・教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機

会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との連携を推進します。

- ・幼児教育および幼保小接続の更なる充実にむけて、施設類型の違いを越えて一体的に行う滋賀県幼児期教育センターにおいて、各種研修の企画・運営、県幼児教育アドバイザーによる訪問支援、幼保小接続関連事業の推進、市町・各幼児教育施設との連携等に取り組みます。
- ・認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切にする心を育てる教育・保育の実践を推進します。
- ・認定こども園、保育所および幼稚園等において、子どもが危険な場所や遊び方を認識し、災害や犯罪等の危険を回避するための行動のしかたを身に付けるため、安全教育を推進します。
- ・認定こども園、保育所および幼稚園において、自然体験活動を積極的に取り入れるなど滋賀の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。
- ・滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく推進計画により、認定こども園、保育所、幼稚園をはじめ家庭や地域で環境学習を推進し、身近な自然や暮らしの中でのさまざまな体験活動を通して、“いのち”の大切さ、自然の大切さに対する理解を促し、自分で考え行動する力を育成します。

イ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実

○潜在的な教育・保育ニーズに対応するための計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備支援

- ・各市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを含めた必要量を定め、各市町における教育・保育施設、地域型保育事業の計画的な整備・設置を支援します。

○認定こども園等の広域利用調整および認可等の円滑な推進

- ・認定こども園、保育所および幼稚園の広域利用ニーズの実態や市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、県設定区域を設定し、市町の区域を越えた広域的な施設利用の調整を行うとともに、幼保連携型認定こども園および保育所の認可、保育所型・幼稚園型認定こども園の認定にかかる需給調整を行い、計画的な取組を推進します。

○小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の実施支援

- ・待機児童の多い地域などにおける保育ニーズに柔軟に対応できるよう、20人未満の小規模保育事業や、自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保育事業、事業所内保育事業等による受入れを支援します。

- ・小規模保育事業、家庭的保育事業および事業所内保育事業等を利用する子どもが、教育・保育を継続して受けられるよう、認定こども園、保育所等の連携施設の確保を支援します。

○保育の必要性が高い家庭への配慮

- ・市町において、児童虐待防止の観点から、保育が必要な子どもの保護者に認定こども園および保育所の利用申し込みを勧めるとともに、利用調整にあたって配慮するよう働きかけます。
- ・認定こども園、保育所へのひとり親家庭の子どもの優先利用が進むよう、市町と連携・協力して取り組みます。

○多様な保育ニーズへの対応の促進

- ・就労形態の多様化等によるさまざまな保育ニーズに対応し、多様な保育を充実するため、認定こども園、保育所における延長保育や夜間保育、休日保育などを促進します。
- ・幼稚園における通常の教育標準時間を超えた時間帯や長期休業期間中の保育ニーズに応じ、幼稚園における一時預かり等を促進します。

○病児保育の実施の促進

- ・子どもが病氣中、または病氣回復期のため集団保育が困難になる間、保育所・医療機関等において一時的に保育を行う病児保育の実施を促進します。

ウ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

○保育士等の人材確保

- ・保育士・保育所支援センターにおいて、保育士等養成施設の学生等の県内保育所等への就職促進や、潜在保育士等への保育人材バンクによる就職あっせんや再就職支援を行うとともに、現任保育士等のための相談窓口を設け就労継続をサポートするなど、県内保育所等に就労する保育士等の安定的な確保を図ります。
- ・保育士等養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付や奨学金の返還支援により、保育士資格の新規取得者を確保するとともに、潜在保育士等に対する就職準備金の貸付や未就学児をもつ保育士等の子どもの保育料の一部貸付により、保育現場への再就職を支援するなど保育人材確保のための各種貸付事業を実施します。
- ・保育の魅力や特色ある保育所等の取組を情報発信するなど、保育現場の意見を反映した保育人材確保対策の充実を図ります。
- ・小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育従事者の確保を図るための研

修を実施します。

- ・保育士等が笑顔で働き続けられるよう、保育補助者の配置やICT化等の推進による保育現場の負担軽減を一層推進するとともに、その専門性や特殊性を勘案し、更なる処遇改善を促進します。また、教育・保育指導員による巡回支援を通じた指導助言や自己評価の積極的な活用等により、保育士等が働きやすい職場環境づくりを推進します。

○幼稚園教諭免許および保育士資格の併有促進

- ・幼保連携型認定こども園の保育教諭の確保等を図るため、幼稚園教諭免許もしくは保育士資格のいずれかを有する者に対する当該免許・資格取得のための特例制度の利用を促進します。

○研修機会の充実等による保育士等の資質の向上

- ・より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。
- ・保育現場におけるリーダー的職員等の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- ・幼稚園の教育課程の編成をはじめとして、幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教諭の資質の向上を図ります。

エ 認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上

○教育・保育情報の公表

- ・施設や事業者の透明性を図り、教育・保育の質の向上を促すため、施設設備や職員給与の状況等の経営情報、施設の運営方針や教育・保育の内容などを県のホームページ等を通じて公表します。

○認定こども園、保育所等における第三者評価等の実施促進

- ・認定こども園、保育所において、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の実施を促進します。また、教育・保育の質の確保・向上のため、認定こども園、保育所および幼稚園における自己評価およびその内容の積極的な公表を働きかけます。

○認可外保育施設の認可施設への移行促進と質の向上

- ・保育の安定的な供給や質の確保の観点から、認可保育所等による必要な受け入れ枠の確保を基本に、質の高い認可外保育施設の認可保育所等への移

行を促進します。

- ・認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の向上に努め、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報を提供します。

○滋賀の豊かな自然環境等を活用した取組の推進

- ・自然保育を中心とした幼児教育・保育を実践している「森のようちえん」など、いわゆる幼児教育類似施設や認可外保育施設における滋賀の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。

オ 障害のある乳幼児への支援

○障害のある子どもの保育の推進

- ・認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。
- ・保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適應できるよう、訪問支援員が専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」の実施を促進します。
- ・障害のある幼児の就園を促進するため、各私立幼稚園が行う特別支援教育事業に対して助成します。

(4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

施策の方向性

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育て、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

また、子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組が必要です。

具体的取組

ア 地域における安全の確保

○保育所等や放課後児童クラブの活動中等における子どもの安全の確保

- ・重大事故、不適切保育、性犯罪等の子どもを取り巻く様々な危険から子どもを守り、安全かつ安心な保育を行うことができるよう保育士等を対象とした研修会の開催や園への監査等による指導を行います。
- ・放課後児童クラブにおける事故防止の取組を徹底するため、安全計画や事

故防止マニュアルの適切な運用や見直し、ケース毎の事故防止、危機対応等をテーマとした研修会の開催等により、支援員等の専門性や危機管理能力を高め、放課後児童クラブにおける子どもの安全確保を図ります。

- ・「CDR体制整備モデル事業」を継続し、死亡事例から子どもの事故予防について検討を行います。また、検討結果から明らかになった予防対策は、再び同じような事故が起きないように、関係機関への啓発や研修会を実施します。
- ・日本版DBS制度の適切な運用にむけて普及啓発に努めます。

○学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保

- ・学校における危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成を通して、各学校における安全管理体制を強化するほか、教職員を対象とした研修会の開催などにより、危機管理意識を高めます。
- ・生活安全、交通安全および災害安全の三つの領域の安全教育を充実し、子どもたちが事故や災害から自らの身の安全を守る力を育成します。
- ・スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども安全リーダーの養成や活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携して、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。
- ・未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全を確保するため、歩道設置等の道路交通安全環境の整備や、交通安全対策や自動車の運転手等に対する注意喚起など、散歩等の園外活動等の安全を確保するための区域（キッズ・ゾーン）の設定、保育支援者等（キッズ・ガード）による園外活動時の見守りなどを推進し、通園路や学校外・園外活動中の幼児・児童の一層の安全確保を図ります。
- ・子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、通学路などにおいて、PTA等の学校関係者や子ども安全リーダー、自主防犯活動団体等とが連携したパトロール活動や「子ども110番の家」を設置するとともに、子どもに危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を推進します。

○子どもを交通事故、犯罪等から守るための活動の推進

- ・子どもを交通事故から守るため、地域ぐるみで交通安全意識を高めるとともに、全席でのシートベルトとチャイルドシートの着用、自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発に取り組みます。
- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例や同条例に基づく防犯上の指針に基づき、県、市町、県民、事業者等が一体となって、子どもの特性を踏まえた防犯活動を展開し、犯罪のないまちづくりを推進します。

- ・警察が運用を開始した防犯アプリ「ぽけっとポリスしが」の利用促進を図るなど県警察と連携し、子ども・若者にかかわる犯罪発生情報のタイムリーな提供を図り、県民の自主防犯意識を高めます。

イ 子どもを事故や災害から守るための取組

○良質な住宅および良好な居住環境の確保

- ・県営住宅の入居にあたっては、子育て世帯に対して収入基準の緩和を行うとともに、多子世帯に対して優先入居を行うことにより、子育て期における住宅確保を支援します。
- ・住宅室内で建材や家具等から放散する化学物質が健康に悪影響を与えるシックハウス対策について、ホームページなどを通して情報提供します。

○子どもや妊産婦を災害から守る取組の推進

- ・子どもを災害から守るため、地震が起きたときや大雨が降ったときに注意することなどについて、わかりやすく広報します。
- ・地先における河川などのはん濫や浸水の可能性を示す「地先の安全度マップ」を作成・公表しており、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、その他子どもが利用する施設等における、命を守るための避難行動や備えについて注意喚起を行います。
- ・小学校教員向けに作成した「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用による学習を働きかけ、子どもの頃から「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、防災と防犯に関する理念を養う取組を推進します。
- ・災害時において関係者が連携して、迅速、的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の高揚を図るため、各防災機関、関係団体、企業、地域住民および児童生徒等の参加のもと、総合防災訓練を実施します。
- ・認定こども園、保育所および幼稚園の耐震化を促進します。
- ・災害時の妊産婦や乳幼児に対する支援のポイントについて、平時から理解を深めるための周知啓発を行うとともに、専門職等への研修等により理解を深める取り組みを進めます。

ウ 安心して暮らせるまちづくりの取組

○安心して外出できるための取組

- ・子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるような社会全体の気運醸成を図ります。
- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、子どもや妊産婦、子ども連れにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

- ・児童等に対する声かけやつきまとい等の前兆事案に対する先制的な指導警告等の推進と、児童等が被害に遭わないための防犯環境の整備を継続して推進します。

(5) 仕事と子育ての両立支援

施策の方向性

男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っているよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりが必要です。

また、認定こども園、保育所や放課後児童クラブ等の整備により、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援することが必要です。

具体的取組

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組

○仕事と生活の調和を推進するための意識づくり

- ・長時間労働の是正などの働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、女性に負担が偏る状況を解消し、性別に関わらず女性も男性も仕事と生活の調和が図れるよう環境整備を促進します。
- ・家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合う意識を育みます。
- ・企業、労働者、地域、行政などの関係者が連携・協力して、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス推進に取り組めます。
- ・次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、県のホームページで取組を紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。

○女性の再就職支援

- ・出産や子育て、介護等による離職後、再就職を希望する女性等を対象に、滋賀マザーズジョブステーションにおいて、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや一時保育の実施、就労相談やキャリアプランの作成、求職情報の提供や職業紹介など、就労支援をワンストップで行います。
- ・公共職業安定所や市町等と連携し、子育てしながら働きやすい職場の求人紹介や保育情報の提供等により、子育て中の女性と企業のマッチングを推進します。

○様々な働き方の普及

- ・在宅ワーク等の新しい働き方を普及するなど、育児等により外で働くことが困難な場合の働き方の選択肢を広げます。また、在宅ワーカーのスキルアップや独立を支援するとともに、企業における在宅ワーカーの活用普及を進めます。

イ 企業における子育て支援の取組の推進

○男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得促進、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制など）の導入が進むよう啓発を行います。
- ・妻が専業主婦である男性労働者も育児休業の取得が可能であることを広く普及するなど、男性の育児休業の積極的な取得についての啓発を行います。

○多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり

- ・年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減を進めることにより、仕事と生活のバランスが取れた働き方を実現し、男女がともに子育てに積極的に関わることができる職場環境づくりを推進します。
- ・企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促進されるよう働きかけます。
- ・労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- ・育児休業を取得予定または取得中の労働者を対象に休業期間中に必要な生活資金の融資を行います。
- ・事業所内保育施設について、複数の企業等が共同で設置することも含め、理解が深まり、設置が促進されるよう働きかけるとともに、地域にも開かれた施設となるよう促します。

○県の職場における職場環境づくりの推進

- ・県の職場において、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画により、率先して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。

8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(1) 社会全体で子育てを支える環境づくりの推進

施策の方向性

県民、地域の活動団体、企業や行政など様々な主体が理解と認識を深め、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

具体的取組

ア 地域、企業等の連携による子ども・若者の育ちや学びへの支援

○企業や地域による支援の促進

- ・子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりに関する広報啓発を通して、子ども・若者の育成に関わっていく必要性や意義、世代間交流による地域活動の大切さなど、地域の機能と役割について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- ・子ども・若者の健全育成や自立のための地域づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。
- ・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどを通して、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう気運を盛り上げます。

○家庭と共に取り組む学びの推進

- ・地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組を推進します。子育て支援団体等とも連携しながら支援体制づくりを進めるとともに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育てや子どもの学びの充実を図ります。
- ・家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進めます。併せて、各協定締結企業における学習の機会を提供し、質の充実を図ります。
- ・親の学びを応援するため、PTA等で学び合う気運を高めるとともに、保護者や地域の人同士が子育て経験や悩みを気軽に語り合える場づくりを行うための人材養成を推進します。
- ・身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家庭教育支

援チームの活動を支援するなど、地域みんなで子どもの育ちを支える体制の構築を図ります。

○地域と学校の連携・協働体制の構築【再掲】

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・取組推進により、学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを支える「地域とともにある学校」の実現を目指します。
- ・地域と学校との連携を図る地域学校協働本部を中心として、幅広い地域住民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場所づくり等の地域学校協働活動の推進を支援します。

（２） 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

施策の方向性

障害の有無や国籍等に関係なく、全ての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会が必要です。

また、共生社会の実現に向け、障害のある子どもやその家族に対して、関係機関と連携し、きめ細かな支援を行う必要があります。

具体的取組

ア 障害や病気がある子ども・若者に対する支援

○障害のある子ども・若者およびその家族に対する支援

- ・地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。
- ・障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。

○チーム支援体制の充実

- ・乳幼児期から学齢期、入学や進学、卒業などにより支援が途切れないよう、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用し、相談支援事業所を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチーム支援体制の充実を図ります。

○発達障害のある子ども・若者に対する支援

- ・学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援の充実、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、発達障害者支援体制の充実を図ります。
- ・発達障害のある生徒や学生に対して、キャリア支援コーディネーターが高校や大学等を巡回するなど、在学中から福祉等の関係機関と協働して支援に取り組むことにより、卒業後の就労や地域生活について切れ目のない支援の強化を図ります。

○特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

- ・「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、多様な学びの機会を確保するとともに、就学相談や支援体制の充実に努めます。
- ・障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するため、特別支援学校と小学校の双方に学籍を置く「副籍制度」のほか、特別支援学校の分教室や高等養護学校での交流を進め、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。
- ・個々の児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるため、個別の指導計画および個別の教育支援計画の一層の活用を推進するとともに、県立特別支援学校のセンター的機能の充実や教育環境の整備を図ります。

○がんや難病等、病気がある子どもや若者、その家族に対する支援

- ・乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、ワンストップで相談支援できるよう、体制の充実を図ります。

○障害者入所施設における支援

- ・近江学園等の県立障害児入所施設を活用し、地域支援では対応が難しい障害のある児童や虐待を受けている障害のある児童などに対して、それぞれの児童の特性に合わせた入所支援を行うとともに、当該施設で生活する児童が快適な生活と適切な支援を受けられる施設環境を整えます。

イ 外国につながりをもつ子ども等への支援

○教育・保育の充実

- ・外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている保育所等において、保

育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミュニケーションの円滑化を図るなど、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。

- ・外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設に対して、保育士等の配置や保育の質の向上や内容の充実に向けた指導・助言を実施します。
- ・認定こども園、保育所および幼稚園等において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受け入れや保護者への配慮、就学に際しての教育・保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行います。

○学習支援

- ・日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの状況に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつつ、日本語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。また、市町とも連携し、不就学またはその可能性がある外国人の子どもの就学の促進を図ります。
- ・上記のほか、「滋賀県多文化共生推進プラン(第3次改訂版)」に基づき、外国人県民等に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施策に取り組みます。

○子どもの健全な育成の支援

- ・日本での生活に不慣れな外国につながりをもつ子どもに対し、外国人学校・警察ネットワーク会議の開催や防犯教室などを通して、安心して過ごせるよう日本社会のルールなどに対する理解を促進します。

○多言語での情報提供および相談対応

- ・外国人県民等が生活に必要な情報を入手できるよう、「しが外国人相談センター」を設置・運営し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活に関わる幅広い分野に関する情報提供や相談に多言語で対応します。

V 基本理念の実現に向けた大切な視点

基本理念の実現に向け、以下の視点により施策を推進します。

- 1 子どもに関わる全ての施策を子どもの権利を守ることを旨として実施します。

滋賀県子ども基本条例の基本理念にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、実施するものとします。

- 2 「すまいる・あくしょん」の考え方を継承し、子ども・若者施策の展開にあたっては当事者である子ども・若者の意見を聴取し、応答、反映します。

※すまいる・あくしょん…コロナ禍において子ども・若者の声を聴いて策定した子どもの笑顔を増やすための行動様式

- 3 子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、部局間の連携強化により分野の隙間にある課題解決に取り組みます。

【子ども・若者の意見聴取にあたって】

当プランに基づく各事業の実施において、子ども・若者の意見聴取を行うにあたっては、事業の内容や対象者の範囲等を踏まえ、必要に応じて以下の事項について考慮することとします。

①企画する

○意見を聴く対象を検討します。

- ・施策の対象となる子ども・若者の範囲を適切に設定します。
- ・意見聴取の対象が特定の範囲に偏らないよう留意します。
- ・意見を聴く機会が十分に確保されるよう、広報や意見聴取の方法を工夫します。

○テーマを設定する

- ・わかりやすく、意見を言いやすいよう、設問の設定を工夫します。
- ・子ども・若者が意見を言いたいテーマを選べるよう仕組みを工夫します。

○実施体制を作る

- ・意見を聴く体制をつくるため、必要により外部人材の活用や連携を図ります。
- ・子ども・若者の年齢、特性、発達程度等に応じて必要な配慮をします。
- ・意見を言いやすい雰囲気づくり等に努めます。

- ・意見を聴くために子ども・若者にわかりやすい資料を用意します。

留意事項

- ・関心がない子ども・若者も大勢いることを念頭におき、ポスターや動画等により趣旨を伝えるなど、多くの子ども・若者に興味を持ってもらえる工夫をすること。
- ・より多くの子ども・若者から意見を聴くための仕組みとして、テーマに対して関心が高い子どもを中心として、あまり関心が高くない子ども・若者を巻き込みながら意見を聴く方法が考えられること。
- ・幼い年齢の子どもを対象とする場合は、保護者等の大人の意見に影響を受けている可能性を考慮し、子どもの率直な意見を聞くことができるよう工夫すること。
- ・意見聴取に協力いただく関係者に対して、趣旨を十分に説明する必要があること。
- ・子ども・若者が意見を出しやすいよう、選択式の回答方法とすることや、設問数を減らすなどの方法を検討すること。
- ・子ども・若者がより興味・関心を持つよう、企画段階から子ども・若者の参画を得ることも検討すること。

② 意見を聴く

○聴く側の姿勢や体制を整え、意見を伝えやすい工夫や配慮を行う

- ・大人は子ども・若者の視点で一緒に考え、思いを汲み取る姿勢を持ちます。
- ・大人の役割は子ども・若者の意見表明のサポートであることを認識します。
- ・意見を聴く目的や、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初に子ども・若者に説明します。
- ・どのような意見であっても受け入れられることを子ども・若者に示します。
- ・大人は「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者で共有します。

○意見を表明する選択肢を用意する

- ・子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう多様な手段を用意します。
- ・意見を聴く手法（対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等）の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択します。

○振り返りをする

- ・子ども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意します。
- ・意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをします。

○応答する

- ・意見を受け止めたことを子ども・若者に対して伝えます。

留意事項

- ・意見聴取の対象となる子ども・若者に対して、施策の対象者であることをあらかじめ伝えておくこと。特に大学生世代など、自分が対象に含まれていないと考える場合があることを念頭におくこと。
- ・意見聴取の手法については、協力いただく団体・関係者等の負担を考慮して、効率的な方法を検討すること。
- ・発達段階により、論理的な思考が難しい年齢の子どもであっても、他の子ども・若者の意見に対して、賛成の意思を示すことなどにより、意見表明が可能であること。
- ・大人が子どもの居場所に出向き、ワークショップ形式等で子ども・若者に働きかけながら意見を聴く方法が考えられること。
- ・意見聴取の方法によって回答できないことのないように、対面や意見箱の設置、SNSの活用等、多種多様な方法で意見聴取を行うこと。
- ・子ども・若者がより積極的に意見を出せるよう、意見反映によって、自分自身の生活や環境が変わる可能性があることを伝えること。
- ・子ども・若者が自分の意見を整理できるように、複数回意見聴取の機会を設けること。

③ 反映**○聴いた意見を受け止めどう反映するか検討する**

- ・子ども・若者の意見をどう反映するか検討し、子ども・若者に説明する準備をします。
- ・全ての意見を反映する必要はありませんが、政策の目的や内容等に応じて、また意見を表明した子ども・若者の年齢及び発達の程度に応じて、出された意見を正當に考慮します。

留意事項

- ・多数派の意見のみでなく、少数派の意見にも耳を傾けること。

④ フィードバック**○聴いた意見がどのように扱われたのか説明する**

- ・意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明（フィードバック）します。
- ・フィードバックは、子ども・若者に伝わりやすい工夫をします。

⑤ 次年度の施策への活用**○子ども・若者の意見を次年度の施策に活かす**

- ・各事業の計画・実施・振り返り等の段階において把握した子ども・若者の声を、

単年度の事業だけでなく、次年度以降の事業や施策等にも反映するよう、継続的な子ども・若者の意見の活用を検討します。

⑥声を聴かれにくい子ども・若者への配慮

- ・声を聴かれにくい子ども・若者がいることを理解します。
- ・先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けます。
- ・支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作ります。
- ・一人ひとりに必要な工夫や対応について、本人の意思を確認し、それぞれの特性に応じた丁寧な配慮を行います。
- ・一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとります。

留意事項（対応例として記載していますが、本人の意思を確認したうえで、特性に応じた適当な方法を用いることが重要です。）

- ・ **障害のある子ども・若者の場合**：自分の思いをうまく伝えられない場合があるため、根気よく話を聴くことが重要です。また、相手が理解しやすいように、やさしい言葉を使い、写真や絵を添えて説明することが望ましいです。必要に応じて指差しをしたり、実物を見せたりしながら話すことが有効な場合があります。刺激や情報を整理するため、必要により、なるべく静かな場所を用意することが望ましいです。
- ・ **外国人の子ども・若者の場合**：やさしい日本語を使ったり、通訳や多言語資料、翻訳機等を活用して伝達方法を工夫することが大切です。併せて、日本の文化や慣習について、説明する配慮も必要です。また、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真等の視覚資料と保護者の使用言語や、やさしい日本語で分かりやすくまとめることも考えられます。

VI プランの推進

この計画を実行性のあるものとするため、行政はもとより、家庭、学校・園、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

1 それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

県は、本計画に基づき、子どもの権利を守ることを旨とし、子育てや子どもの健やかな育ち、若者の希望を叶えるための取組について、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の策定および実施にあたっては、国、市町、保護者、学校・園、事業者、子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、協力するものとします。

また、経済的な問題や社会的孤立の問題等さまざまな理由で、健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、特別な支援を必要とする子ども・若者やその保護者に対しては、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

市町に対しては、情報の共有化、技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成等を通じて、市町が子育て支援施策を円滑に実施できるよう、広域自治体としての役割を踏まえ支援を行います。

加えて、計画の推進にあたり必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとします。

(2) 市町の役割

市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携のもと、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められます。

(3) 家庭の役割

家庭は社会を構成する最小単位の集団であり、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につける場として、極めて重要な役割を担っています。子育てについては保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもとに、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう子どもを育み、家庭生活を通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女が共に家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていけることが求められます。

（４）認定こども園、保育所、幼稚園、学校の役割

○認定こども園、保育所、幼稚園

乳幼児期の教育および保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要です。子どもが健やかに成長できるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。

さらに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること等が求められます。

また、安全確保や見守り、虐待の早期発見・未然防止など地域と連携して子どもの育ちに関わる必要があります。

○学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための資質や能力を育む場であり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、いじめや虐待をはじめ、一人ひとりが抱える様々な困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行う必要があります。

自己に直接関係する事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組むとともに、学校や地域における子どもの社会的活動への参画を促進するほか、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行うことが求められます。

また、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

（５）事業者の役割

事業者は、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備等、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うことが求められます。

また、職業生活と子育てなどの家庭生活との両立を実現していくうえで、大きな役割と責任を担っています。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、男性を含めた働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、親と子が利用しやすい設備の充実、子育てを応援するサービスの実施、職場体験の受け入れなど、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教育活動に対して、専門性を活かして積極的に参画することが期待されます。

(6) 県民の役割

県民は、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努める必要があります。

子ども・若者の人権を重んじ、その幸せを第一に考えるという視点に立って、子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育てや子ども・若者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが求められます。

(7) 地域の役割

地域においては、近隣や自治会、子育てサークルや青少年の健全育成に携わる団体などが相互に連携し、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や居場所づくり、安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

また、児童虐待防止の観点からも、子育て家庭が孤立することのないよう、地域全体で子育て家庭に関わることは大切であり、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

2 計画の推進体制

(1) 県における推進体制

子育てや子ども・若者の健やかな育ちを支え、多様化する県民のニーズや課題に対応するためには、教育・医療・福祉・労働などあらゆる分野で幅広く連携しながら取り組むことが必要です。県では、関係部局が相互に連携し、総合的な取組を進めます。

(2) 企業や民間団体等との連携

企業において、一般事業主行動計画等に基づく、仕事と子育ての両立支援の取組や若い世代の雇用が一層促進されるよう、労働局や経済団体、企業等と連携・協力して積極的な啓発活動を進めます。

また、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性を踏まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした子育て支援活動や協働によるネットワークづくりなどの取組が、各地域で積極的に展開されるよう協力・連携します。

(3) 国および市町との連携

本県の子ども・若者育成支援施策を着実に推進するため、国予算の重点配分や今後に向けた制度創設、制度改正に向け、国に対して本県の経験や課題を踏まえた、より良い政策づくりに向けた提案を行います。

また、市町において、子ども・子育て支援事業計画等に基づく取組が円滑に推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に対する技術的・専門的な助言や支援、子育て支援等に関わる人材の育成や資質向上などを推進します。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、計画に基づく主な事業を別に定めるとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、別に定める数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において点検評価を受けます。

また、その結果を広く県民に公表するとともに、子育て当事者などからの意見を踏まえて翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画を推進します。

(2) 計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の子ども・若者育成を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映します。

計画の見直しに当たっては、当事者である子ども・若者の意見を踏まえて実施することとします。

○淡海子ども・若者プランにおける総合目標

指標	現状	目標
子ども・若者が感じる幸せの度合い	—	R7と比較して上昇を目指す

○各基本施策における政策目標

指標	現状	目標
1 子どもの権利が守られる社会づくり		
子どもの権利が守られていると感じる人の割合	—	R7と比較して上昇を目指す
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組		
子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合	44.4% (R2～R5の平均)	53.1%を超える
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合	44.3% (R2～R5の平均)	46.9%を超える
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援		
困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合	小学生 70.2% 中学生 68.9% (R6)	R6と比較して上昇を目指す
4 社会的養育の推進		
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合	67.1% (R5)	100.0%
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童生徒の割合	12.0% (R4)	10.0%未満
6 ひとり親家庭への支援の推進		
母子家庭の暮らし向きに対する意識、父子家庭の暮らし向きに対する意識	母子：67.0% 父子：61.2% (計：66.1%) (R5)	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の合計した率(R10) (参考：R5 65.0%)
7 安心・安全な子育て環境の整備		
子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
保育所等待機児童数	169人 (R5)	0人
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備		
子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (R2～R5の平均)	63%を超える
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合	36.6% (R2～R5の平均)	39.3%を超える

■ 教育・保育の量の見込みおよび提供体制の確保ならびに実施時期

○認定こども園等利用児童数

(単位:人)

数値目標	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	3歳以上の利用児童数	保育認定	教育標準時間認定	3歳以上の利用児童数	保育認定	教育標準時間認定	3歳以上の利用児童数	保育認定	教育標準時間認定	3歳以上の利用児童数	保育認定	教育標準時間認定	3歳以上の利用児童数	保育認定	教育標準時間認定
量の見込み		9,564	22,408	14,769	22,310	14,837	8,618	21,853	15,152	8,271	21,646	15,259	7,782	21,353	15,393
確保方策		17,121	23,700	15,776	23,943	16,044	16,603	23,791	16,317	16,375	23,721	16,448	16,203	23,642	16,560
内 訳	認定こども園・保育所・幼稚園(特定教育・保育施設)	15,958	23,626	13,987	23,869	14,279	15,770	23,717	14,567	15,542	23,647	14,680	15,370	23,568	14,792
	給付外幼稚園	1,163	—	—	—	—	833	—	—	833	—	—	833	—	—
	地域型保育	—	—	1,621	—	1,597	—	—	1,582	—	—	1,600	—	—	1,600
	認可外保育施設	—	74	168	74	168	—	74	168	—	74	168	—	74	168

■ 地域子ども・子育て支援事業の見込みおよび提供体制の確保ならびに実施時期

○一時預かり事業(幼稚園型)

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	394,130	393,504	385,678	365,865	346,731
確保方策	延べ利用者数	408,817	410,331	404,314	383,735	364,963

○一時預かり事業

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	35,855	35,590	35,279	35,219	34,826
確保方策	延べ利用者数	49,609	49,367	49,073	48,713	48,290

○延長保育事業

(単位:人)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	11,763	11,782	11,793	11,803	11,802
確保方策	利用者数	11,818	11,847	11,873	11,888	11,884

○病児保育事業

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	23,611	23,596	23,569	23,656	23,635
確保方策	延べ利用者数	30,059	30,535	30,527	30,566	30,591

○利用者支援事業(基本型)

(単位:か所)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	実施箇所数	32	32	32	33	33

○利用者支援事業(特定型)

(単位:か所)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	実施箇所数	9	9	9	9	9

○利用者支援事業(こども家庭センター型)

(単位:か所)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	実施箇所数	29	30	30	30	30

○利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)

(単位:回)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	面談回数	15,363	15,169	14,895	14,691	14,612

○地域子育て支援拠点事業

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	626,882	644,641	653,145	660,746	671,553
確保方策	実施箇所数	94 か所	94 か所	94 か所	94 か所	93 か所

○子育て短期事業(ショートステイ)

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	2,052	2,103	2,132	2,150	2,176
確保方策	延べ利用者数	2,052	2,103	2,132	2,150	2,176

○子育て短期事業(トワイライトステイ)

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	164	164	163	156	156
確保方策	延べ利用者数	164	164	163	156	156

○ファミリー・サポート・センター(事業子育て援助活動支援事業)

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	14,843	14,941	14,950	14,929	14,939
確保方策	延べ利用者数	14,843	14,941	14,950	14,929	14,939

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(単位:人)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用児童数	23,816	23,900	23,876	23,833	23,823
確保方策	利用定員数	24,408	24,468	24,291	24,235	24,073

○乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問人数	9,555	9,409	9,290	9,192	9,122
確保方策	訪問人数	9,555	9,409	9,290	9,192	9,122

○養育支援訪問事業

(単位:人)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問数	5,203	5,179	5,144	5,114	5,073
確保方策	訪問数	5,203	5,179	5,144	5,114	5,073

○妊婦健診

(単位:回)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ受診回数	93,197	92,240	90,889	90,036	89,585
確保方策	延べ受診回数	93,197	92,240	90,889	90,036	89,585

○子育て世帯訪問支援事業

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	2,831	2,888	2,916	2,961	2,999
確保方策	延べ利用者数	2,782	2,839	2,889	2,932	2,999

○児童育成支援拠点事業

(単位:人)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	95	102	109	111	112
確保方策	利用者数	96	103	110	112	114

○親子関係形成支援事業

(単位:人)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	759	759	757	757	760
確保方策	利用者数	760	760	758	758	761

○産後ケア事業

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	1,886	1,890	1,898	1,903	1,914
確保方策	延べ利用者数	1,886	1,890	1,898	1,903	1,914

○乳児等通園支援事業

(単位:人日)

数値目標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	274	13,327	13,223	13,283	12,935
確保方策	延べ利用者数	710	14,222	14,148	14,075	13,740

※令和8年度からの制度本格実施を踏まえ、計画数値見直しを検討する予定です。

■ 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保にかかる県設定区域

○区域の設定

区域	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
----	--

※1 本計画に定める「量の見込み」および「確保方策」は、各市町の子ども・子育て支援事業計画の目標量を積み上げたものであり、それぞれの市町計画を着実に推進するため、県設定区域については、「市町域」を区域として設定するとともに、「量の見込み」および「確保方策」については、県全体の総見込量として定めています。

※2 各設定区域ごとの見込量については、各市町の子ども・子育て支援事業計画において定めるところによるものとします。

(参考)各基本施策に関する事業目標

指標	現状	目標(R11)
1 子どもの権利が守られる社会づくり		
普及啓発に係る出前講座の開催回数	-	延べ 60 回
子どもの権利委員会が調査・調整を行った案件数	-	新規案件累計 27 件
2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組		
しがこども体験学校参加団体数	184 団体 (R5)	220 団体
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	223 箇所 (R6)	直近の県内市町立小学校数
しがジョブパークの利用者数	14,608 人 (R5)	15,000 人
しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」でのマッチング数	1,237 組 (R5)	1,400 組
携帯電話等フィルタリング設定率	90.9% (R6)	95.0%
3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援		
スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125 件 (R5)	44,245 件
スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500 件 (R5)	5,300 件
ヤングケアラー支援に係る関係機関職員研修の参加者数	181 人 (R5)	180 人
ひきこもり支援施策推進会議の開催回数	2 回 (R6)	2 回
青少年立ち直り支援センター（あすくる）での支援プログラム終了率	65.6% (R5)	80.0%
4 社会的養育の推進		
地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 賛同企業・団体数	18 団体 (R5)	25 団体
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	78.1% (R4)	90.0%
養育里親の新規登録者数（世帯）	21 世帯 (R5)	各年度 21 世帯以上の新規登録
地域養護推進事業における支援計画策定率	34.2% (R5)	増加
こども家庭センター設置数	2 市 (R5)	全市町

指標	現状	目標(R11)
5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進		
スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125 件 (R5)	44,245 件
スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500 件 (R5)	5,300 件
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% (R5)	99.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.6% (R5)	1.3%
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	35.8% (R5)	41.6%
こどもの生活・学習支援事業実施市町数	6 市 (R5)	全市町
6 ひとり親家庭への支援の推進		
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数	121 人 (R5)	650 人 (R7 年度～11 年度 累計)
養育費を受け取っている母子家庭の割合	40.8% (R5)	67.0%
ひとり親家庭の子どもの進学率(高校等への進学率)	96.7% (R5)	99.0%
ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	70.5% (R5)	83.8%
こどもの生活・学習支援事業実施市町数(再掲)	6 市 (R5)	全市町
7 安心・安全な子育て環境の整備		
プレコンセプションケアについて知っている県民の割合	2.2% (R5)	20.0%
産後ケア事業の利用率	-	全国平均より高い
認定こども園等利用定員数		
3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	22,134 人 (R5)	16,203 人
3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	23,289 人 (R5)	23,642 人
3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	15,809 人 (R5)	16,560 人
保育従事者の離職率(定年退職や雇用期間満了での退職を除く)	7.7% (R5)	3.8%
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の新規登録企業数(従業員数 100 人以下の企業)	33 社 (R5)	50 社
8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備		
家庭教育支援チームを組織する市町数	10 市町 (R5)	家庭教育支援チームを組織する市町数の増加
淡海子育て応援団の協力事業所数	2335 店舗 (R5)	2700 店舗

VII 資料編

淡海子ども・若者プランの策定経過

滋賀県子ども若者審議会 委員名簿

滋賀県子ども若者審議会 検討部会委員名簿

淡海子ども・若者プラン 用語解説

淡海子ども・若者プランの策定経過

(1) 滋賀県子ども若者審議会での検討

計画を策定するにあたり、子ども・若者育成施策分野や経済・労働分野の関係者、有識者等の意見を反映するため、滋賀県子ども若者審議会に諮問し、本県の子ども・若者施策の基本的な考え方や推進方策等について御議論をいただきました。

会議	開催月日	主な議題
第19回	令和6年1月19日	(1) 現行プランにおける子ども施策に係る課題等の状況について (2) 国および県における最近の動き等について (3) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について
第21回	令和6年8月30日	(1) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について (2) 令和5年度における子ども・若者施策の取組状況について
第22回	令和6年10月18日	(1) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定について
答申	令和6年10月23日	次期「淡海子ども・若者プラン」の策定に係る答申

※審議会の開催数は通算。第20回は別の議題で開催

(2) テーマ別検討部会での検討経過

審議会においては、広く関係者の意見を反映していくため、子ども・若者育成施策に関する各分野や子ども・若者の意見反映のための検討部会を設けられました。

各検討部会では、施策の基本的な考え方や方向性等が集中的に議論され、第21回審議会において、各検討部会で集約された意見が報告されました。

■ 子ども真ん中企画検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月27日	(1) 淡海子ども・若者プラン次期計画策定の概要について (2) 子ども真ん中企画検討部会報告書(たたき台)について
第2回	令和6年6月18日	(1) 子ども真ん中企画検討部会報告書案について (2) 次期「淡海子ども・若者プラン」の策定に係る子どもの意見反映案について

■ 子ども・子育て支援検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月30日	(1) 淡海子ども・若者プランの改定に係る検討の進め方等について (2) 子ども・子育て支援検討部会報告書素案(たたき台)について
第2回	令和6年6月20日	(1) 子ども・子育て支援検討部会報告書素案について
第3回	令和6年7月29日	(1) 子ども・子育て支援検討部会報告書案について

■ 社会的養護検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月31日	(1) 次期淡海子ども・若者プラン策定の概要について (2) 社会的養護検討部会報告書の作成について

第2回	令和6年7月10日	(1) 社会的養護検討部会報告書案について
-----	-----------	-----------------------

■子ども・若者施策検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月23日	(1) 淡海子ども・若者プラン次期計画策定の概要について (2) 子ども・若者施策検討部会所管事項に係る現状と課題について
第2回	令和6年6月13日	(1) 子ども・若者施策検討部会報告書案について
第3回	令和6年7月31日	(1) 子ども・若者施策検討部会報告書案について

■ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会

会議	開催月日	主な議題
第1回	令和6年5月23日	(1) 淡海子ども・若者プランの改定に係る検討の進め方等について (2) 現淡海子ども・若者プラン取組状況について (3) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書の作成に向けて (4) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書素案について
第2回	令和6年6月13日	(1) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書素案について
第3回	令和6年7月12日	(1) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書案について

滋賀県子ども若者審議会規則および委員名簿
(答申(令和6年10月23日)時点)

◎は会長

(50音順、敬称略)

氏 名	現 職
池内 正博	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 理事
磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授
猪田 誠	東近江市こども政策課 課長
宇野 真利亜	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会 会長
落川 昌子	滋賀県市町保健師協議会 理事
金山 里美	特定非営利法人四つ葉のクローバー
菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 理事
静永 賢瑞	一般社団法人滋賀県保育協議会 会長
◎炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
住吉 厚志	草津市立玉川小学校 校長
田原 賢	一般社団法人滋賀経済産業協会 株式会社ケンシン 代表取締役
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会 会長
西村 嘉記	公募委員
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
春田 真樹	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長
廣瀬 香織	一般社団法人ママサポートコミュニティ 代表理事
福原 猛	甲良町 教育次長
藤井 駒里	公募委員
伏木 与司広	滋賀県PTA連絡協議会 理事

滋賀県子ども若者審議会 検討部会委員名簿

◎は部会長

(50音順、敬称略)

(1) 子ども真ん中企画検討部会

氏名	現職
田中 洋一	CLUB ATTRACTION 代表理事
西村 嘉記	公募委員
◎野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
廣瀬 香織	一般社団法人ママサポートコミュニティ 代表理事
藤井 駒里	公募委員
森井 貴士	甲賀市立綾野小学校 教諭
森 由利子	滋賀県人権センター 副理事長
門地 弘太	大津市教育委員会 指導主事

(2) 子ども・子育て支援検討部会

氏名	現職
家永 瑞穂	栗東市金勝学童保育所 指導員
猪田 誠	東近江市こども政策課長
宇野 真利亜	滋賀県国公立幼稚園こども園長会 会長
木村 かおる	貴生川認定こども園 園長
静永 賢瑞	一般社団法人滋賀県保育協議会 会長
◎炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
田原 賢	一般社団法人滋賀経済産業協会 株式会社ケンシン 代表取締役
丸尾 良浩	滋賀医科大学 教授
宮本 麻里	子育て応援カフェ LOC0 代表
吉村 賢一	滋賀労働局雇用環境・均等室 室長

(3) 社会的養護検討部会

氏名	現職
猪飼 久雄	里親支援センターしが センター長
磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授
落川 昌子	滋賀県市町保健師協議会 理事
佐藤 哲也	滋賀県里親連合会 理事長
杉森 正	市町スーパーバイザー
◎野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
春田 真樹	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長
淵元 純子	滋賀県助産師会代表 理事
堀田 直美	滋賀県弁護士会(子どもの権利委員会)代表
増居 志穂	愛荘町子ども支援課 課長

(4) 子ども・若者施策検討部会

氏名	現職
明吉 正知	県立守山高等学校 校長
大谷 琢央	滋賀県 PTA 連絡協議会 監事
桂 幸生	光泉カトリック中学校・高等学校 校長
杉山 泰之	草津市立少年センター 所長
炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
柴田 雅美	滋賀大学 地域連携教育推進センター 特命教授
田口 真太郎	成安造形大学 助教
谷口 郁美	滋賀県社会福祉協議会 副会長
富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会 会長
野村 早苗	NP0 法人 アザックとよさと
◎原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
福原 猛	甲良町 教育次長

(5) ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策等検討部会

氏名	現職
池内 正博	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 理事
金山 里美	特定非営利法人四つ葉のクローバー
神原 文子	神原人権文化研究所
菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会
斎藤 真緒	立命館大学産業社会学部 教授
坂下 ふじ子	滋賀県母子福祉のぞみ会 会長
◎炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
住吉 厚志	滋賀県小学校長会 草津市立玉川小学校長
辻村 朗子	野洲市健康福祉部次長(高齢者・子育て担当) 兼こども家庭局次長
若林 直美	滋賀労働局職業安定部訓練課 課長

淡海子ども・若者プラン 用語解説

注釈No.	用語	解 説
1	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。
2	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。
3	ニート	ニート(NEET)とは、Not in Education, Employment or Training の略。厚生労働省の定義では、15～34 歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者。
4	ヤングケアラー	家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。滋賀県では「子ども若者ケアラー」と呼んでいる。
5	社会的養育	社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものであり、「社会的養護」のみならず、市町村が行う地域における子育て支援施策全般を含む。
6	生命（いのち）の安全教育	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切にする考えや自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの。
7	プレコンセプションケア	コンセプションは、受胎のことをいう。プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいう。
8	こども家庭センター	市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う機関。
9	ハイリスク妊産婦	流産・早産、慢性の疾患をもっている妊産婦など、母体・胎児・新生児のいずれかが著しく危険な状態に陥ると予想される妊産婦のこと。
10	子ども家庭相談センター	児童福祉法に基づく児童相談所。非行や虐待、障害など、18 歳未満の子どもや家庭、妊産婦の福祉に関する相談の対応、助言指導を行う。また、市町間の連絡調整や情報提供、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行うほか、市町において対応が困難なケースについては、立入調査、一時保護、判定、施設入所措置などの方法を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。
11	里親	何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを、自らの家庭に受け入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する者。
12	ファミリーホーム	児童福祉法で定める小規模住居型児童養育事業のこと。養育里親のうち、養育経験年数等の要件を満たす者が養育者となり、養育者の住居において複数の子どもを養育する事業。
13	特別養子縁組	養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度
14	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
15	乳児院	乳児（特に必要な幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者に対して、相談その他の援助を行

		うことを目的とする施設。
16	児童心理治療施設	心理的・情緒的不適応が生じた子どもを短期間、入所させ、または通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行い、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
17	児童自立支援施設	不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
18	障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。
19	ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置などその他の保護者としての監護を著しく怠ること。
20	相対的貧困率	等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯の割合。
21	子どもの貧困率	相対的貧困の状態にある（平均的な所得の半分以上を下回る）世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合のこと。
22	教育扶助	生活保護の一つとして、小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給されるもの。
23	就学援助	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対する学用品費、通学費等の援助。
24	児童扶養手当	父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童等を監護する者に対して支給される手当。
25	養育費	子どもを監護・教育するために必要な費用。一般的に言えば、未成年者（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが含まれる。
26	共同親権	離婚後も父母双方が子どもの親権を持つ制度。
27	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
28	包括的性教育	従来の性や生殖などの性教育にとどまらず、ジェンダー平等や性の多様性、自己決定能力などの人権尊重を含んだ考え方
29	周産期	出産前後の期間。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数である。
30	待機児童	保育の必要性の認定がされ、認定こども園や保育所等の利用申し込みがされているが利用していないの児童、すなわち認定こども園や保育所への入所を待っている児童。
31	認定こども園	保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援を実施する機能をともに備え、認可・認定基準を満たす施設として、知事（中核市に存する幼保連携型認定こども園の認可は中核市が行う）から認可・認定を受けたものをいう。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四類型がある。
32	放課後児童クラブ	保護者が、労働等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に公共施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。「学童保育」と呼ばれることもある。

33	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
34	日本版DBS	教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み
35	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和
36	フレックスタイム制度	一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業・終業時刻、労働時間を選択して働く制度。
37	低出生体重児	出生時の体重が2,500g未満の新生児。
38	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
39	子どもの権利条約	子ども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めている。
40	子どもの最善の利益	子どもに関することが決められ、行われる時に、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えられること。
41	STEAM教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(芸術)、Mathematics(数学)の5科目の頭文字から成る言葉。さらにリベラル・アーツ(liberal Arts)の考えを取り入れた幅広い教養も含めるなど、文系、理系の枠を超え、実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育とされる。
42	近江の心	それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心(主な教え) ○中江藤樹先生の教えである「良知(生まれながらにして持っている美しい心)」の心 ○糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心 ○雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心 ○近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心 ○琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心 など
43	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。
44	キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。
45	しがジョブパーク	滋賀県および滋賀労働局が共同で設置した若年者就業支援機関。若者の就職を応援するため、合同企業説明会のほか、職業相談・履歴書添削・面接練習・セミナー開催等、相談から就職までの一貫したサービスをワンストップで提供。
46	地域若者サポートステーション(サポステ)	働くことに踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生

		労働省の支援機関。
47	こころのサポートしが (LINE相談)	子育てや学校、若年女性が抱える悩み、こころやいのちに関することなどに対し、心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員が相談対応に応じる事業
48	児童養護施設	保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させ、これを養護し、あわせて退所した子どもに対して、相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
49	スクールカウンセラー	児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う臨床心理士、公認心理師、学校心理士等のこと。
50	スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。
51	アセスメント	援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応などについて評価・判定を行うこと。
52	教育支援センター	教育委員会等が学校内の教室以外の部屋や学校以外の場所において、不登校の状態にある児童生徒等への指導、支援を組織的、計画的に行うために設置したもの。学校内のものを「校内教育支援センター」、学校外のものを「校外教育支援センター」と呼ぶ。
53	家庭教育支援チーム	子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まり。身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりするほか、地域の実情に即して、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援している。
54	訪問型家庭教育支援	学びの場や相談の場などに出向くことが難しい家庭を訪問して支援を届け、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えるアウトリーチ型の家庭教育支援活動。
55	要保護児童対策地域協議会	福祉、保健、医療、教育、および警察などの関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。
56	少年センター	青少年の非行防止対策を推進していくための地域における拠点として設置され、少年非行防止に係る行政機関・団体およびボランティアが協力して街頭補導や少年相談業務等を行っている。県内16か所に設置。
57	少年サポートセンター	少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っている。県内2か所に設置。
58	青少年立ち直り支援センター（あすくる）	少年センターのうち9センターに、支援コーディネーター、心理臨床担当職員、現職教員を配置して、非行少年等の立ち直りを支援する機能を備えたもの。
59	オレンジリボン	「子ども虐待のない社会の実現」を目指す「オレンジリボン運動」のシンボルマーク。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表している。
60	伴走型相談支援	妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のこと。
61	産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。
62	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や仕事などの理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、看病

		疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業。
63	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合などに、その子どもを児童養護施設等で預かる事業。
64	子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）	子どもや子育てに関する電話相談を実施（平成18年（2006年）6月に開設）。
65	子ども家庭相談室	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するための県の機関（東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所に設置）
66	里親支援センター	里親支援事業を行うほか、里親およびファミリーホームに従事する者その養育される児童ならびに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う機関
67	子ども権利ノート	児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていること」を伝えるためのノート。滋賀県では平成18年度（2006年度）から児童養護施設等にいる全ての子どもに配付している。
68	滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会	定期的に児童養護施設等を訪問し、実地調査や職員および子どもとの意見交換を行った後、子どもの権利擁護について評価するとともに、必要な助言指導を行う組織。第三者（弁護士、臨床心理士、学識経験者等）により構成される。
69	意見表明等支援員	児童の福祉に関し知識又は経験を有する者で、子どもの立場に立って、子どもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁して伝達したりする役割を担う。
70	親子関係の再構築支援	子どもと親が肯定的なつながりを築くため、虐待などの問題を抱えた家庭の親子関係の修復や再構築を支援すること。親子分離等によって離れて生活する親子を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、一定の距離を保って交流を続けながらお互いを受け入れ、認め合う関係の構築や、ともに暮らす親子を対象とした虐待リスクの軽減、予防のための支援も含まれる。また、親子の交流が望ましくない、あるいは交流がない家庭におけるきょうだいや親族等との関係構築の支援も含まれる。
71	レスパイトケア	保護者が子育てから一時的に休息できるための支援
72	児童家庭支援センター	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的援助が必要な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭福祉の向上を図ることを目的とした機関。
73	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
74	特別支援教育	障害のある子どもたちを対象に、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導および必要な支援を行うもの。
75	放課後子ども教室	放課後等に小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館

		等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、学習支援や体験活動を実施し、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。放課後児童クラブ(学童保育)とは異なり、全ての子どもが対象となる。放課後児童クラブとの連携・一体的な実施が進められている。
76	地域学校協働活動	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、団体等の参画により行う様々な活動。
77	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	学校の管理運営の改善を図るため、保護者や地域住民等により構成され、その学校の運営に関して協議する機関として教育委員会が設置するもの。
78	しがこども体験学校	「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、地域団体、NPO、企業等が、身近な自然や社会環境を活かして、子どもたちのために体験学習・体験活動のプログラムを提供する事業。
79	母子・父子自立支援員	母子家庭等に対して、自立に必要な情報提供を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行う者。
80	ひとり親家庭福祉推進員	母子自立支援員の協力者として、地域のひとり親家庭等の相談援助や情報提供を行う者。
81	母子父子寡婦福祉資金	20歳未満の子どもを養育している母子家庭や寡婦に、低利又は無利子で各種資金を貸し付けし、母子(寡婦)家庭の生活の安定と自立を助けることを目的としている制度。資金には、子どもの進学のためのもの、母親が技能や資格を得るためのもの、その他、生活に関する様々な資金がある。
82	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。
83	ひとり親家庭総合サポートセンター	母子家庭、父子家庭、寡婦のための総合相談窓口。ひとり親家庭の悩みや困りごとなど様々な相談に対して、専門の相談員がアドバイスし、サポートを行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う。
84	幼児教育・保育の無償化	令和元年10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されたもの。(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象)
85	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を記載したポスターなどを掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進している。
86	総合周産期母子医療センター	MFICU(母体・胎児集中治療管理室)を含む産科病棟およびNICU(新生児集中管理室)を含む新生児病棟を備え、母体および新生児受入体制を有し、母体または児におけるリスクの高い妊娠に対する医療および高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設。
87	産褥期	分娩が終わってから、母体が回復して、妊娠前の状態に戻るまでの期間(通常、産後6~8週間)。
88	産前産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する悩みに対して、支援者が悩みや不安を傾聴し、相談支援を行うもの。
89	先天性代謝異常	生まれつき特定の酵素に異常があつて起こる病気。
90	マス・スクリーニング	日本では、新生児に対し、先天性代謝異常等検査を行って

		おり、この検査を指す。マス・スクリーニングとは、病気の症状が出た人、つまり患者を対象にして医療を開始するのではなく、全ての対象に対してその病気であるかどうかをチェックすることをいう。
91	リファーマ	より詳しい検査が必要ということ
92	ポピュレーションアプローチ	集団全体を対象とした健康増進や疾病予防のための取組。特定の高リスク者だけでなく、集団全体の健康水準を底上げすることを目的としている。
93	フッ化物洗口	永久歯のむし歯予防手段を目的に一定濃度のフッ化ナトリウム溶液(5～10ml)を用いて、1分間ぶくぶくうがいをする方法。
94	乳幼児突然死症候群	それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が特定されない、おおむね1歳未満の乳幼児に突然の死をもたらす症候群。SIDS (Sudden Infant Death Syndrome)。
95	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。
96	地域子育て支援拠点	子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促すため、地域において、子育て家庭の保護者と子どもが相互に交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談援助や情報提供などを実施する子育て支援のための拠点。「つどいのひろば」や「子育て支援センター」がそれにあたる。
97	医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
98	地域自立支援協議会	市町村：相談支援事業をはじめとする地域の関係者が集まり、個別の事例を通じて本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえた上で地域における障害者等への支援体制の整備を進めるため、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。 都道府県：都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、市町村協議会との効果的な連携に努めるとともに、主導的役割を担う協議の場。
99	放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、学校の授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の機会の提供等を通所にて行う事業。
100	小規模保育事業	市町を認可を受けて、19人以下の乳幼児を保育する事業。
101	待機児童対策協議会	待機児童解消を促進するための方策として、都道府県による市町村の取組の支援をより実効的なものとするため、小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する施策であって、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて、当該都道府県、関係市町村等が協議する場。
102	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項を定めたもの。
103	幼稚園教育要領	公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるもの。
104	教育・保育施設	認定こども園、保育所、幼稚園
105	家庭的保育事業	市町等が行う研修を修了し、認定を受けた家庭的保育者が、自宅などの家庭的な雰囲気の中で少人数の乳幼児を保育する事業。家庭的保育者は「保育ママ」と呼ばれることも

		ある。市町の認可事業。
106	保育士・保育所支援センター	保育士養成校卒業者の県内保育所・認定こども園等への就職促進、潜在保育士の就職支援や、保育所・認定こども園等に勤務する保育士の就労継続をサポートする機関。
107	潜在保育士	保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として就業していない者。
108	認可外保育施設	児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設
109	森のようちえん	自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称。本県においては、その中でも保育時間の大半を森林を中心とした自然フィールドで保育する団体を指す場合が多い。
110	幼児教育類似施設	幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている施設。
111	ユニバーサルデザイン	すべての人が利用または参加することを前提として、できるだけ多くの人たちがまち、もの、サービス・情報をすべて使えるよう、また使いやすいようにはじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていくという考え方。
112	CDR	Child Death Review の略で、予防のためのこどもの死亡検証のこと。医療機関や行政をはじめとする複数の機関・専門家が連携して、亡くなった子どもの事例を検証し、予防策を提言する取り組み。予防策を導き出すことで、未来の防ぎうるこどもの死亡を少しでも減らすことを目的とするもの。
113	スクールガード	児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。
114	子ども安全リーダー	滋賀県独自に設置されている地域安全のためのボランティアのことで、教育や防犯関係者を中心に、小学校区ごとに約5名ずつ警察署長から委嘱されている。通学路パトロールや不審者・車両に関する情報提供等を行う。
115	キッズ・ゾーン	散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲半径500メートルを目安として市町保育担当部局が設定する。
116	子ども110番の家	子どもが「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときにその子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。
117	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立等を図るための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
118	青少年育成県民運動	次代を担う青少年が健やかに成長できるよう、昭和41年に結成された滋賀県青少年育成県民会議を中心に、県の施策と呼応し、青少年育成市町民会議をはじめ関係団体・機関と連携して、「たくましく伸びよう 伸ばそう 湖国の子」をスローガンのもと行われている県民運動。
119	淡海子育て応援団事業	子育て家庭が優遇されるサービスの提供や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く事業所に働きかけるとともに、賛同する事業所を淡海子育て応援団として登録し、その取組内容を紹介する事業。
120	滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁ	家庭教育の向上に向けた職場づくりをはじめ社会全体で子どもの育ちを支えるために、経営者・従業員をあげて自主

	み)	的に取り組んでいただける企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、協力して滋賀県の家庭教育の向上を推進しようとする制度。
121	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が、共に学ぶ仕組みのこと。
122	副籍制度	特別支援学校と地域の学校の双方に学籍を置いて学ぶ仕組みのこと。
123	保育所保育指針	保育所保育の基本となる考え方や保育のねらいおよび内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの。

淡海子ども・若者プラン

子ども・若者が笑顔で幸せに暮らせる滋賀

発行 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

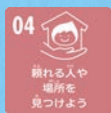
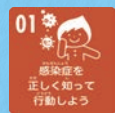
TEL：077-528-3550

FAX：077-528-4854

Mail：ja00@pref.shiga.lg.jp

「淡海子ども・若者プラン」はHPでもご覧いただけます。





すまいる・あくしょんイメージキャラクター